

第2期
大東市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
大東市

はじめに

近年、子育てをめぐる地域や家庭の状況は、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化などの社会的要因を背景として大きく変化しています。令和元年10月には、幼児教育・保育が無償化され、就学前教育・保育ニーズが増大する中、安心して子育てをすることができ、子どもが健やかに成長することができるまちづくりが求められています。



本市では、平成27年に「大東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「待機児童ゼロのまちづくり」を重点施策として、認定こども園化の推進や、送迎保育ステーション機能を備えた多機能型保育施設の開設など、待機児童解消に向けた施策の展開に取り組んできました。この結果、平成30年度より年度当初における待機児童ゼロを達成するなどの具体的な成果をあげてきたところです。このたび計画の最終年度を迎えるにあたり、これまでの取り組みを礎に、更なる子育て支援の充実を図るため、「第2期大東市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

第2期計画では、「親子の笑顔あふれるまち～みんなでつくる子育て安心のまち大東～」を基本理念として、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、将来にわたって発展し続けることのできるまちづくりを進めるため、重点目標を「未来につながる子ども・子育て支援」といたしました。子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」を中心とした、子どもの成長に応じた切れ目のない支援と、保育サービスの安定的供給により、安心して子育てのできる豊かな子育て環境をつくり上げ、若い世代の人口流入、人口定着を実現してまいります。

子どもたちは、未来の大東市の主役となるべき財産です。将来を担う子どもたちの健やかな成長は、ご家庭はもちろんのこと、地域全体の願いです。子どもたちの健やかな成長が、市民の皆様の喜びとなりますよう、これからも子育て支援施策の充実に全力で取り組みます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました大東市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査に貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

大東市長 東坂 浩一



目次



第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 制度改正等のポイント	4
5 計画の策定方法	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	7
1 人口等の推移	7
2 子育て家庭の状況	13
3 就労状況について	19
4 教育・保育事業について	26
5 生活環境等について	31
6 個別施策の評価	33
7 子育て支援に関する課題の整理	34
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 重点施策に対する取り組み	38
4 施策の体系	40
第4章 子育て支援施策の展開.....	41
基本目標Ⅰ 子育てと仕事を両立できる社会づくり	41
1 保育サービスの充実	41
2 子育てと仕事の両立のための環境整備	43
基本目標Ⅱ 子どもが心豊かに育つ学習環境づくり	45
1 就学前教育・保育の充実	45
(1) 就学前教育・保育内容の充実	45
2 学校教育の充実	46
3 学校・家庭・地域社会の連携	48
4 地域の子育て力向上への支援	51



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

このため、大東市（以下、「本市」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「親子の笑顔あふれるまち ～みんなでつくる子育て安心のまち大東～」を基本理念とした「大東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現に向けた、多様な支援施策の充実に取り組んできました。

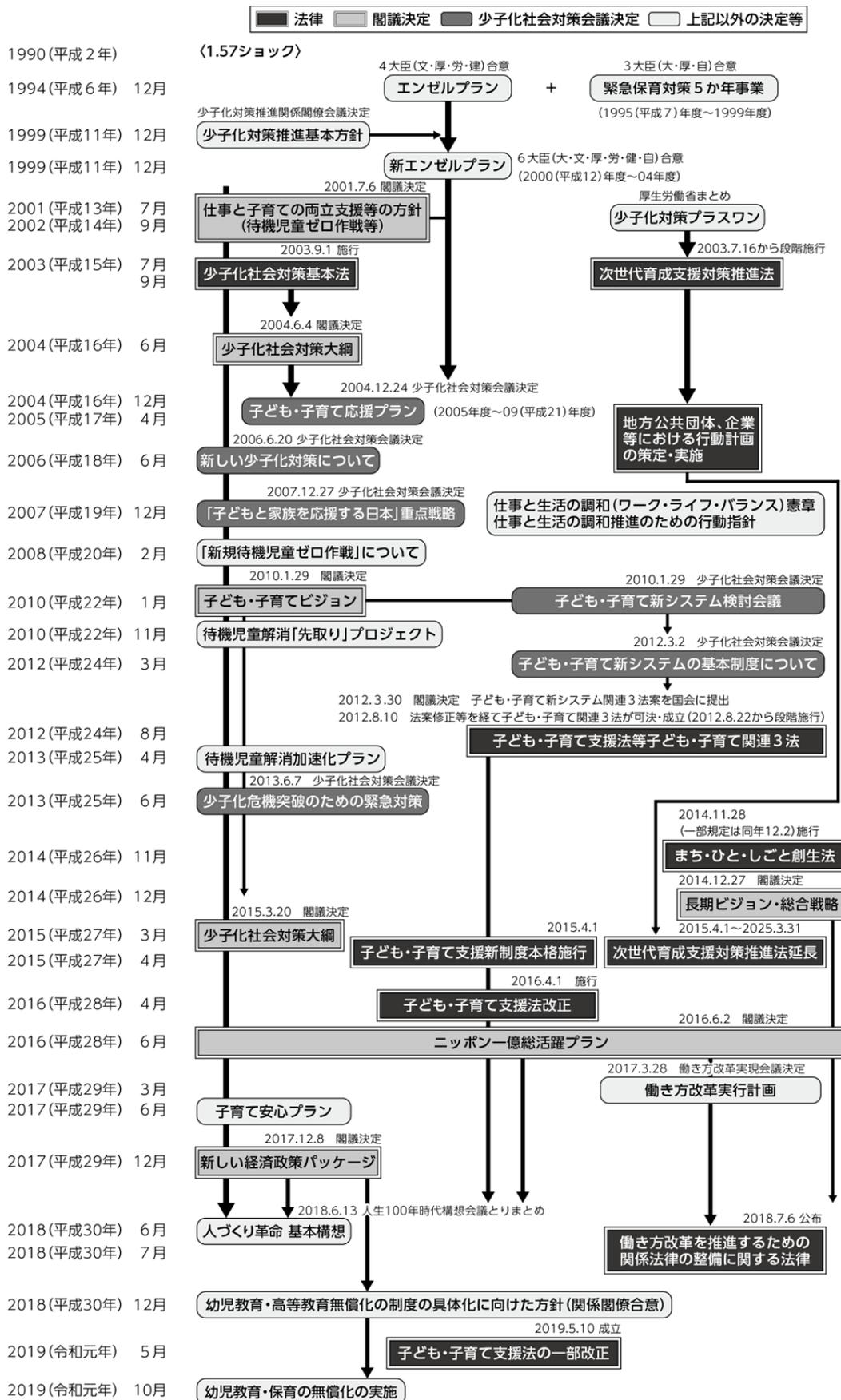
この5年間の子ども・子育てを取り巻く環境の変化として、平成28年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援に関する内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関する様々な法律等が施行・改正されました。（P.2「子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み」参照）

令和元年10月には、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、少子化対策の観点から幼児教育の負担軽減を図る取り組みとして、「幼児教育・保育の無償化制度」が実施される等、新制度開始以降に様々な社会的状況の変化が生じていることから、これらに対応し、新たな制度の下で、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」をめざすとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援施策を進めることが必要となっています。

本市ではこのような状況をふまえ、現行計画である「大東市 子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援事業の利用状況や潜在的な利用ニーズを把握することにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第2期大東市 子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。また、子ども・子育てに関する多様な施策を体系的に整理・実施し、子育てしやすいまちの実現に向けた、施策の質の向上に取り組めます。



【子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み】



参考：内閣府資料

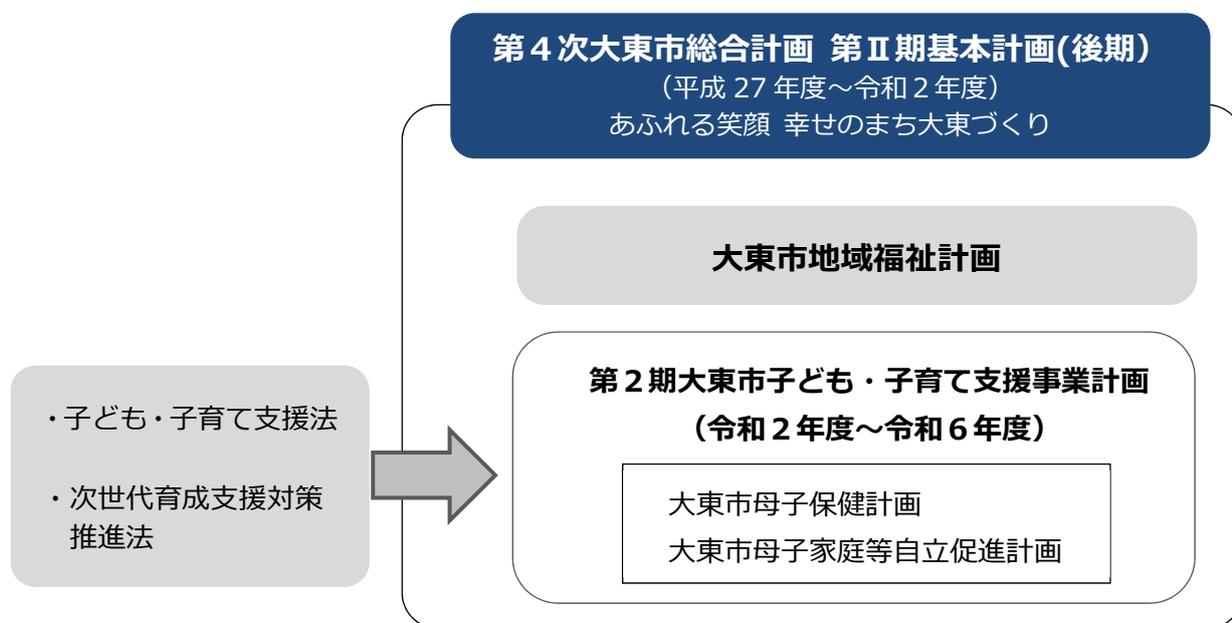
2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

策定にあたり、本市の市政運営の柱となる「第4次大東市総合計画」を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図りました。また、効果的な母子保健対策の推進を目的とする「大東市母子保健計画」「大東市母子家庭等自立促進計画」については、本計画と対象が重なることから、引き続き本計画に包含していくものとします。

さらに、「大東市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むこととします。



3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて検討し、見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大東市子ども・子育て支援事業計画					第2期 大東市子ども・子育て支援事業計画				



4 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置が講じられました。

また、令和元年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、総合的な少子化対策の推進の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が新たに創設されました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもと0歳から2歳までの市町村住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設等の費用の無償化が実施されました。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点の留意事項が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めることとなりました。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切にニーズ量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め、多様な方策を検討することとなりました。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこととなりました。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこととなりました。

利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意することが求められます。

放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出することとなりました。

(3) 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」の解消をめざし、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を進めることを目的として放課後児童クラブの役割を徹底することとなりました。

(4) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の必要な措置を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築をめざすこととなりました。

5 計画の策定方法

(1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「大東市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容に対する意見を求めるとともに、ニーズ調査やパブリックコメントによる市民意見を反映して策定しました。

(2) ニーズ調査の実施

本市の子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため、市民ニーズの現状分析や今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。



【子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査】

項目	就学前児童用	就学児童用
調査対象者	就学前児童の保護者	就学児童（1～3年）の保護者
標本数	1,800 件	900 件
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数	882 件	403 件
回収率	49.0%	44.8%
調査時期	平成 31 年 1 月 7 日 ～ 1 月 21 日	



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

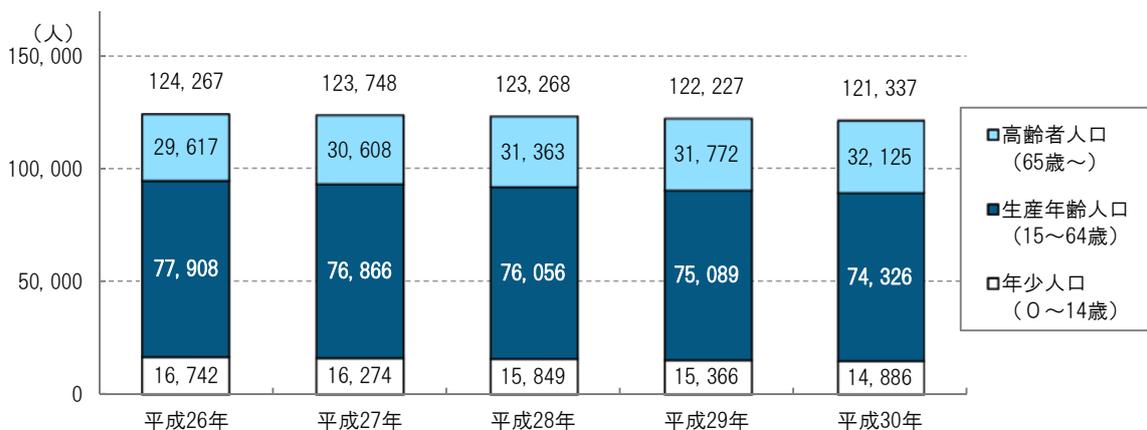
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の推移

(1) 人口（3区分）の推移

本市の人口推計を3階級別人口で見ると、平成26年以降高齢者人口（65歳以上）は増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）はともに減少しています。

【3階級別人口の推移】

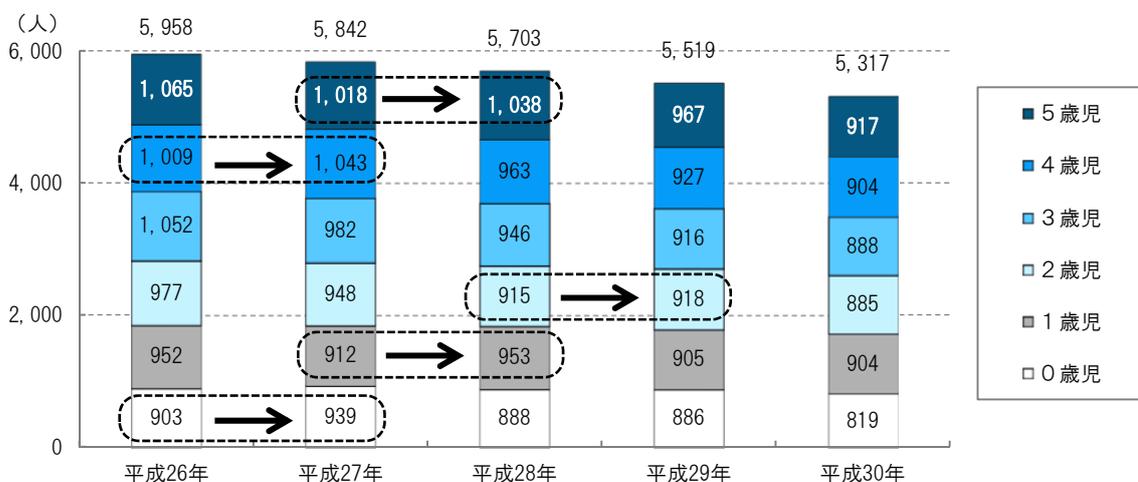


出典：大東市「住民基本台帳」各年4月1日現在

(2) 就学前児童の人口の推移

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口をみると、総数としては平成26年度以降年々減少しています。

【0～5歳児の人口推移】

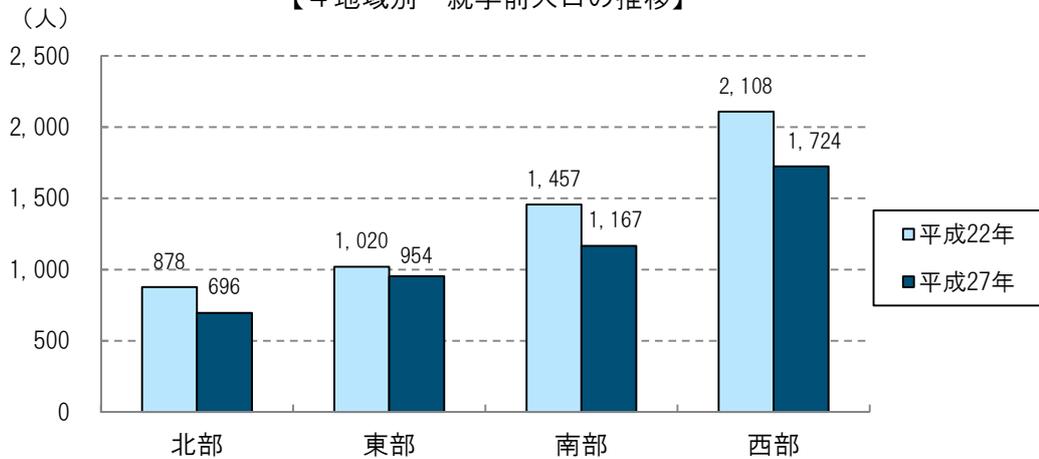


出典：大東市「住民基本台帳」各年4月1日現在



就学前児童の地域別（4地域）の人口推移をみると、全ての地域において減少傾向にあります。東部地域は微減となっており、他の地域に比べて減少率が小さくなっています。

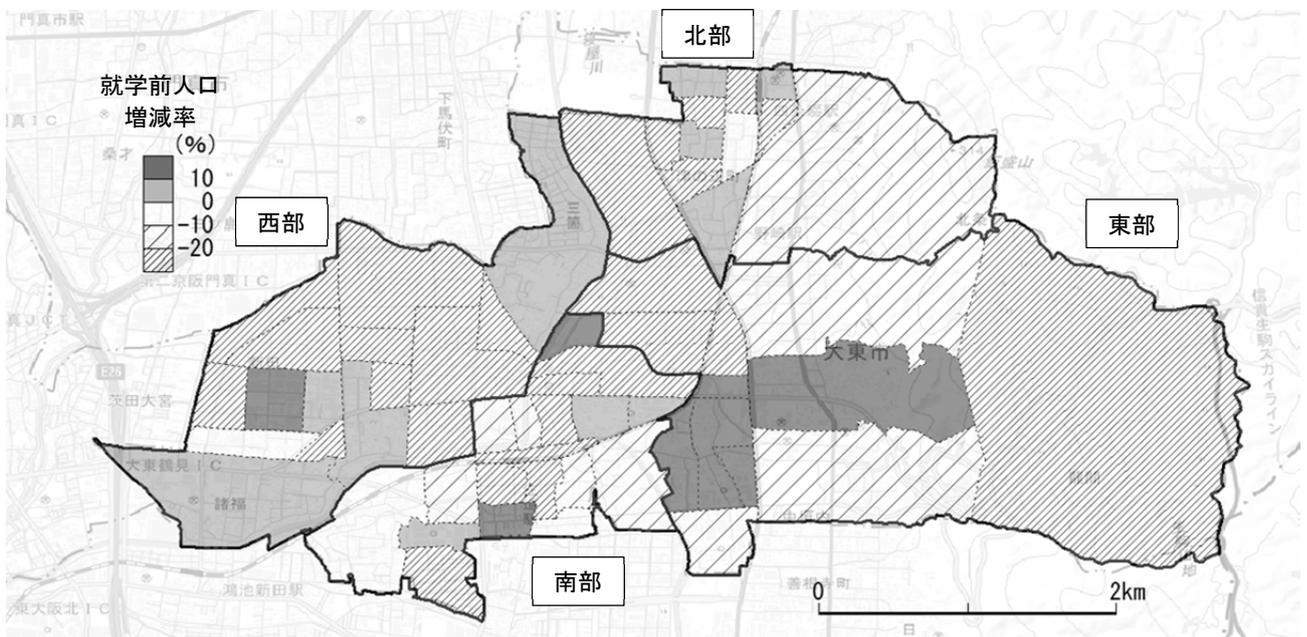
【4地域別 就学前人口の推移】



出典：平成22年、平成27年国勢調査

地域別の人口推移について、平成22年から27年にかけての町別（大字単位）での増加率をみると、全体的には減少傾向にありますが、10%以上増加している地域も一部みられます。

【町別 就学前人口の増加率】

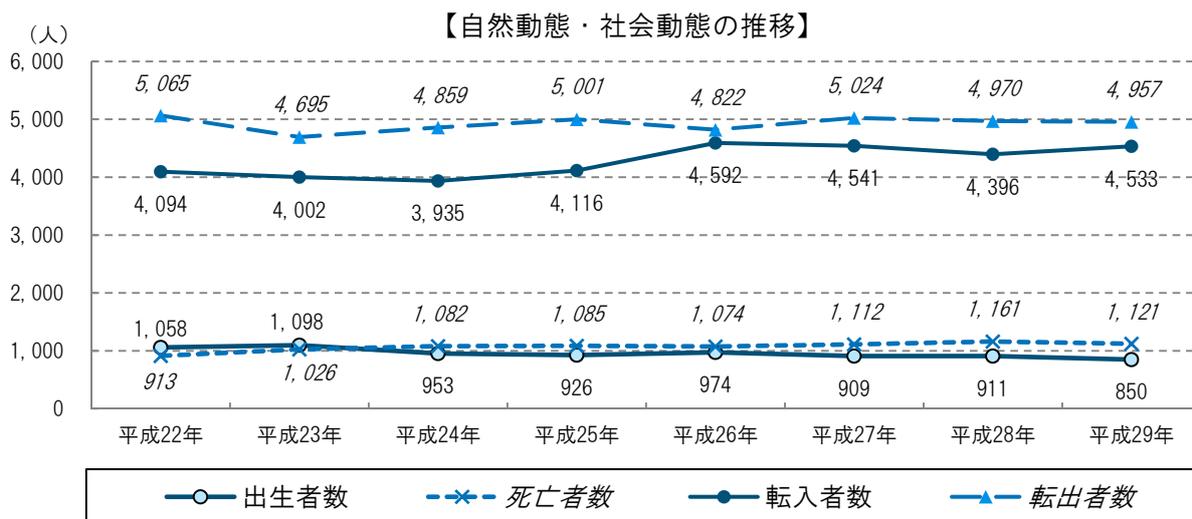


出典：平成22年、平成27年国勢調査

(3) 自然動態・社会動態の推移

自然動態の人口推移をみると、平成23年までは出生者数が死亡者数を上回っていましたが、平成24年以降は自然減となっています。さらに近年は、死亡者数が年々増加する一方で、出生者数は年々減少しています。

社会動態の人口推移をみると、平成22年以降、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態です。なお、転入者数は平成25年から27年にかけて増加傾向にあり、平成28年以降は転入者数、転出者数ともに横ばいとなっています。



出典：「平成29年度大東市統計書」

近年の大阪府における人口動向については、大阪市や北摂地域の一部等を除くと、本市を含め減少傾向にある自治体が多くを占めています。

本市の隣接4市（門真市、寝屋川市、四條畷市、東大阪市）も同様に減少傾向にある一方、守口市、交野市、八尾市は社会増となっており、本市周辺において地域格差がみられます。

【自然増減率、社会増減率（平成27年→30年）】

周辺自治体（隣接4市+周辺3市）

	自然増減		社会増減	
	増減数 (人)	増減率 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
大東市	-724	-0.6	-1,653	-1.3
守口市	-1,473	-1.0	538	0.4
門真市	-1,331	-1.1	-1,640	-1.3
寝屋川市	-1,462	-0.6	-3,486	-1.5
四條畷市	-284	-0.5	-491	-0.9
交野市	-287	-0.4	131	0.2
東大阪市	-4,964	-1.0	-1,911	-0.4
八尾市	-2,212	-0.8	260	0.1

【周辺自治体等との比較】

【参考】社会増1%以上の自治体

	自然増減		社会増減	
	増減数 (人)	増減率 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
大阪市	-19,015	-0.7	50,681	1.9
豊中市	27	0.0	4,940	1.2
池田市	-300	-0.3	1,231	1.2
吹田市	1,770	0.5	5,968	1.6
箕面市	94	0.1	2,733	2.0
大阪狭山市	-177	-0.3	616	1.1
田尻町	-31	-0.4	237	2.8

出典：「住民基本台帳」各年1月1日現在



(4) 通勤・通学の状況

通勤・通学の状況についてみると、本市から他市町村への通勤者の比率は 56.8%となっており、守口市、寝屋川市と同水準になっています。うち、大阪市への通勤者の比率は、23.6%となっており、守口市、八尾市に次いで高くなっています。

本市から他市町村への通学者の比率は 28.7%となっており、周辺自治体と比べると東大阪市に次いで低くなっています。

【通勤・通学の状況 他市町への通勤・通学者の比率 周辺自治体との比較】

	市内常住 通勤者計	市内常住 通勤者計		市内常住 通学者 計	
		市外へ通勤	うち大阪市	市外へ通学	
大東市	52,294	30,106 56.8%	12,363 23.6%	15,967	4,576 28.7%
守口市	59,699	34,546 57.9%	16,509 27.7%	14,513	4,893 33.7%
門真市	54,406	28,659 52.7%	11,341 20.8%	14,003	4,501 32.1%
寝屋川市	100,735	57,018 56.6%	21,891 21.7%	25,936	7,728 29.8%
四條畷市	23,705	16,226 68.4%	5,534 23.3%	8,122	2,500 30.8%
交野市	33,177	23,051 69.5%	7,062 21.3%	11,339	4,006 35.3%
東大阪市	212,900	84,383 39.6%	49,852 23.4%	59,576	14,337 24.1%
八尾市	113,007	54,776 48.5%	28,780 25.5%	33,809	10,144 30.0%

出典：平成 27 年国勢調査

他市町村から本市への通勤者の比率は 50.6%となっており、守口市、四條畷市と同水準となっています。

他市町村から本市への通学者の比率は、15歳以上で 73.2%、15歳未満で 9.7%となっており、隣接する四條畷市と並び高い割合となっています。

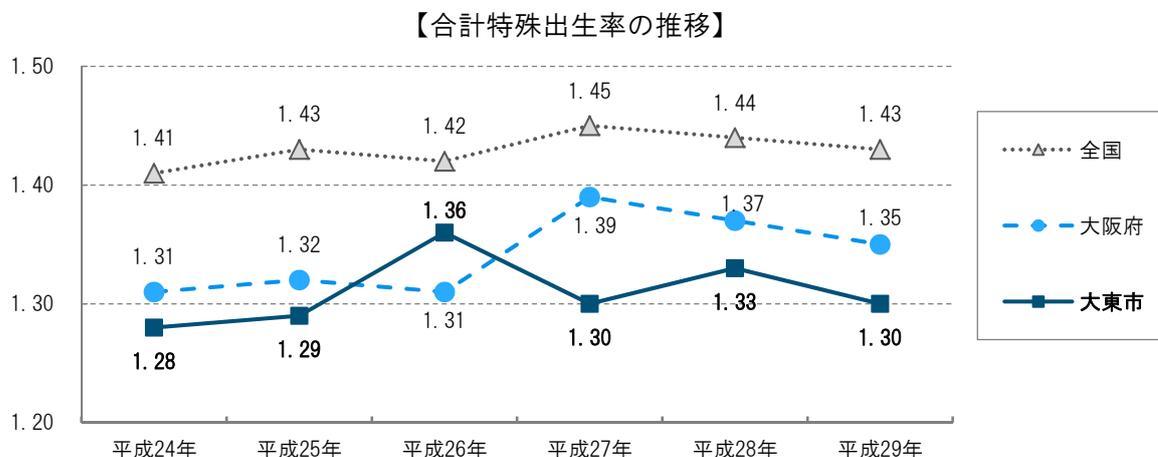
【通勤・通学の状況 他市町からの通勤・通学者の比率 周辺自治体との比較】

	市内 従業者計		市内 15歳以上通学者 計		市内 15歳未満通学者 計	
	市外から通勤		市外から通学		市外から通学	
大東市	47,022	23,811 50.6%	9,393	6,871 73.2%	9,871	957 9.7%
守口市	54,233	28,357 52.3%	5,540	3,661 66.1%	7,982	173 2.2%
門真市	69,192	42,607 61.6%	2,423	796 32.9%	7,955	17 0.2%
寝屋川市	72,903	27,913 38.3%	11,896	8,018 67.4%	15,278	860 5.6%
四條畷市	14,888	7,352 49.4%	3,756	2,841 75.6%	4,953	242 4.9%
交野市	18,028	7,713 42.8%	2,764	1,523 55.1%	6,562	448 6.8%
東大阪市	224,904	94,498 42.0%	33,408	20,795 62.2%	33,431	625 1.9%
八尾市	104,817	45,594 43.5%	7,655	3,008 39.3%	19,430	286 1.5%

出典：平成 27 年国勢調査

(5) 合計特殊出生率¹の推移

本市の合計特殊出生率は、平成26年度に1.36まで改善したものの、その後は1.3前後で推移しています。国・府との比較においても、平均を下回っている状況です。

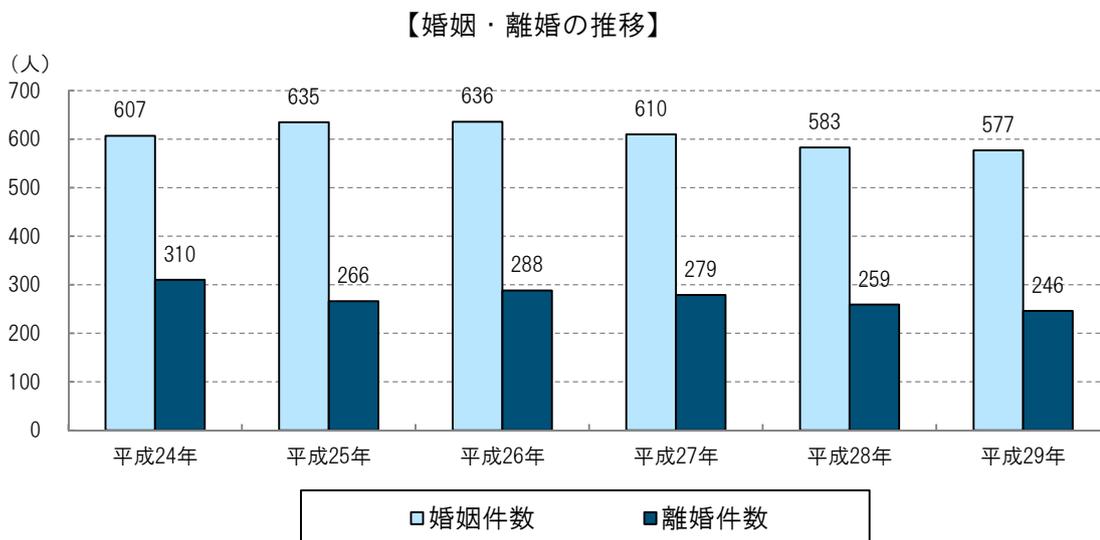


出典：人口動態統計（全国・大阪府）、大東市調べ

(6) 婚姻・離婚の推移

婚姻・離婚の推移をみると、「婚姻件数」については、平成24年から26年にかけて増加していましたが、平成27年以降は減少傾向となっています。

「離婚件数」については、平成24年から26年にかけて増減を繰り返していましたが、平成27年以降は「婚姻件数」と同様に減少傾向となっています。



出典：人口動態統計

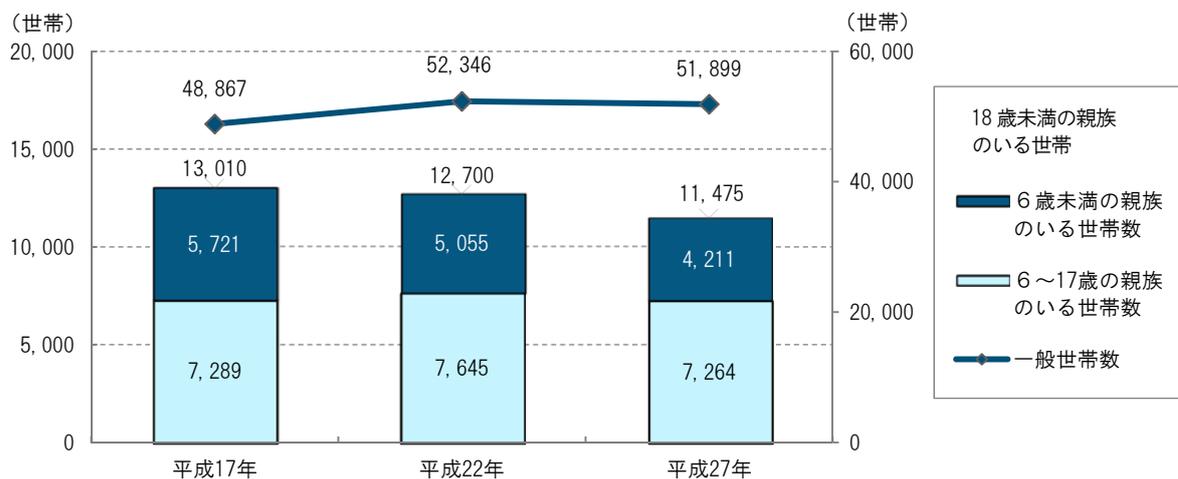
¹ 合計特殊出生率：一人の女性（15～49歳）が一生の間に産む子どもの平均人数。



(7) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、18歳未満の親族のいる世帯数のうち、6歳未満の親族のいる世帯数は減少しており、6～17歳の親族のいる世帯数は平成22年には増加したものの、平成27年には再び減少に転じています。

【子育て世帯の推移】

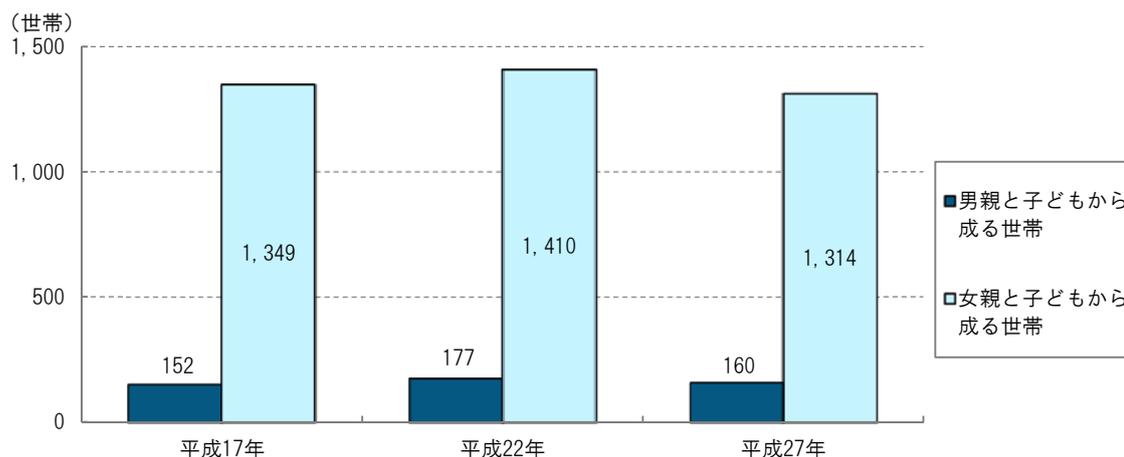


出典：平成17年、平成22年、平成27年国勢調査

(8) ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯ともに、平成22年に増加しましたが、平成27年には減少に転じています。

【ひとり親世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移】



出典：平成17年、平成22年、平成27年国勢調査

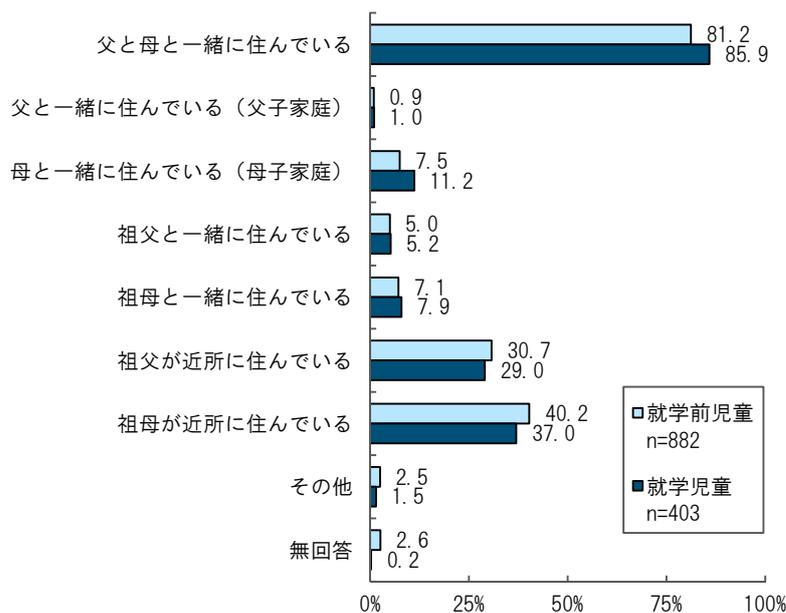
2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯を取り巻く状況

① 親族の同居・近居の状況

祖父母等との同居の有無をみると、就学前児童・就学児童いずれも同居していない世帯が8割以上となっているものの、近居の状況については「近所に住んでいる」と回答した方が約4割となっています。

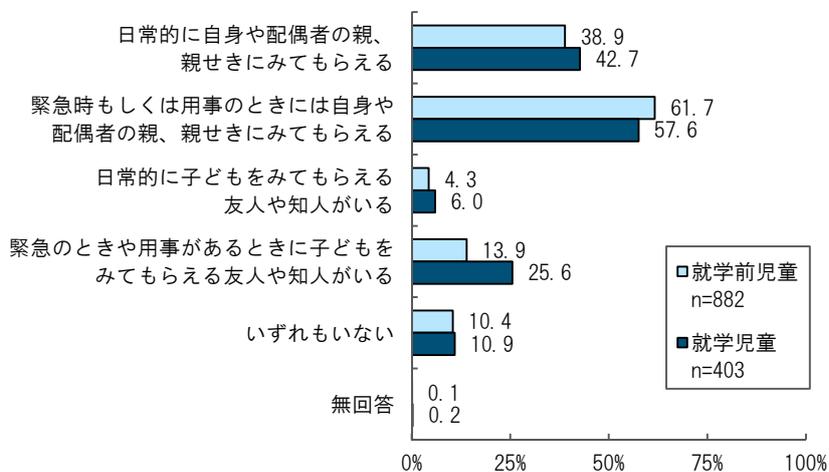
【同居・近居の状況】



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

また、日常的に約4割、緊急時等で約6割の方が親族等から子育てに関する協力が得られていますが、一方で1割の家庭が、支援を得られず孤立しがちな環境にあります。

【親族・知人等協力者の状況】



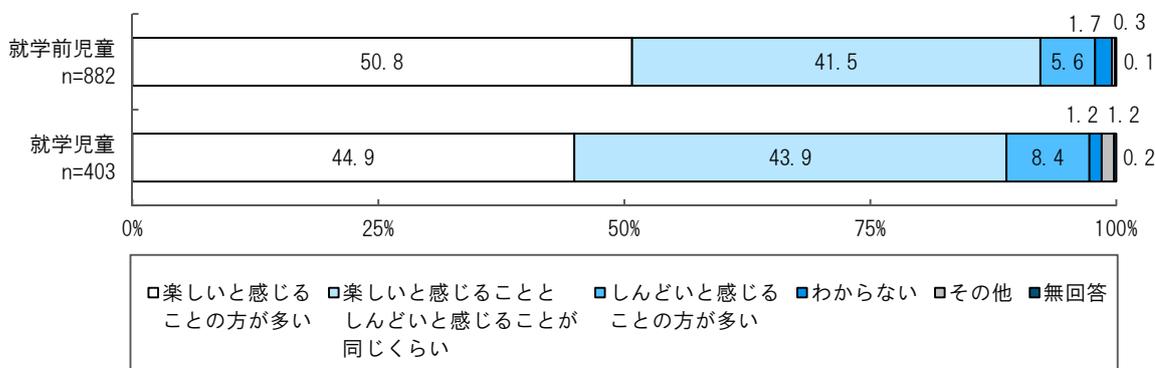
出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書



② 子育てに対する意識

子育てに対する感じ方をみると、「楽しいと感じることの方が多い」の割合は、就学前児童では半数を超えている一方で就学児童は半数を下回っています。

【子育てに対する感じ方】

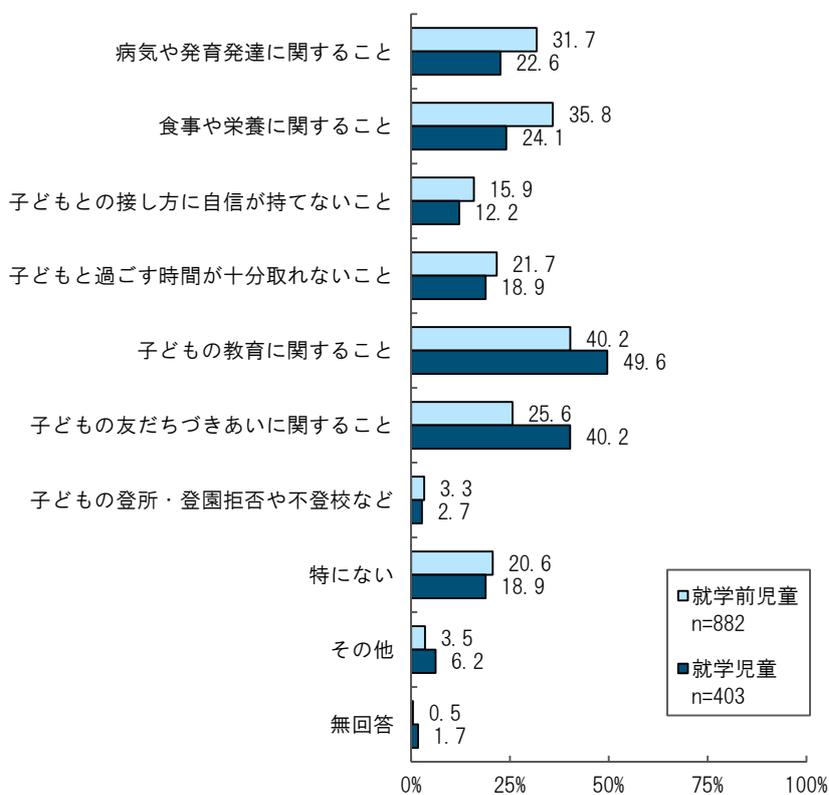


出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

子どもに関して悩んでいることについては、「子どもの教育に関すること」が多いほか、就学前児童では「食事や栄養に関すること」や「病気や発育発達に関すること」、就学児童では「子どもの友だちづきあいに関すること」が多くなっています。

【子育てに関して日常悩んでいること、気になること】

(1) 子どもに関すること

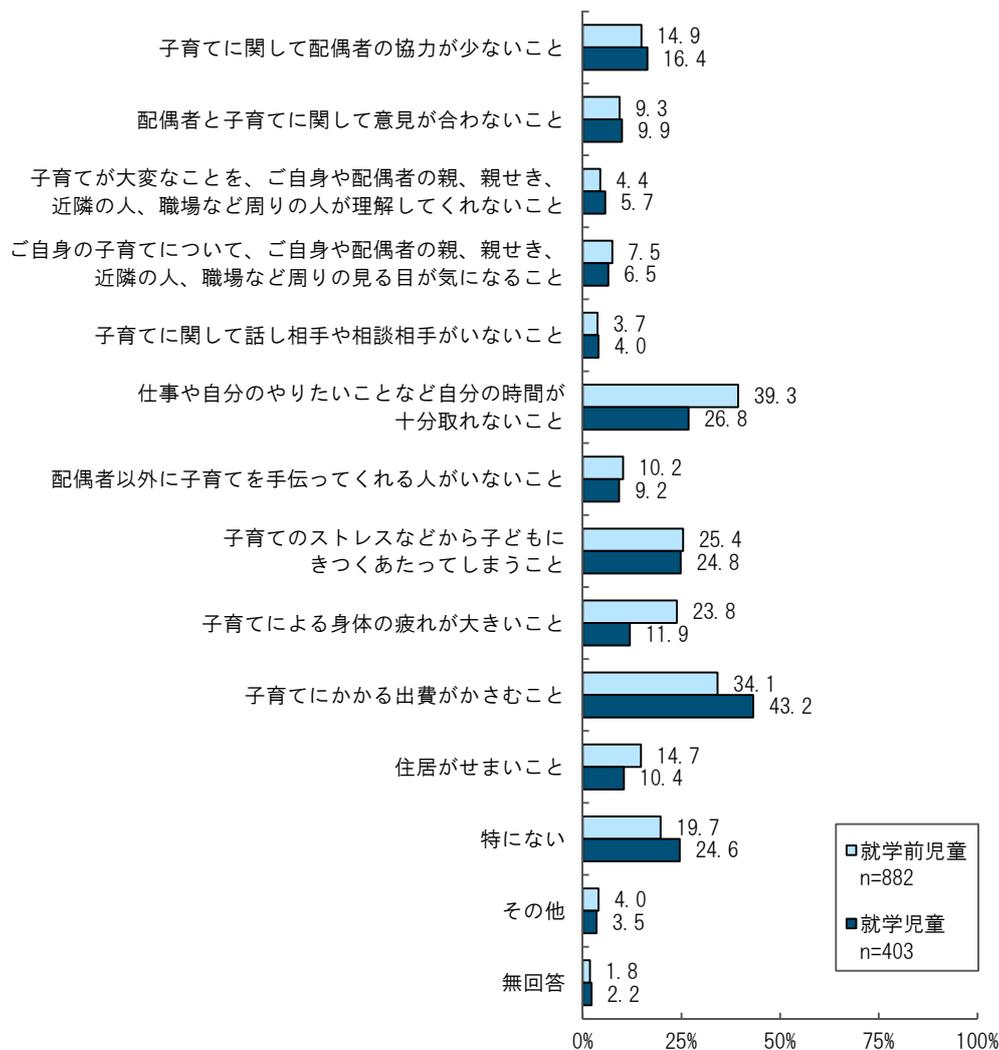


出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

また、子育てに関して悩んでいることのうち、自身に関することでは、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」「子育てにかかる出費がかさむこと」が多くなっています。

【子育てに関して日常悩んでいること、気になること】

(2) 自身に関すること



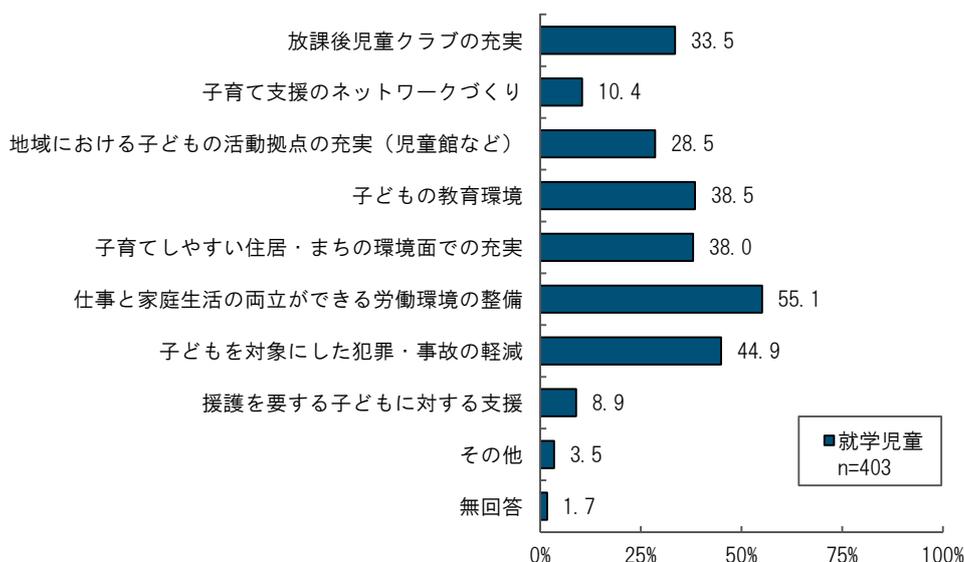
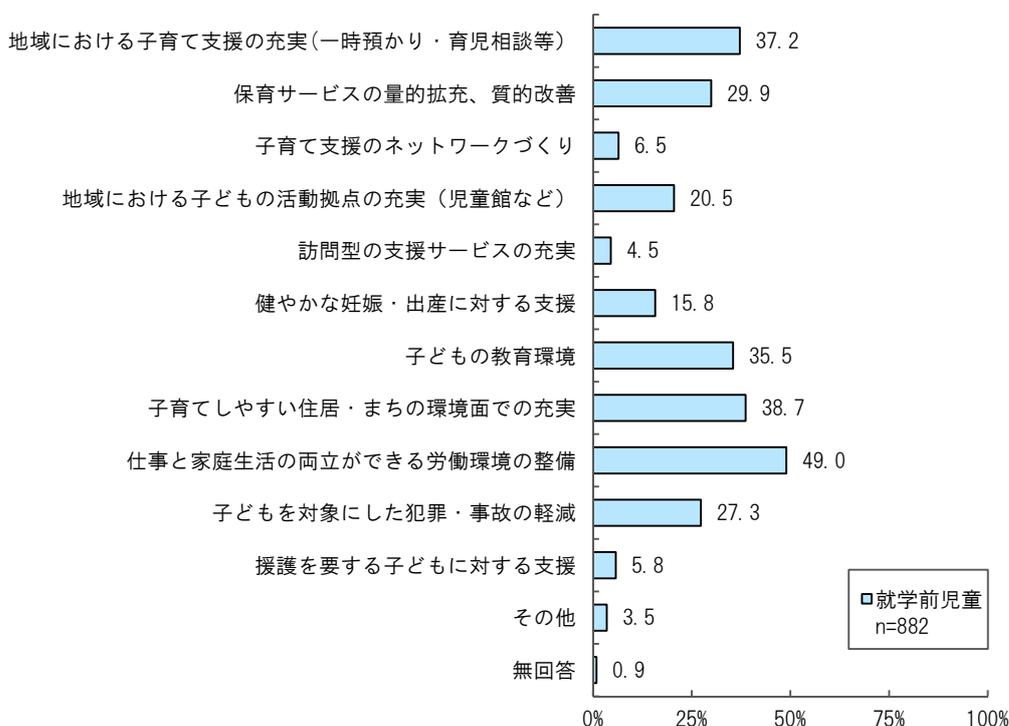
出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書



③ 子育てをするために必要な支援・対策

子育てをするために必要な支援・対策については、就学前児童、就学児童ともに「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」や「子育てしやすい住居・まちの環境面の充実」が多くなっています。また、就学児童では、子どもの安全に関するニーズも高い状況です。

【子育てをするために必要な支援・対策】



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

課題

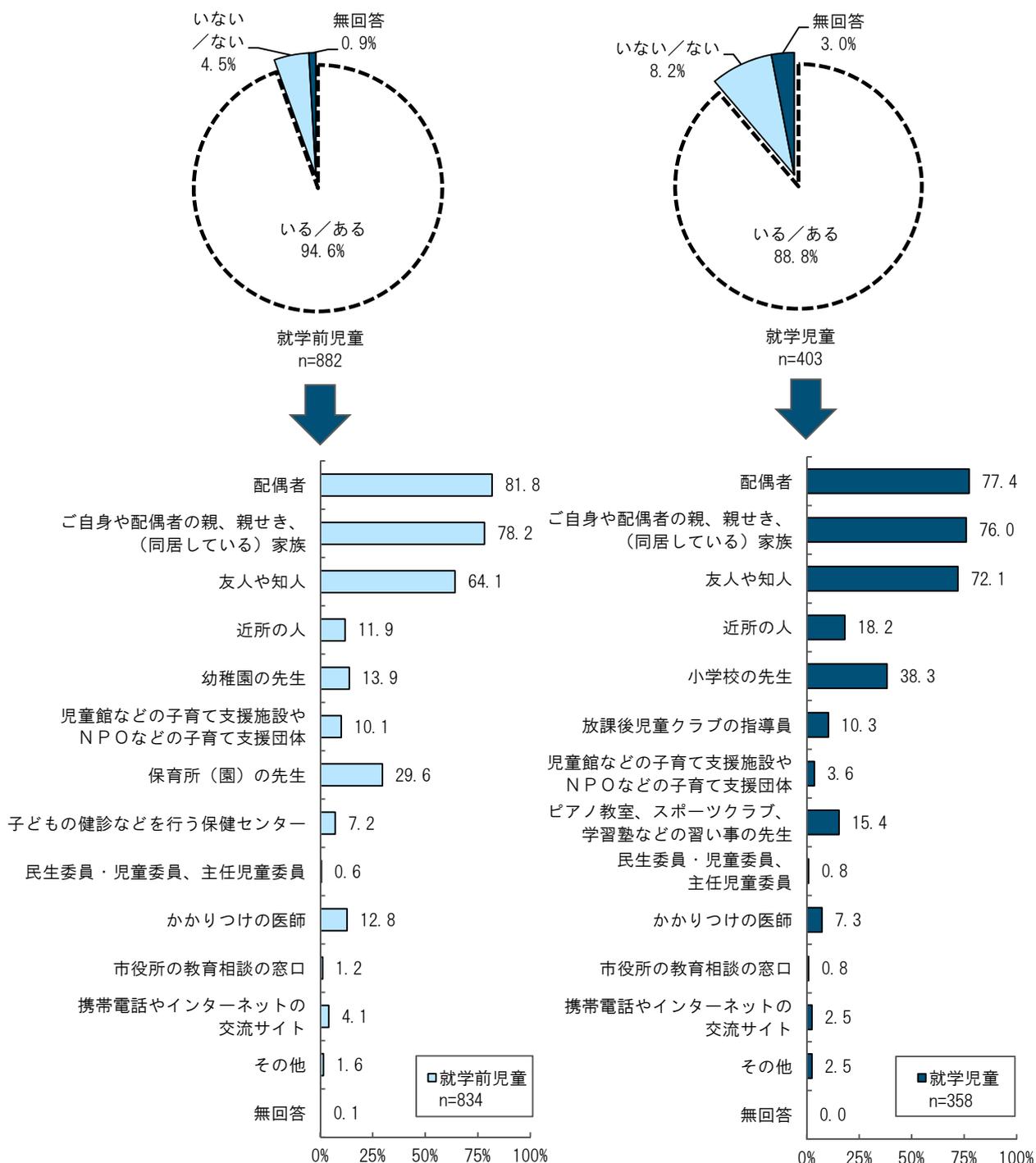
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備を求める家庭が多いことから、共働き世帯が増加していることが伺えます。働きながら子育てをする家庭を支援するための体制の整備が必要です。

④ 子育てに関する相談相手

子育てに関して気軽に相談できる人の有無については、「いる／ある」が就学前児童で9割以上、就学児童で約9割となっています。

相談相手は「配偶者」「ご自身や配偶者の親、親せき、家族」「友人や知人」などの身近な人たちが多くを占めているほか、幼稚園や保育所、学校の先生など子どもが関わる施設の大人が一定の受け皿となっています。

【子育てに関して気軽に相談できる人の有無】



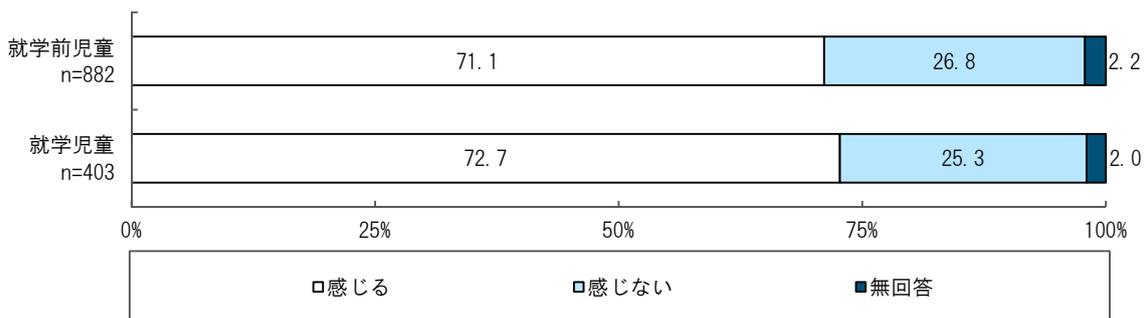
出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書



子育てにおいて、地域の人に支えられていると感じる人は、就学前児童、就学児童ともに約7割となっています。

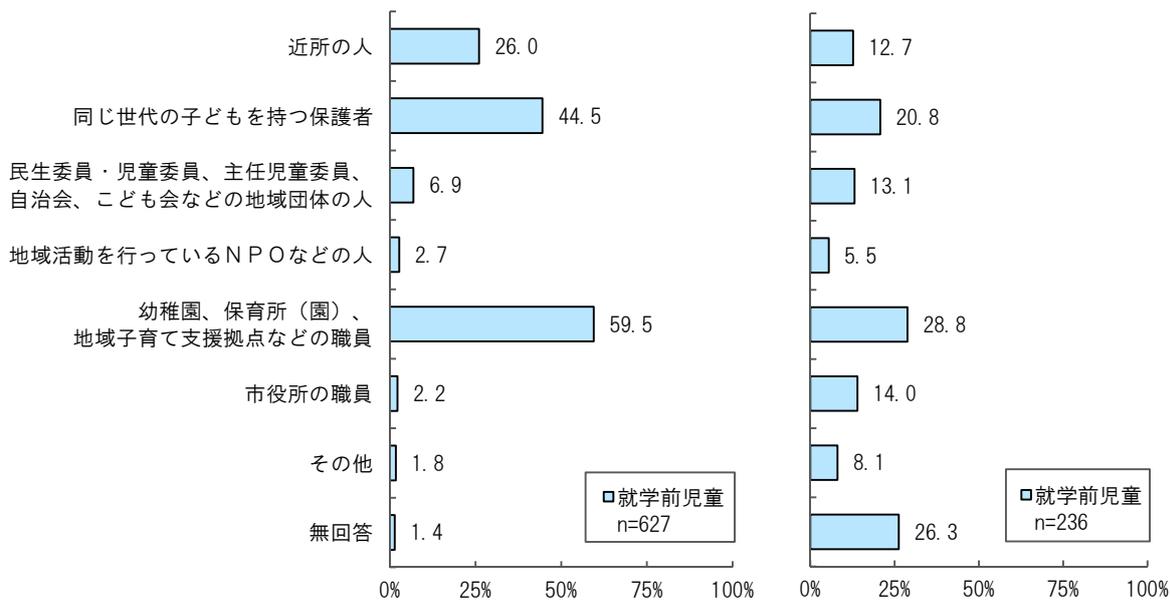
また、就学前児童については、支えられている人・支えてほしい人ともに、「幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点などの職員」が多くなっており、子育て支援にあたっては、身近な人への相談のみならず、これらのような地域の人による支えも重要となっています。

【地域の人に支えられていると感じているかの有無】



【誰に支えられているか】

【誰に支えてほしいか】



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

課 題

地域の人に子育てを支えられていると感じない人が約4分の1を占めており、子育て家庭が地域から孤立するケースが少なからず存在している状況です。行政と地域が連携し、地域全体で子育て家庭を支援する体制づくりの強化が求められています。

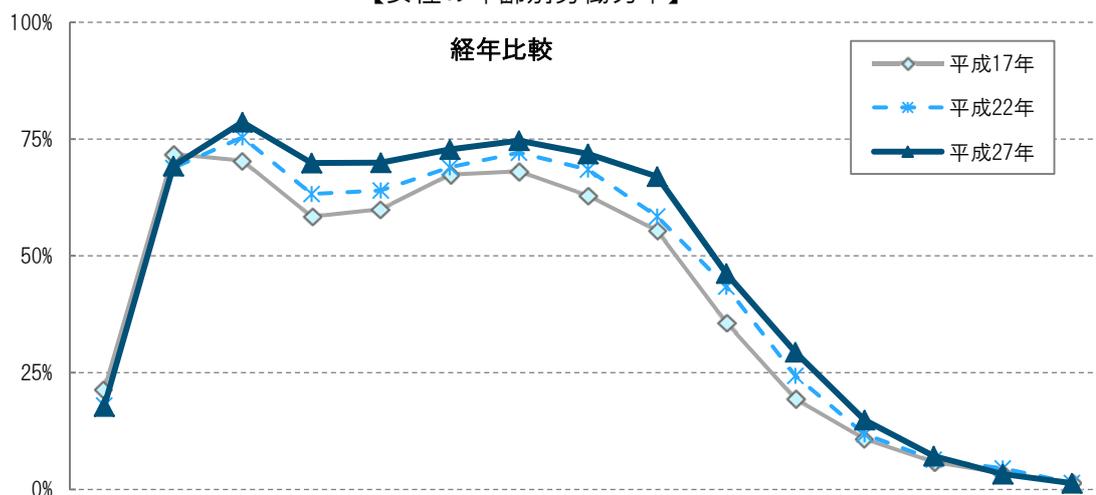
3 就労状況について

(1) 女性の就労状況

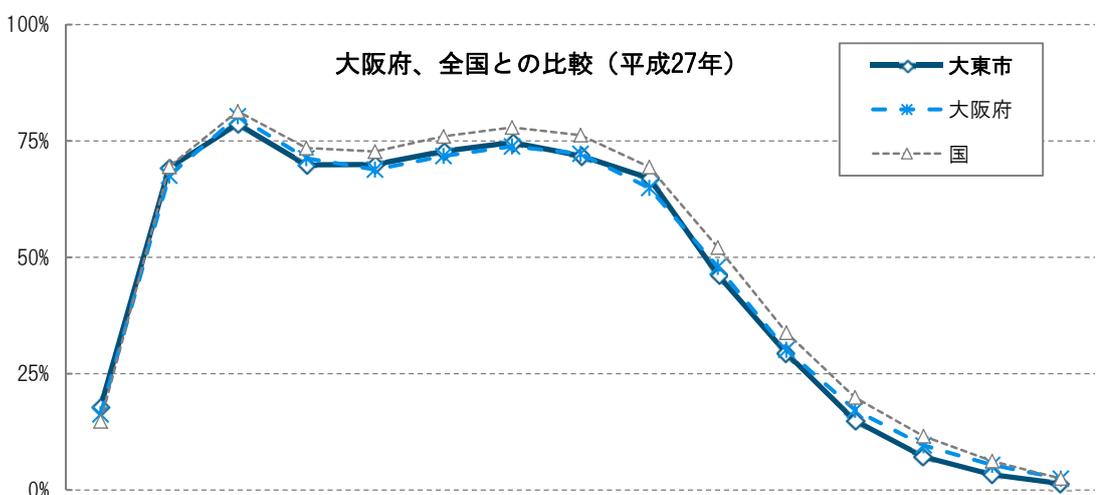
① 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率は子育て世代と考えられる30～34歳において落ち込みが生じるM字型となっています。共働き世帯の増加を背景に、年々労働力率は増加していますが、なお解消には至っていない状況です。

【女性の年齢別労働力率】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
平成17年	21.4	71.8	70.4	58.4	60.0	67.4	68.1	62.9	55.4	35.7	19.4	10.8	5.9	3.5	1.5	
平成22年	18.0	68.8	75.4	63.2	64.0	68.9	72.1	68.5	58.4	43.4	24.3	11.8	6.4	4.5	1.4	
平成27年	大東市	17.8	69.2	78.6	69.9	70.0	72.8	74.7	71.8	67.0	46.2	29.4	14.9	7.1	3.3	1.4
	大阪府	16.3	67.5	80.3	71.3	68.9	71.8	73.8	72.2	64.9	47.9	30.1	17.2	9.6	5.4	2.4
	国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8	19.9	11.6	6.2	2.5



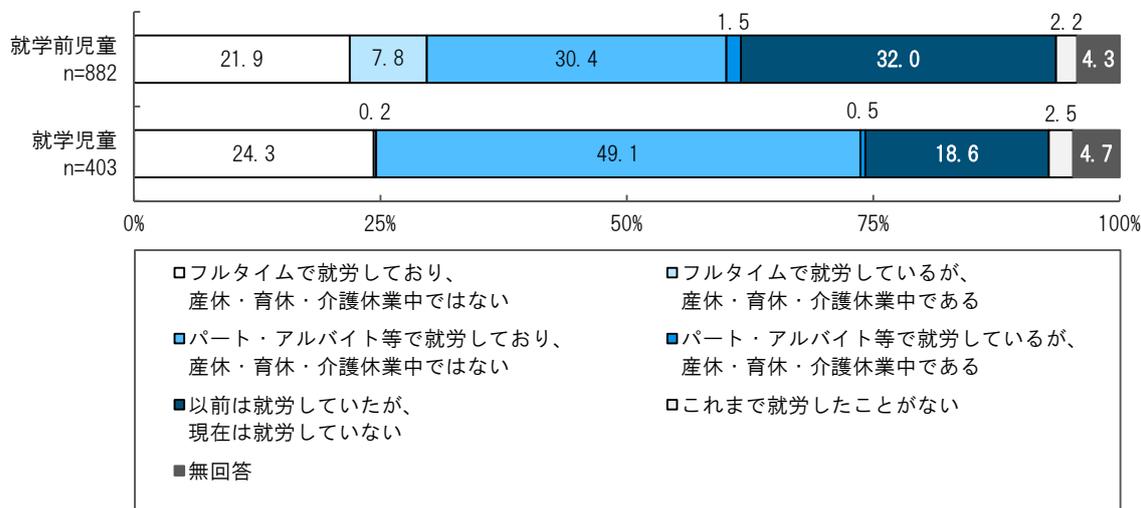
出典：平成17年、平成22年、平成27年国勢調査



② 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童の61.6%・就学児童の74.1%が就労しており、子どもの成長に応じて母親の就労が進む状況が伺えます。

【母親の就労状況】



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

母親の就労状況について前回調査と比較してみると、就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加しており、就学児童は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」も合わせて増加しており、調査結果からも女性の就労増が伺えます。

また、就学前児童は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である」も増加しており、離職せずに将来的には復職を希望する母親が増えていることが分かります。

【母親の就労状況（経年比較）】

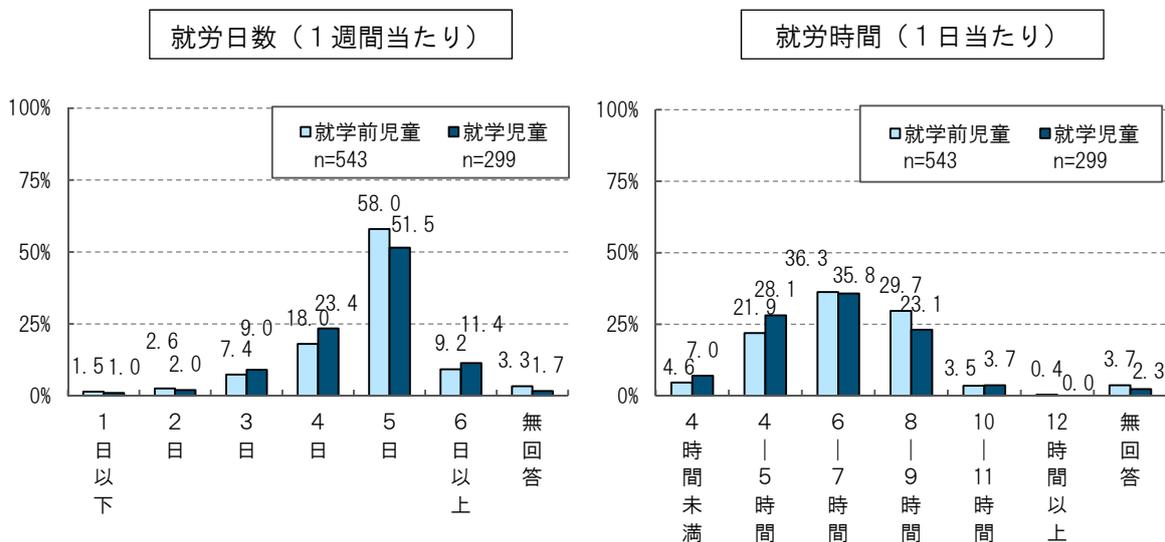
		フルタイムで就労		パート・アルバイト等で就労		以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
		産休・育休・介護休業中ではない	産休・育休・介護休業中である	産休・育休・介護休業中ではない	産休・育休・介護休業中である			
就学前児童	前回	19.6%	2.4%	21.2%	1.7%	45.4%	7.4%	2.3%
	今回	21.9%	7.8%	30.4%	1.5%	32.0%	2.2%	4.3%
	差	+2.3pt	+5.4pt	+9.2pt	-0.2%pt	-13.4pt	-5.2pt	+2.0pt
就学児童	前回	17.9%	0.6%	40.1%	1.3%	27.8%	9.5%	2.7%
	今回	24.3%	0.2%	49.1%	0.5%	18.6%	2.5%	4.7%
	差	+6.4pt	-0.4pt	+9.0pt	-0.8pt	-9.2pt	-7.0pt	+2.0pt

出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

母親の就労日数については、就学前児童・就学児童ともに1週間当たり5日が最も多くなっています。

就労時間では、就学前児童・就学児童いずれも「6～7時間」が最も多く、次いで就学前児童は「8～9時間」、就学児童は「4～5時間」が多くなっています。

【母親の就労日数・就労時間】



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

課 題

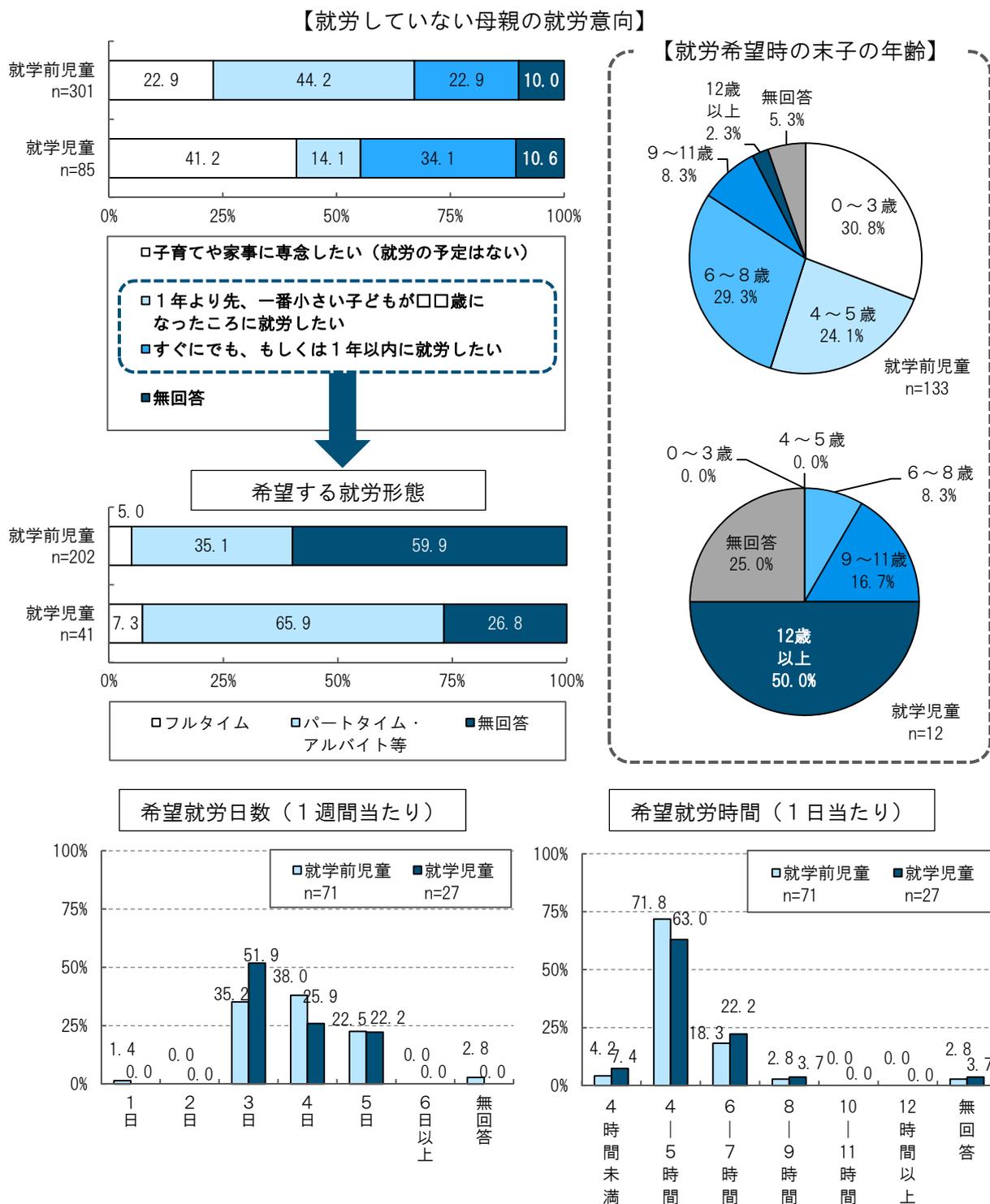
子育てをしながら仕事を続けたいと考える世帯の割合は年々増加しており、多様な働き方への支援が引き続き求められている状況です。



(2) 就労していない保護者の就労意向

現在就労していない保護者の就労意向については、就学前児童の約7割、就学児童の約5割の母親に就労意向があり、希望する就労形態は「パート・アルバイト等」が多くを占めています。

また、パート・アルバイト等を希望する人に関しては、希望する就労日数は、就学前児童は「4日」、就学児童が「3日」が多く、希望する就労時間は、就学前児童・就学児童いずれも「4～5時間」が多くなっています。

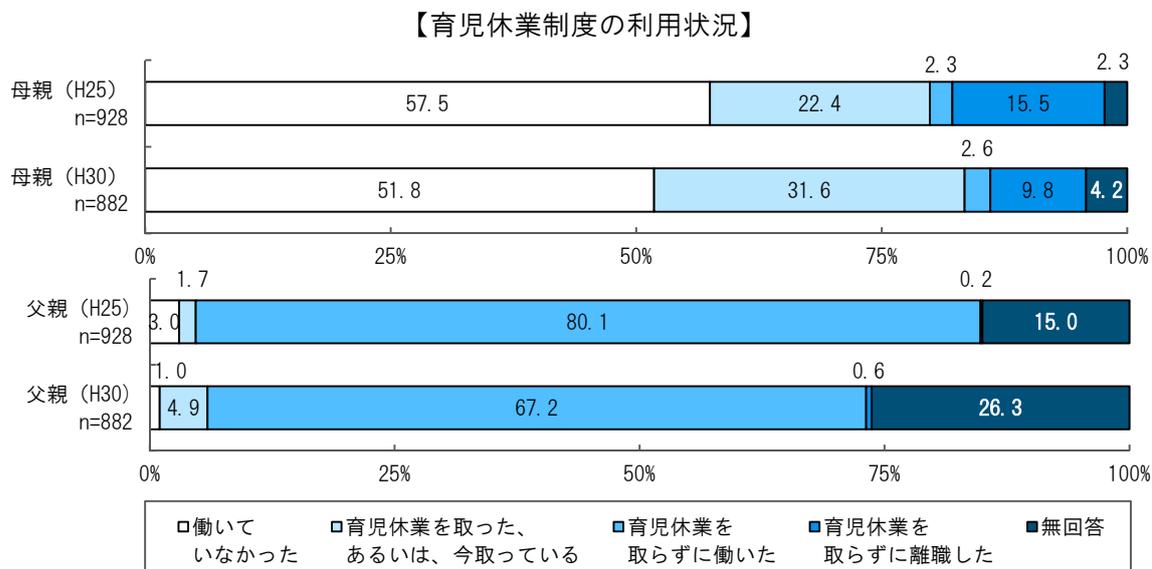


出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

(3) 仕事と子育ての両立について

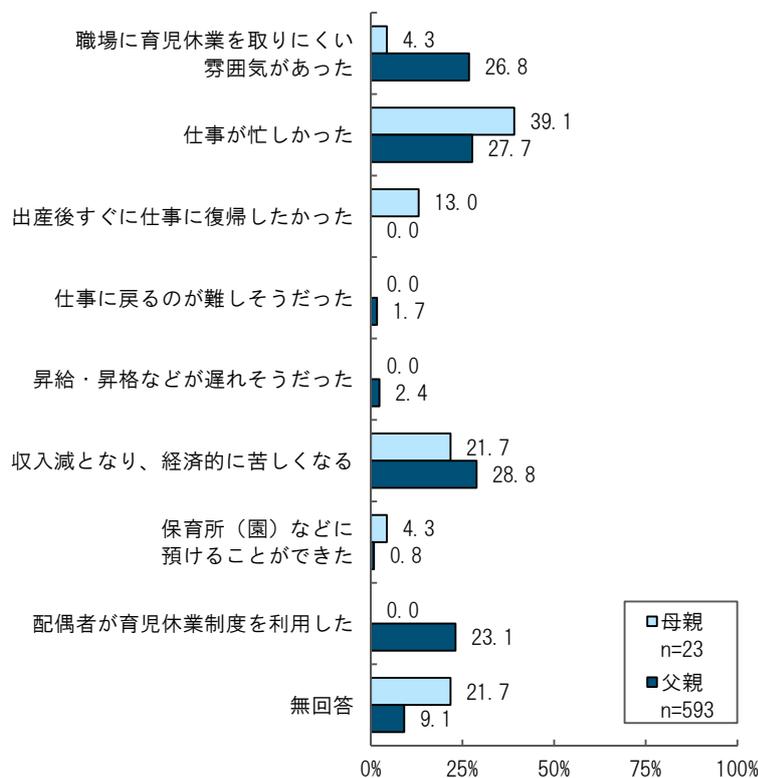
① 育児休業制度の取得率

育児休業制度の利用状況をみると、母親は「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が31.6%である一方、父親は4.9%となっています。いずれも前回調査時より改善されていますが、父親が取得することがなお困難な状況が伺えます。

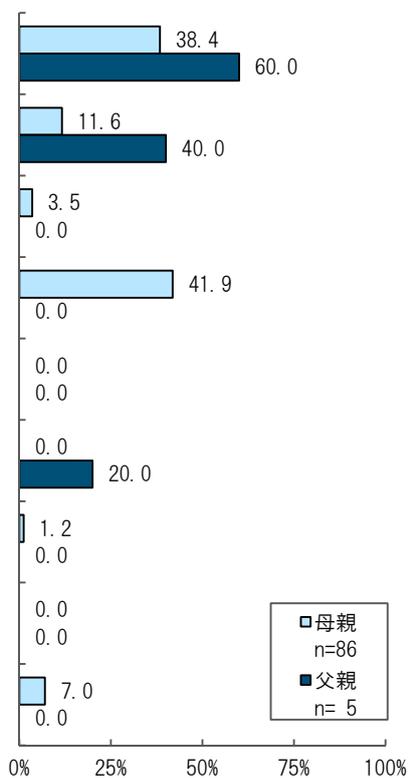


出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

【育児休業を取得せず勤務した理由】 (複数回答)



【育児休業を取得せず離職した理由】 (複数回答)



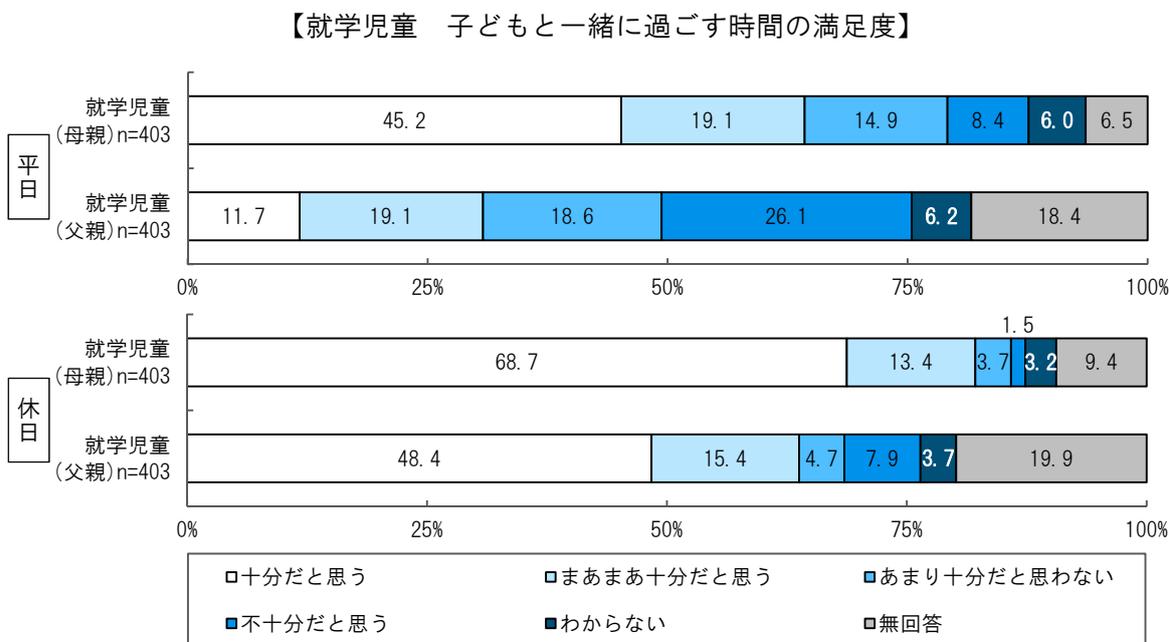
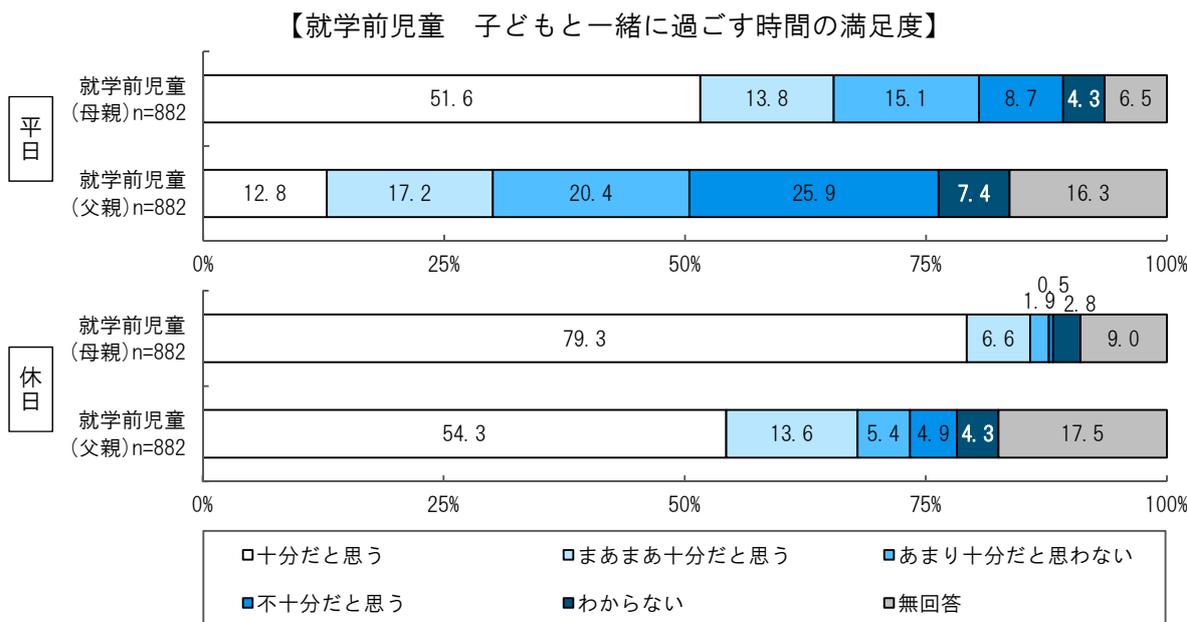
出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書



② 子どもと一緒に過ごす時間について

平日に子どもと一緒に過ごす時間について、母親は約7割が「十分だと思う」「まあまあ十分だと思う」と回答しているのに対して、父親は約3割にとどまっています。休日では、母親の約9割、父親の約7割が「十分だと思う」「まあまあ十分だと思う」と回答しています。

回答の傾向は就学前児童、就学児童で概ね同じですが、「十分だと思う」割合は就学前児童に比べて就学児童が低くなっています。



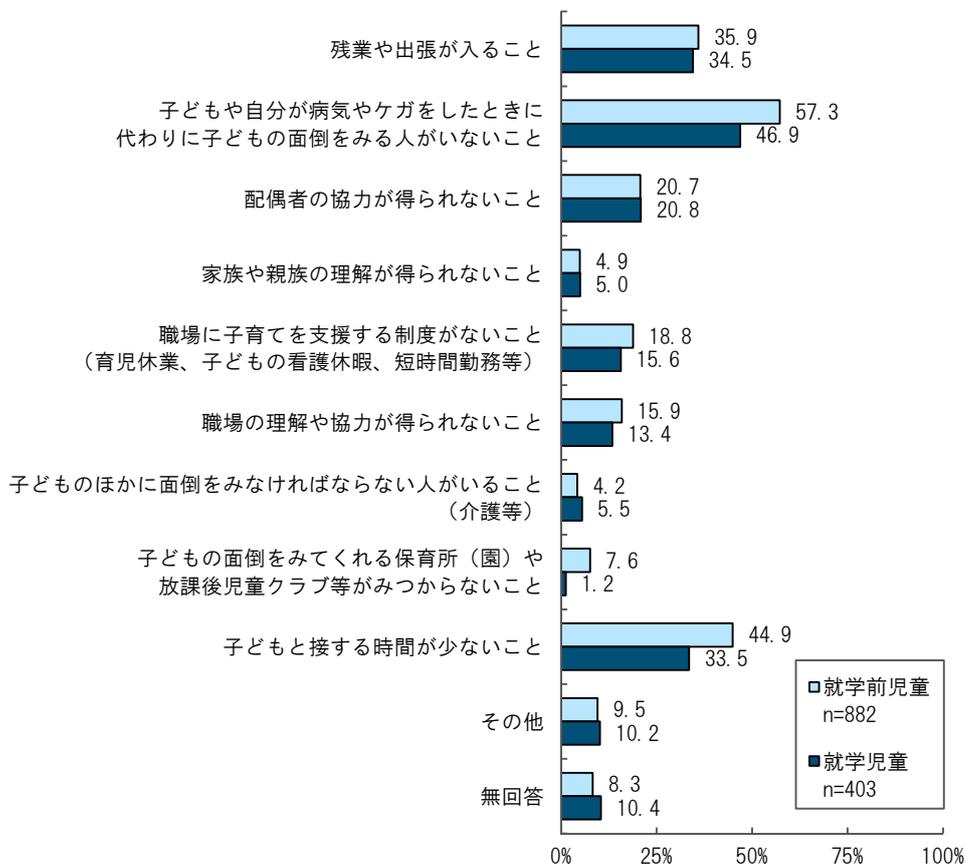
出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

③ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと

仕事と子育ての両立において大変だと思うことについては、就学前児童・就学児童ともに、「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」「子どもと接する時間が少ないこと」「残業や出張が入ること」が多くなっています。

全体的には就学前児童と就学児童で同じような傾向となっていますが、「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」や「子どもと接する時間が少ないこと」について、就学児童に比べ就学前児童の回答が約10ポイント高くなっているなど、就学前世帯の方がより大変さを抱えている状況です。

【仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと】



課 題

子育てにおいて、母親により重い負担がかかる状況が続いており、父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりや、父親の育児参加への意識の醸成を進めていく必要があります。

出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書



4 教育・保育事業について

(1) 定期的な教育・保育事業の状況

本市の教育・保育施設の設置状況は、平成26年度から平成31年度にかけて下記のように大きく様変わりしています。幼稚園から認定こども園への移行は4施設、保育園から認定こども園への移行は11施設となり、計15施設が認定こども園となりました。

また、0～2歳の保育ニーズの受け皿として、平成27年度以降に小規模保育施設の設置が進み、平成31年度当初においては4施設が設置されています。

平成26年度4月当初			平成31年度4月当初			
幼稚園	公立	諸福幼稚園 北条幼稚園	幼稚園	公立	諸福幼稚園 北条幼稚園	
	私立	四條畷学園大学附属幼稚園 大東中央幼稚園		私立	四條畷学園大学附属幼稚園 大東中央幼稚園	
		愛真幼稚園 秀英幼稚園 朋来幼稚園 住道幼稚園		認定こども園	愛真幼稚園 秀英幼稚園 朋来幼稚園 住道こども園	
保育所	私立	住道保育園 大東つくし保育園 ひとつぶ保育園 四条保育園 上三箇保育園 大東わかば保育園 聖心保育園 第2聖心保育園 あすなる保育園 若竹保育園 大東みのり保育園	保育所	私立	(住道こども園へ統合) 大東つくし保育園 ひとつぶ保育園 四条保育園 上三箇保育園 大東わかば保育園 聖心保育園 第2聖心保育園 あすなるこども園 あすなるこども園分園 若竹こども園 みのりこども園	
		泉保育園 氷野保育園 灰塚保育園 江ノ口保育園 新町保育園 ひらりす保育園 津の辺保育園 新田保育園			私立	泉保育園 氷野保育園 灰塚保育園 江ノ口保育園 新町保育園 ひらりす保育園 津の辺保育園 新田保育園
	公立	南郷保育所 野崎保育所 北条保育所		公立	南郷保育所 野崎保育所 北条保育所	
	小規模保育	施設はありませんでした		小規模保育	私立	聖心保育園分園 ひだまり保育園 わかたけ保育園 住道サンフレンズ保育園

(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況

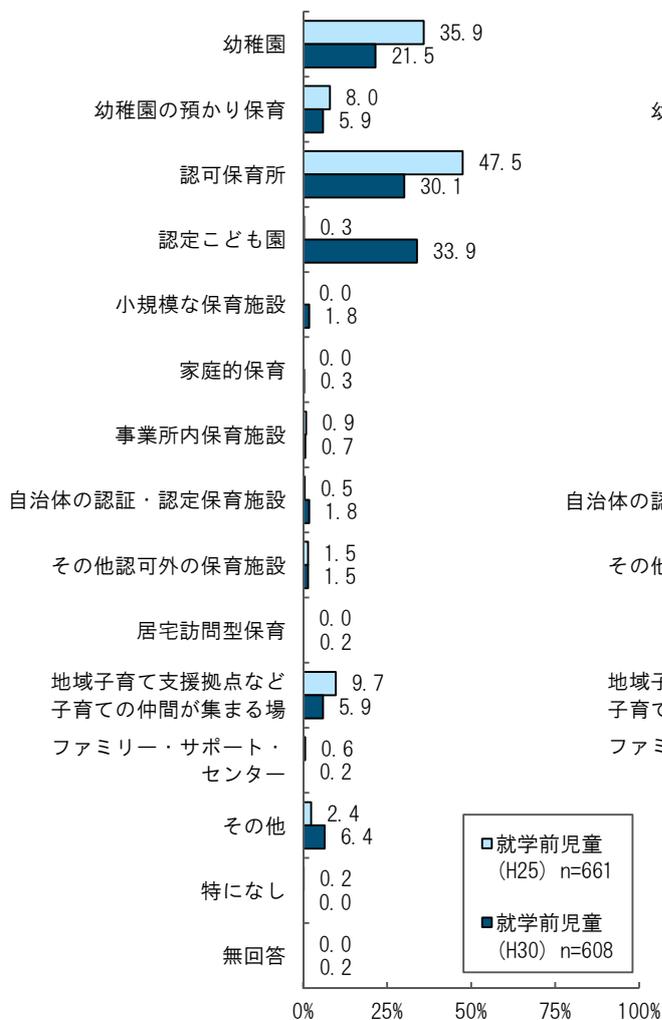
① 定期的な教育・保育事業の利用状況および利用希望

定期的な教育・保育事業の現在の利用状況については、既存の幼稚園や保育所からの移行が進んでいる認定こども園の割合が大きく増加しています。

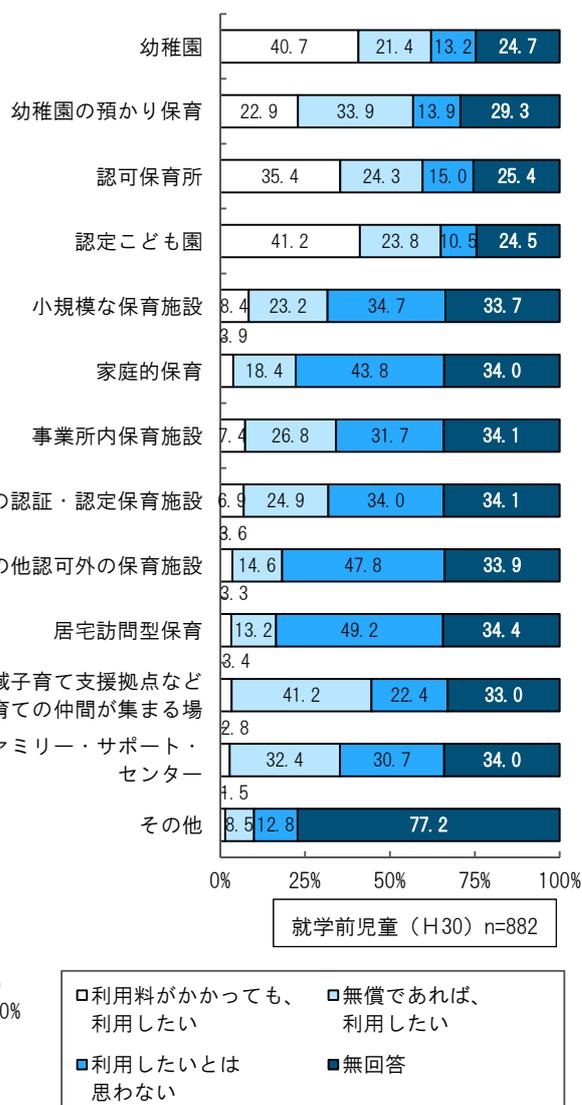
また、利用希望については、「利用料がかかっても利用したい」と「無償であれば利用したい」を合わせた希望者の割合が、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」でいずれも6割前後となっています。特に「幼稚園の預かり保育」は、「無償であれば利用したい」が33.9%と高く、無償化によるニーズの増加が予想されます。

その他の事業についても、利用状況に比べて利用希望が上回っており、潜在的な教育・保育事業の利用ニーズが広がっていることが伺えます。

【定期的な教育・保育事業の利用状況】
(複数回答)



【定期的に利用したい教育・保育事業】
(複数回答)



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

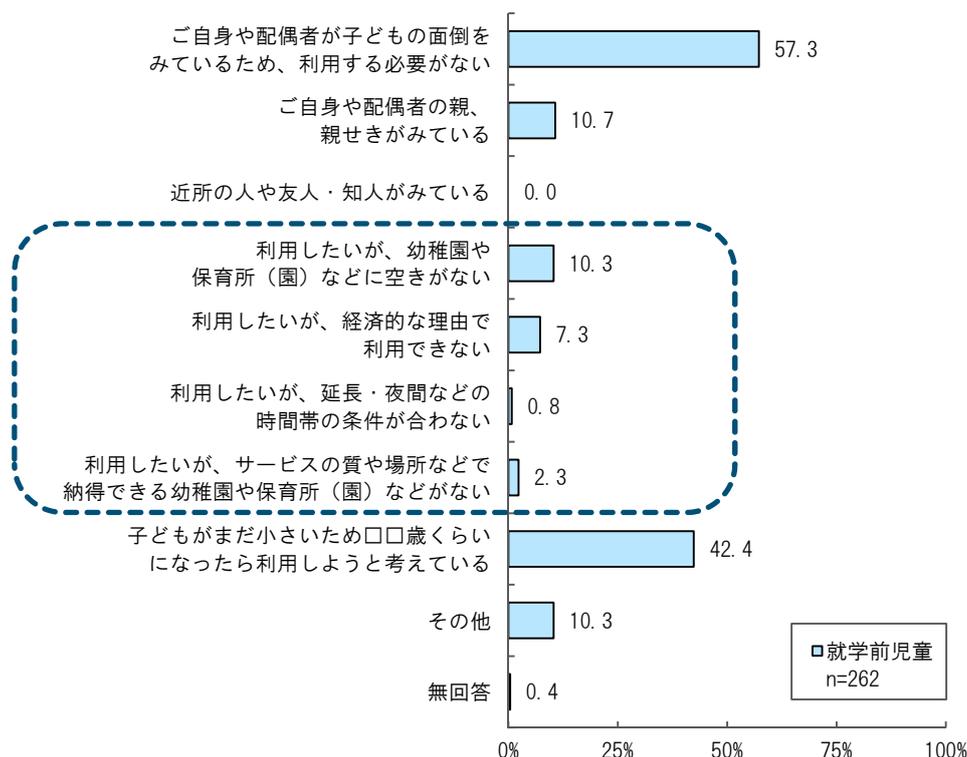


② 定期的な教育・保育事業を利用していない理由

定期的な教育・保育事業を利用していない理由については、「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が、57.3%と過半数を占めています。

一方で、「利用意向はあるが、利用していない」理由としては、「幼稚園や保育所（園）などに空きがない」「経済的な理由」「延長・夜間などの時間帯の条件が合わない」「サービスの質や場所など納得できる幼稚園や保育所（園）などが無い」があげられています。

【教育・保育事業を利用していない理由】（複数回答）



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

課題

認定こども園への移行や、保育所等の改修に伴う定員枠の拡大等により、就学前児童の受け入れ枠は拡大していますが、保護者が希望する条件に合った幼稚園や保育所の空きがないなど、利用につながりにくいケースもあり、送迎保育ステーション事業等、多様な受け皿を整備・周知することにより、就学前教育・保育の利用拡大を進める必要があります。

(3) 放課後児童クラブの利用について

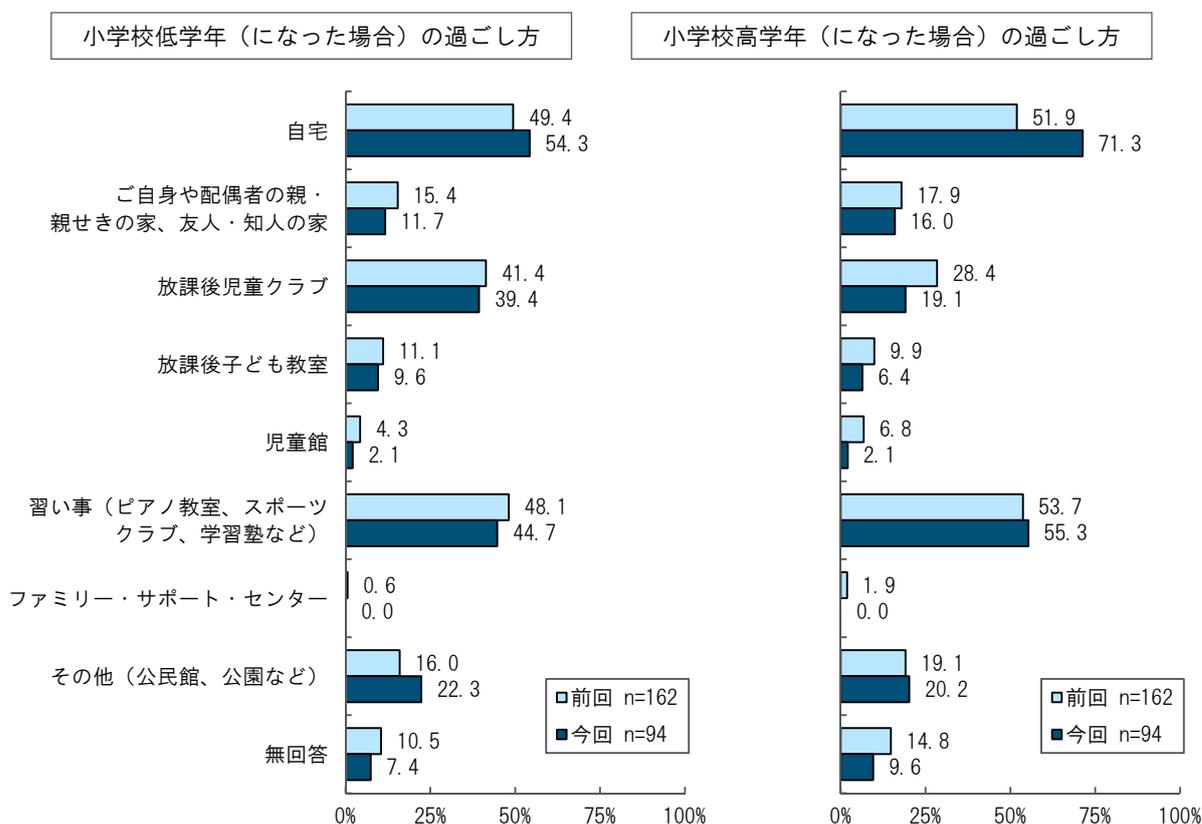
① 就学前児童の放課後児童クラブの利用希望について

小学校への進学後、放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについては、小学校低学年のうち「自宅」「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾）」「放課後児童クラブ」が多くなっています。

一方、小学校高学年になると「自宅」「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾）」は低学年同様に多いものの、「放課後児童クラブ」が低学年時に比べて減少しており（低学年 39.4%→高学年 19.1%）、ニーズの変化がうかがえます。

また、前回調査との比較では、高学年時の「放課後児童クラブ」の希望が減少しているなか、自宅を選択する家庭が増加しており、高学年時の放課後の過ごし方の多様化が加速している状況となっています。

【放課後に過ごさせたい場所】



※「就学前児童」は5歳児のみ対象です

出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

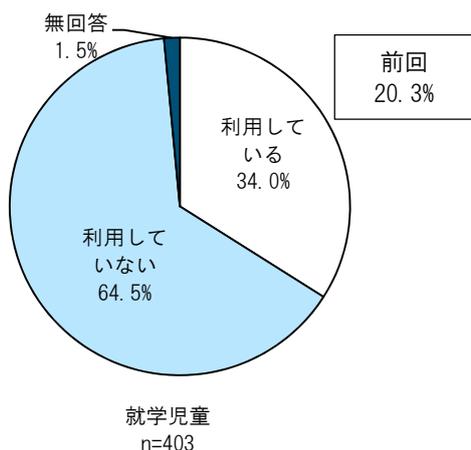


② 就学児童の放課後児童クラブの利用状況および利用希望について

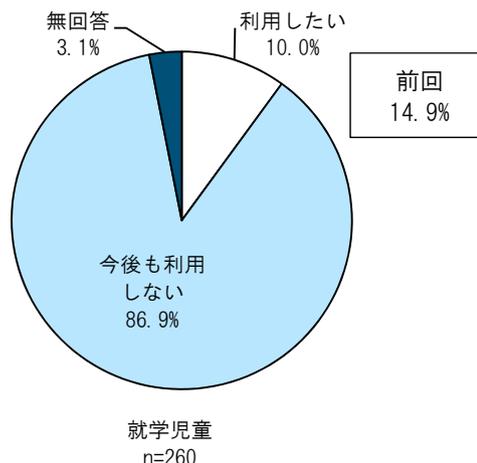
就学児童の現在の放課後児童クラブの利用状況については、34.0%が「利用している」と回答しており、前回調査（20.3%）に比べて増加しています。

なお、小学4年生以降の放課後の過ごし方について望むことでは、「放課後児童クラブを利用したい」は48.9%にとどまっており、前回調査結果（61.5%）より利用ニーズが低下しています。

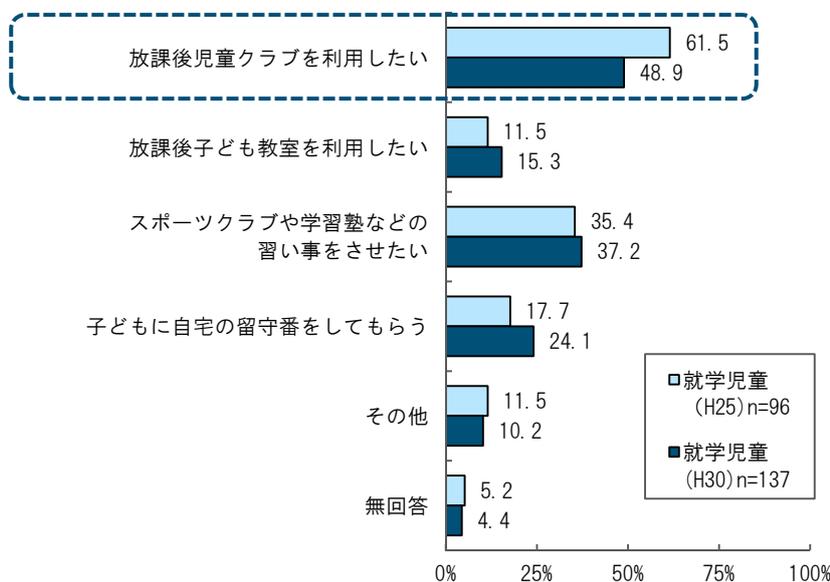
【平日の放課後児童クラブの利用状況】



【今後の利用希望】



【小学4年生以降の放課後の過ごし方について望むこと】



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

課題

放課後児童クラブは、子どもの成長につながる学びや遊びの充実とともに、保護者が安心して就労できるよう、多様化するニーズ（開所時間等）に対するさらなる環境整備が求められます。

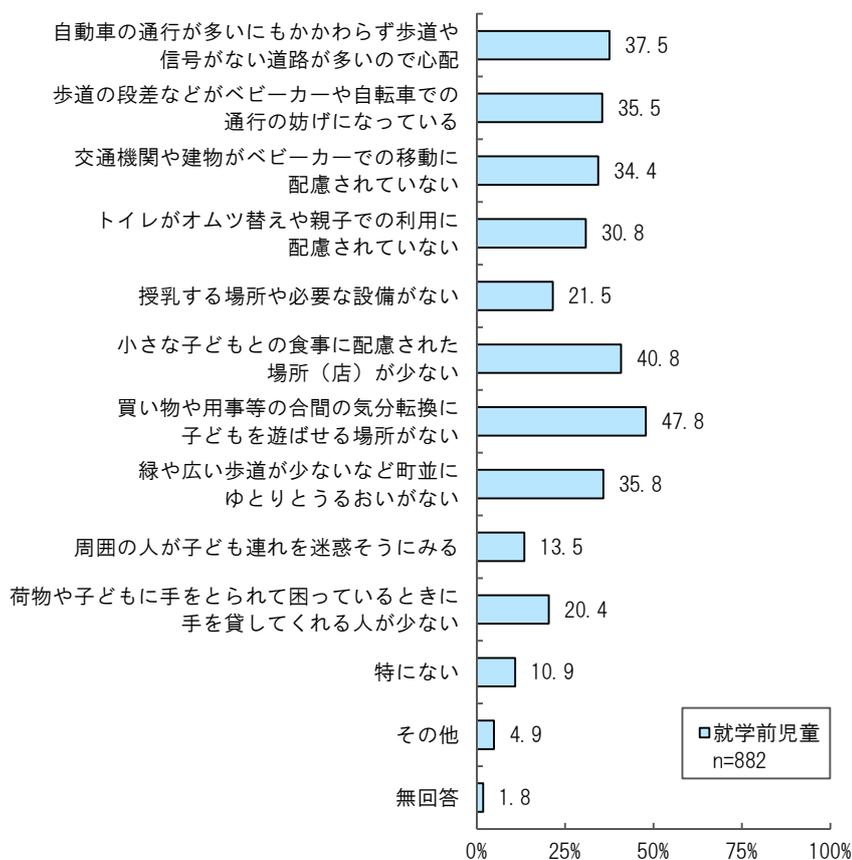
5 生活環境等について

(1) 外出時に困ること・困ったこと

就学前児童の外出時に困ること、困ったことについてみると、「買い物や用事等の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない」が多くなっています。

また、これら以外にも回答者の3割以上が「困る」と感じている項目が複数あり、子育て家庭が外出するにあたり、様々な不安要素を抱えていることが伺えます。

【外出時に困ること・困ったこと】



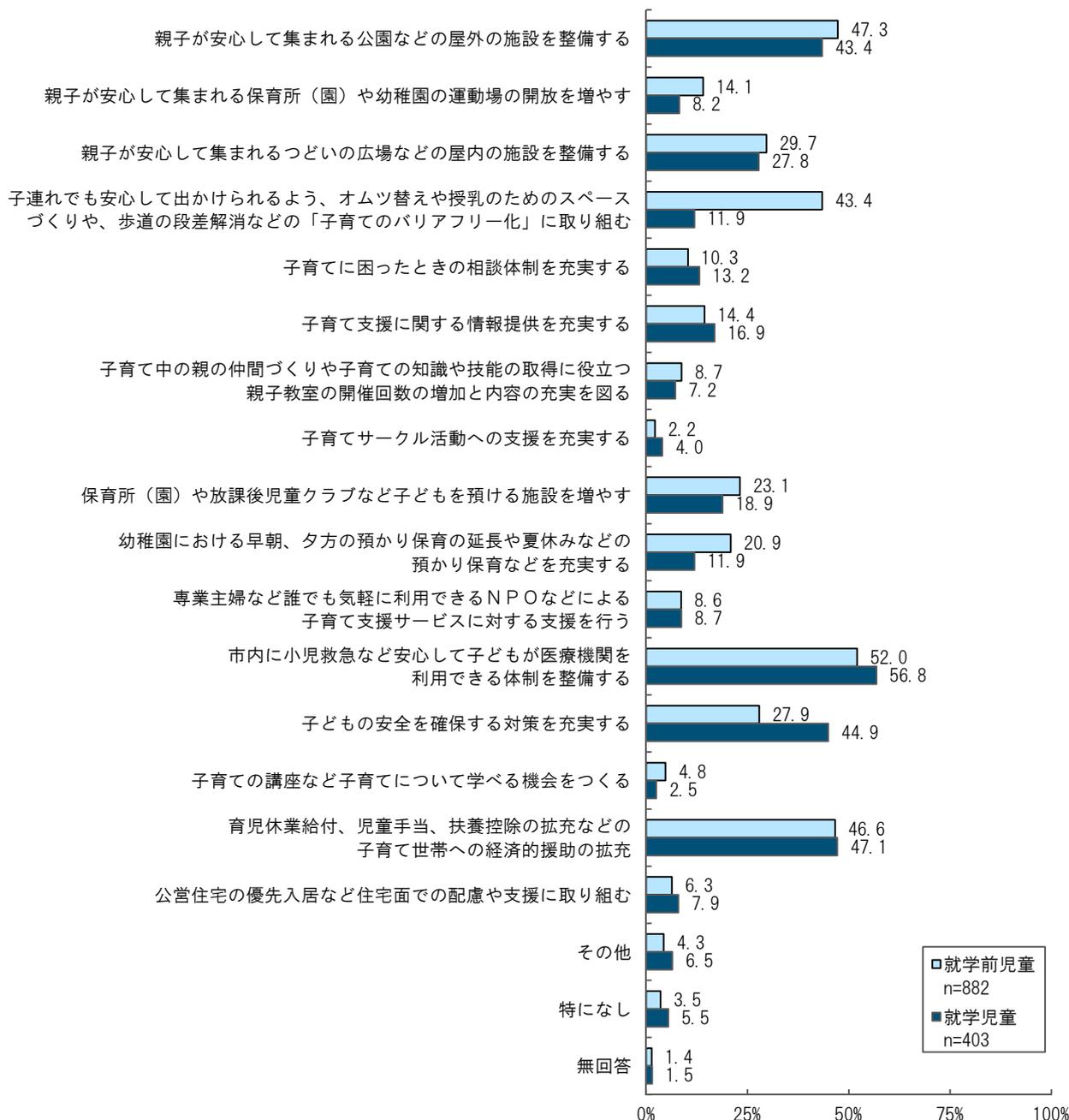
出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書



(2) 充実を希望する子育て支援サービス

充実を希望する子育て支援サービスについては、子どもに関する医療機関の整備や、経済的援助の拡充、公園の整備等が、就学前児童・就学児童とも高くなっています。また、就学前児童においては、子育てのバリアフリー化、就学児童では子どもの安全確保に関するニーズも高い状況です。

【充実を希望する子育て支援サービス】



出典：H30 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書

課題

子どもたちが安全・安心に育つことのできる環境の整備は、子育て世帯の定着に向けた重要な課題の1つです。また、「経済的支援」の充実を求める声も多く、限られた財源の中での確かな支援を行っていけるよう、重点的に取り組むべき施策の精査が必要となっています。

6 個別施策の評価

第1期計画においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、5つの基本項目と18項目の基本施策に体系づけた237項目の事業等（再掲事業を含む）を実施しました。

このうち、計画通りに実施できた事業等は207項目（87.3%）、事業をさらに充実したい事業等は10項目（4.2%）、見直しや改善が必要な事業は10項目（4.2%）、完了した事業等（未実施を含む）は8項目（3.4%）となっています。

【第1期計画に係る次世代育成支援施策の評価結果】

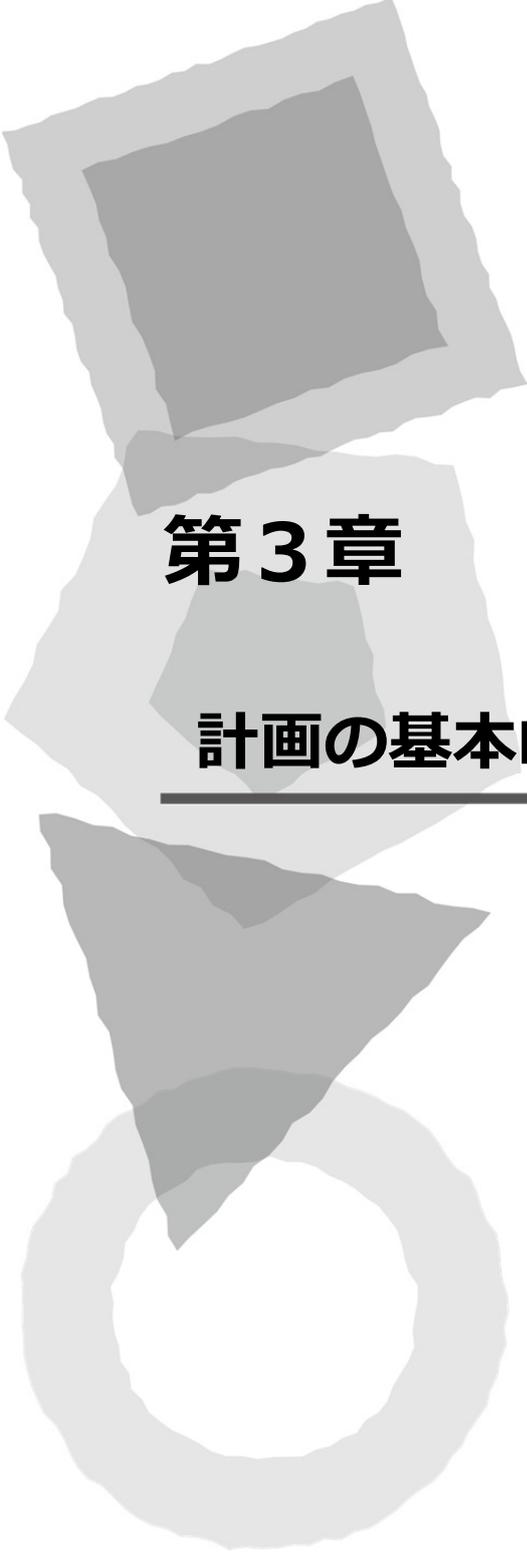
基本目標・取り組み施策等	継続	充実	見直し ・改善	完了	未実施
基本目標Ⅰ 子育てと仕事を両立できる社会づくり					
(1)保育サービスの充実	12	-	-	-	-
(2)子育てと仕事の両立のための環境整備	10	1	-	-	-
基本目標Ⅱ 子どもが心豊かに育つ学習環境づくり					
(1)就学前教育・保育の充実	5	-	-	-	-
(2)学校教育の充実	12	2	1	-	-
(3)学校・家庭・地域社会の連携	15	2	2	-	-
(4)地域の子育て力向上への支援	2	-	1	2	-
基本目標Ⅲ 子育てを支える体制づくり					
(1)妊娠期からの切れ目のない支援	21	-	-	-	-
(2)子育て支援サービスの充実	11	-	-	-	1
(3)利用しやすいサービス体制	4	2	-	-	-
(4)子育ての悩みや不安への対応	19	-	-	3	1
基本目標Ⅳ 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり					
(1)子育てしやすい生活環境の整備	8	-	2	-	-
(2)子どもの安全・安心の確保	10	-	-	1	-
(3)医療体制の整備	3	-	-	-	-
(4)親子の健康の保持・増進	10	1	1	-	-
基本目標Ⅴ 様々な家庭での子育てを支える体制づくり					
(1)児童虐待への対応	11	-	1	1	-
(2)障害のある子どもやその家庭への支援	19	-	-	1	-
(3)ひとり親家庭への自立支援	9	-	-	-	-
(4)子どもの将来のための支援 (子どもの貧困対策)	26	2	2	-	-
合計	207	10	10	8	2



7 子育て支援に関する課題の整理

子育てに関するニーズ調査結果による現状や、施策・事業評価等から、第2期計画の策定に向けた課題等の取りまとめを行い、以下のように整理しました。

- 課題1 子育てにおいて、父親と比べて母親により重い負担がかかる状況が続いており、父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりや、父親の育児参加への意識の醸成を進めていく必要があります。
- 課題2 教育・保育事業において、認定こども園への移行や、保育所等の改修に伴う定員枠の拡大等により、就学前児童の受け入れ枠は拡大していますが、保護者が希望する条件に合った幼稚園や保育所の空きがないなど、利用につながりにくいケースもあり、送迎保育ステーション事業等、多様な受け皿を整備・周知することにより、就学前教育・保育の利用拡大を進める必要があります。
- 課題3 仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備を求める家庭が多いことから、共働き世帯が増加していることが伺えます。働きながら子育てをする家庭を支援するための体制の整備が必要です。
- 課題4 地域の人に子育てを支えられていると感じない人が約4分の1を占めており、子育て家庭が地域から孤立するケースが少なからず存在している状況です。行政と地域が連携し地域全体で子育て家庭を支援する体制づくりの強化が求められています。
- 課題5 放課後児童クラブは、児童が発達段階に応じた主体的な学びや遊びを体験できるよう、さらなる創意工夫が期待されるとともに、女性の社会進出や共働き世帯の増加により多様化する保護者ニーズに対応した事業の充実が求められています。
- 課題6 親族や知人が近隣にいないことから孤立しがちな家庭や、教育への関心が低い家庭は少なからず存在しています。このような「親」としての不安や戸惑いを持ちながら、周囲に支援を求めることのできない子育て家庭に対して、行政や地域が積極的に関わりを持ち、支援を行う体制の構築が求められています。
- 課題7 妊産婦や子育て家庭の為の総合相談窓口として、平成30年度に子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいたう」を開設し、妊娠期以降の切れ目のない支援に取り組んでいます。今後においては、子育て世帯の利用拡大に努め、関連機関の間で子どもの成長に応じた情報共有が図られるよう、「ネウボランドだいたう」のあり方を検討することが必要です。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来です。子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつながるだけでなく、将来の社会を築く次代の活力を育むことでもあり、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。

本市が平成27年3月に策定した第1期の「大東市子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法の基本理念である「子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識」のもと、『親子の笑顔あふれるまち～みんなでつくる子育て安心のまち大東～』を計画の基本理念としました。

現在、大東市の子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化の一層の進行を背景に就学前教育・保育の無償化が実施される等、仕事と子育ての両立の実現による出生率向上の取り組みが国策として進められる中で、世帯の細分化や女性の社会進出の加速化により、多様な子ども・子育て支援ニーズに対し、包括的な支援が求められる状況となっています。

第2期大東市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、家庭・行政・地域が連携し、親子の笑顔があふれるまちづくりを進めることによって、大東市で生まれた子どもたちが、心豊かに育ち、将来の社会をつくりあげる原動力となるよう、第1期事業計画に引き続き以下の基本理念をかかげ、施策を推進します。

▼基本理念

親子の笑顔あふれるまち

～みんなでつくる子育て安心のまち大東～



2 基本目標

基本理念を実現するために必要となる視点を5つの基本目標として定め、この内容を実現するための施策を展開します。



基本目標Ⅰ 子育てと仕事を両立できる社会づくり

多様な働き方に対応し、仕事と子育て生活との両立ができるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備を推進していきます。人口の変動と共働き率の上昇、保育の無償化等を背景とした保育ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、ニーズの拡大する地域における、保育施設の定員枠拡大や新規施設の設置、小規模保育の整備による待機児童ゼロの取り組みを進めながら、安定的な保育サービスの提供に向けた保育利用枠の見直しに取り組みます。また、病児・病後児保育や障害児保育等の多様な保育ニーズへの対応により、就学前の子どもに対する保育サービスの充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業等に対しては育児休業制度の取得の推進による男女の就労環境の改善をめざしつつ、家庭や学校を通じた男女共同参画社会についての意識啓発の取り組みを進めます。



基本目標Ⅱ 子どもが心豊かに育つ学習環境づくり

子どもの人権を尊重した社会の実現に向け、就学後の学校生活の基盤づくりを目標とする学習・教育環境を充実させるため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の交流事業や、いじめや不登校等の相談・支援を行う体制づくりに積極的に取り組んでいきます。また、学習・教育環境の充実のため、確かな学力を育てるための授業改善を進め、学力向上ゼミ等、一人ひとりの子どもが実力をつけられる施策に取り組みます。



基本目標Ⅲ 子育てを支える体制づくり

子育て家庭の多様なニーズに対して効果的に支援するため、子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」を中心とした利用者支援の充実に努め、包括的な相談支援や、子育てアプリとの連動による広範な情報提供など、利用者目線に立った分かりやすい行政サービスの実現による子育て不安の解消に取り組みます。

また、地域子ども・子育て支援事業の充実や行政と地域の連携による、地域の子育て力の増進に努めるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。



基本目標Ⅳ 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

乳幼児のいる家庭が安全・安心・快適に暮らせる住環境の充実に努めます。また、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策の推進や、母子保健の充実による母子の健康の確保、子どもが安心して利用できる医療機関体制の整備に努めます。



基本目標Ⅴ 様々な家庭での子育てを支える体制づくり

増加する児童虐待を未然に防止するため、家庭児童相談室を中心とした早期発見の取り組みを強化します。また、障害のある子どもやその家庭への支援として、子ども発達支援センター等における障害児保育を積極的に進めるほか、学校教育現場における特別支援教育の推進に努めます。ひとり親家庭の支援については、就労支援や経済的支援の取り組みにより、自立をサポートします。



3 重点施策に対する取り組み

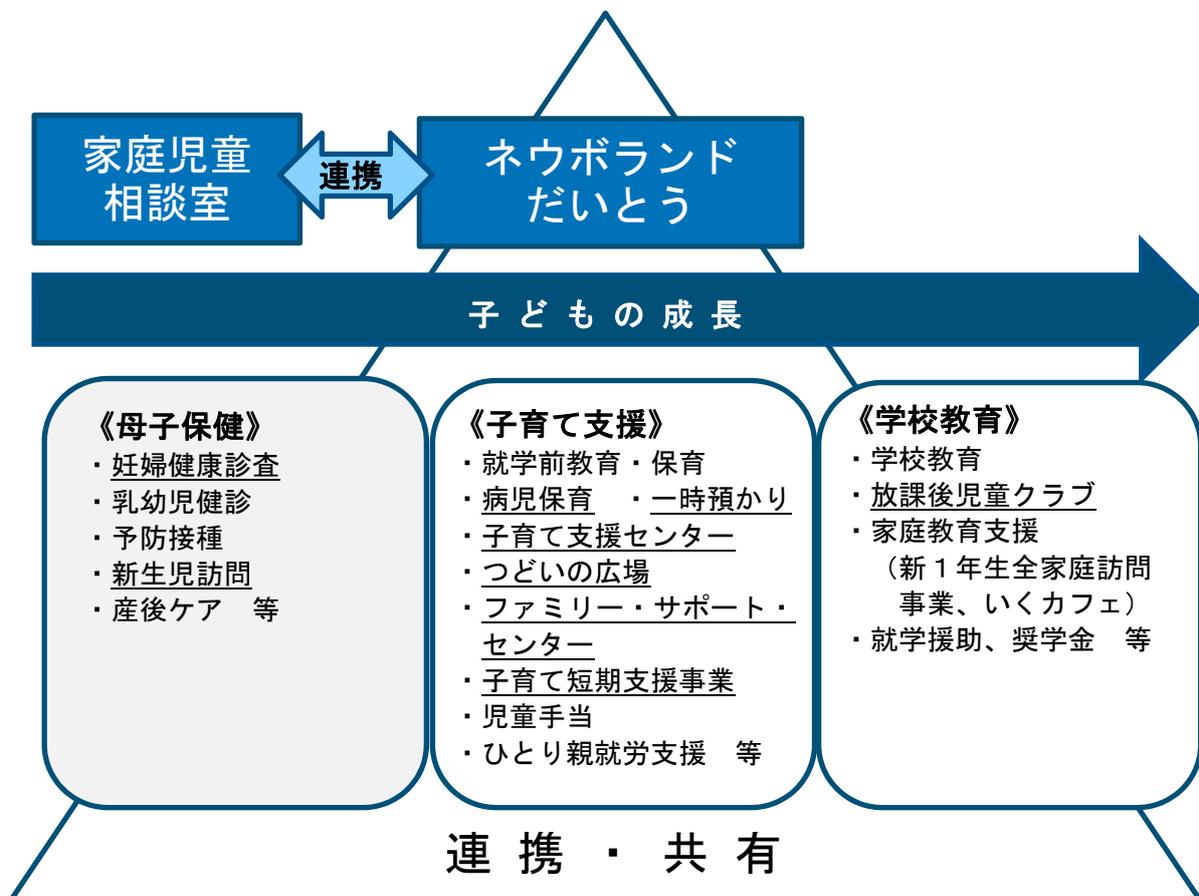
本市では第1期大東市子ども・子育て支援事業計画において、『待機児童ゼロのまちの取り組み』を重点施策とし、働く親が子どもを預けやすい環境を整えることによる、すべての親が仕事と子育てを両立できるまちづくりに取り組んできました。

第2期計画ではこれまでの取り組みによって実現した子ども・子育て施策の円滑な利用を促進するとともに、ニーズに対応した就学前教育・保育サービスの提供体制を構築することにより、まちのどこに住んでいても安心して子どもを育てられる、子育て環境の安定化を進めます。

重点目標 未来につながる子ども・子育て支援

(1) 多様な子ども・子育てニーズへの支援に向けた取り組みの充実

妊娠・出産から就学期までの子育てにおける切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいたう」を中心として、母子保健、子育て支援、学校教育等の関係機関が連携しながら子育て家庭に関わり、子どもの成長に応じた適切かつ継続的な支援を行う、『大東市版ネウボラ』を推進します。



※下線部分は、子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業

(2) 就学前教育・保育サービスの提供体制の再構築

全国的な少子化を背景に、本市においても地域的な差はありますが、平成27年からの5年間で、約600人の就学前人口が減少しています。一方で、共働き世帯の増加等の社会的要因により、保育需要はなお増加傾向にあり、今後長期的に安定した保育サービスの提供を可能とするための、保育需給バランスの調整を進めます。

① 就学前教育・保育施設の利用定員の見直し

地域的な保育需要の動向をみると、西部・南部地域では利用者数が定員を超過している一方、北部・東部地域においては定員割れも生じています。このため、西部・南部地域においては、保育ニーズに応じた利用枠の確保に取り組みながら、北部・東部地域においては、一定の基準を定めた上で、利用ニーズに応じた柔軟な利用定員の見直しを進めます。

地区	施設数			平成27年			平成31年		
	保	認	幼	定員	利用者	0-5人口	定員	利用者	0-5人口
北部	2	4	2	459	416	886	461	435	797
東部	3	4		510	535	1,254	710	597	1,173
南部	4	4	1	409	421	1,565	536	551	1,469
西部	6	3	1	820	888	2,116	863	885	1,783
合計	15	15	4	2,198	2,260	5,821	2,570	2,468	5,222

② 公立施設の方向性の検討

地域ごとの保育ニーズに応じた公立施設のあり方を検討し、具体的な対応を進めます。特に、北部地域においては北条幼稚園の利用者数の減少が著しく、北条保育所との施設統合による、幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。

施設名	現在の定員	H27 園児数	R1 園児数	今後の方向性
北条幼稚園	150	81	49	施設統合による認定こども園化
北条保育所	90	86	88	

※北条幼稚園は5月1日、北条保育所は4月1日時点の園児数です。

③ 送迎保育ステーションの利用拡大

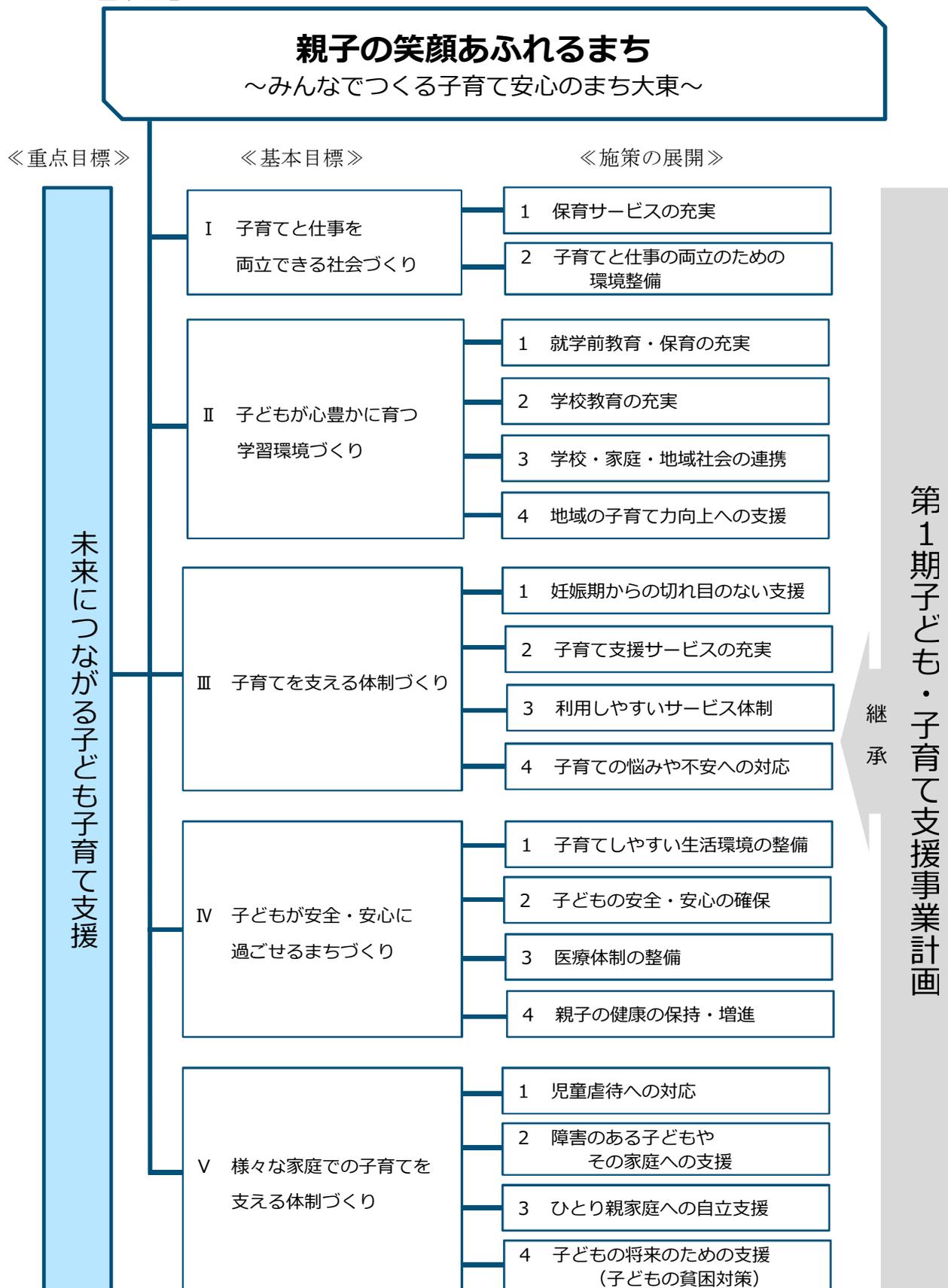
送迎保育ステーションと、東部・北部の保育施設をバスで結ぶ送迎保育ステーション事業は、市全体の保育需給バランスの調整弁としての役割が期待できることから、子育て家庭への周知や利便性の向上による、利用の拡大をめざします。





4 施策の体系

《基本理念》





第4章

子育て支援施策の展開

第4章 子育て支援施策の展開

平成15年に施行された次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、引き続き、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要であると考えられることから、平成26年に法の改正が行われ法律の有効期限が10年間延長されました。これに伴い、第1期計画ではこれまで実施してきた次世代育成支援対策推進法に係る施策を見直し計画的に推進してきましたが、第2期計画である本計画においても、総合的な少子化対策推進の一環として、子ども・子育て支援事業との調和を図りながら、次世代育成支援対策推進法に係る施策をより効果的に推進できるようこれまでの取り組みを評価し、基本目標に基づいた施策を第1期計画に引き続き体系的に展開します。

基本目標Ⅰ 子育てと仕事を両立できる社会づくり

1 保育サービスの充実

(1) 保育ニーズの多様化への対応

多様化の進む保育ニーズに柔軟に対応するため、今後の人口推移や出生率に注視しながら、教育・保育事業の拡充に取り組みます。

就学年齢の子どもについては、就労等の理由により昼間保護者がいない子どもの健全育成が図れるよう、放課後児童クラブの運営を進めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①教育・保育事業の充実	○保護者が就労や病気により、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育します。 ○子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また社会性や主体性を育めるように教育・保育内容を充実します。	継続	子ども室
②地域型保育事業の実施	○3号認定の保育ニーズに対応するため、小規模保育を中心とした地域型保育事業を実施します。	継続	子ども室
③認定こども園事業	○幼稚園および保育所において可能な限り幼保連携型認定こども園への移行を進め、利用定員の拡充に努めます。	継続	子ども室



取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
④病児・病後児保育	○保育所等に通っている児童で、集団保育ができない病気・病気回復期にあつて、かつ、保護者の勤務（就労）の都合により、家庭で育児を行うことが困難な児童を、保護者に代わって保育します。	継続	子ども室
⑤障害児保育	○保育に欠ける障害のある児童であつて、集団保育が可能で日々通所できる児童の保育を行います。	継続	子ども室
⑥時間外保育	○午後6時から7時まで延長保育を行い、保護者の就労を支援します。	継続	子ども室
⑦休日保育	○満1歳以上の就学前の子を対象に土曜日・日曜日および国民の祝日の午前9時から午後5時に保育を行います。	継続	子ども室
⑧放課後児童健全育成事業	○昼間、就労等の理由により保護者のいない児童に対して、健全育成が図れるよう、衛生および安全が確保された施設を備えた適切な遊び場や生活の場を提供します。	継続	生涯学習課
⑨認可外保育所支援事業	○認可外保育施設で実施している事業について、利用者や事業者に対する情報の提供に努めます。	継続	子ども室
⑩事業所内託児施設の設置促進	○子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、事業所に対して事業所内託児施設助成金についての周知を行います。	継続	産業振興課
⑪送迎保育ステーション事業	○JR住道駅南側に設置した送迎保育ステーションで児童をお預かりし、専用バスで市東部・北部の保育所等までの送迎を行います。	新規	子ども室

（２）保育の質の向上

就学前の子どもたちが安心して保育を受けられる環境を維持するため、老朽化の進む保育所等を対象とした施設改修を支援します。また、保育士の就労環境の改善に向けた支援の取り組みを進めます。

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
①保育所等における苦情処理体制の確立等	○保育サービスの質の向上を図るため、苦情相談窓口の充実に努めます。	継続	子ども室
②保育所等施設整備事業	○保育所等について、快適な保育の場を提供できるよう施設の整備・維持管理に努めます。	継続	子ども室
③保育士宿舍借り上げ支援事業	○民間保育所等における保育士不足を解消するため、法人が借り上げる保育士向け賃貸住宅の家賃の補助を行います。	新規	子ども室

2 子育てと仕事の両立のための環境整備

(1) 子育てしやすい職場環境づくりの促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ひとり親家庭の親や高齢者、障害者の就労機会の拡大をめざした制度的な支援を国へ要請するとともに、市民や事業主に対して啓発を進めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発	○一人ひとりが潤いのある生活の実現に向けて、今後も引き続き市民をはじめ事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を進めます。	継続	産業振興課 人権室
②育児休業法の周知徹底	○育児休業について、取得率の向上や男性の取得促進などに向けて、情報提供を行うとともに、事業主へ働きかけます。	継続	産業振興課 人権室
③労働時間の短縮など労働形態についての要請	○ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、また、ひとり親や高齢者、障害者が就労の拡大ができ、ゆとりある生活の確保などが行えるよう、在宅勤務、労働時間の短縮、ワークシェアリングやジョブシェアリングなど企業が導入しやすいよう、制度的な支援を国へ要請するとともに、事業主への働きかけを行います。	継続	産業振興課
④各種制度導入奨励金の周知・活用の促進	○育児・介護費用助成金、看護休暇制度導入奨励金、育児両立支援奨励金、育児休業代替要員確保等助成金、育児休業取得促進奨励金、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度等について、市民および事業所に周知し、活用の促進を図ります。	継続	産業振興課

(2) 多様な働き方への支援

大東ビジネス創造センター「D-B i z」における、中小企業や起業を考えている人に向けた情報発信や相談事業のほか、市内3か所の地域就労支援センターにおいて随時労働相談を実施するなど、多様な働き方への支援の取り組みを行います。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①起業支援	○大東ビジネス創造センターD-B i zと連携し、起業支援を行います。	充実	産業振興課



取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
②雇用・就労情報の提供と再就職支援	○関係機関と連携し、雇用や就労関係の情報提供に努めるとともに、子育て中の親が再就職しやすいよう、セミナーや面接会を実施します。	継続	産業振興課
③労働相談	○女性を含む労働者の労働条件の改善や相談について、随時相談を実施します。	継続	産業振興課

(3) 男性・子どもへの啓発の取り組み

男女共同参画社会の実現に向け、学校等における男女平等教育の取り組みを進めます。

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
①男女共同参画意識の啓発	○男女共同参画社会についての啓発と固定的性別役割分担意識の解消、家庭生活への男性の参画についての意識啓発を進めます。 ○市立小中学校園において男女平等教育の研究と実践、学校間の情報交流を通して男女共同参画意識の醸成を図ります。	継続	人権室 教育政策室
②育児休業制度の周知徹底	○職業生活と家庭生活との両立の推進のため、男女がともに子育てに関わり、女性だけが子育てに負担を感じないように、男性も取得できる育児休業制度等について広報誌や講座での周知を図ります。	継続	人権室 産業振興課
③両親教室	○夫婦で安心して出産が迎えられるような情報提供や人形を使っての沐浴実習、アドバイスを行います。 ○出産後の健康や父親も参画する子育てについて楽しく学びます。平日コースや土曜日コースなど、夫婦で参加しやすい日程を設定し、父親も子育てに参加する意識を妊娠期から持てるように支援します。	継続	地域保健課
④男女平等教育	○次代を担う子どもたちに対して、キャリア教育と関連付けながら発達段階に応じた男女平等教育を推進します。 ○小学校では家族の一員としての仕事調べから性別役割分担を考え、「男らしく、女らしく」から「自分らしく」の取り組みへと進めます。 ○中学校では2年生の職業体験学習や職業観にある性差の問題や、将来、子育てをしながらも仕事を続けることができるための社会的なシステム等について学習を進めます。	継続	教育政策室

基本目標Ⅱ 子どもが心豊かに育つ学習環境づくり

1 就学前教育・保育の充実

(1) 就学前教育・保育内容の充実

子どもが心豊かに育つ就学前教育・保育の充実のため、保育所や認定こども園、幼稚園等における人権教育の推進に努めるとともに、職員の研修に取り組みます。また、就学前児童に対し小学校や地域との交流の機会を設けることで、入学後のスムーズな学校生活の基盤づくりを行います。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①人権教育の推進	○子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるよう、また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、保育所、認定こども園や幼稚園での系統的な人権教育の研究と実践に努めます。	継続	子ども室 教育政策室
②情操教育、体験学習の推進	○各幼稚園において、「教育要領」に基づき、子どもが豊かな感性や創造力を養うとともに、社会性や主体性を育める教育・保育を推進します。	継続	教育政策室
③幼稚園児と地域との交流	○内容の充実を図り、地域の小学生や高齢者等との交流を深めていきます。	継続	教育政策室
④職員研修の実施・参加	○研修を通じ、保育所等において、子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるように、多様な分野における研修を計画開催し、保育関係者への参加を呼びかけ、保育の質の向上を図ります。また、大阪府その他が主催する研修に参加し発達段階の課題に対応するなど、子どもの人権を尊重する取り組みを進めます。 ○幼稚園の保育・教育内容の充実を図るため、幼稚園教員の各種研修会・研究会への参加を促進します。	継続	子ども室 教育政策室
⑤幼稚園、保育所等と小学校との連携	○就学前児童を小学校に招き、学校見学や在校生との交流等の行事を通して、入学後のスムーズな学校生活の基盤づくりを図ります。 ○就学前健診とも兼ねる等、多くの児童が参加できるように、日程調整を進めます。	継続	教育政策室



2 学校教育の充実

(1) 教育内容の充実

校内で実施される研修に、指導主事等を派遣し、経験の少ない教員等に対して授業改善に向けた指導・助言を行うことで、授業力の向上を図ります。

また、パソコン機器やネットワークを活用した情報教育や、体育の授業における「めあて学習」を通じた仲間意識の向上など、多様な授業の実施による教育の充実を図ります。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○確かな学力を育てるため、「だいとう教育ビジョン2019」に基づいて授業改善を進めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、学校の実情に応じた教育活動の充実を図ります。 ○校内での研修に授業力向上チームや指導主事を派遣し、授業改善に向けた指導、助言に努めます。 	充実	教育政策室
②情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校のパソコン教室のパソコン機器およびネットワークを活用し、児童生徒の情報機器活用能力の育成に努め、プログラミング教育と関連させて推進します。 	継続	教育政策室
③道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別の教科道徳および教育活動全般を通しての道徳教育の充実を図り、倫理観や豊かな心の育成に努めます。 ○教育内容の充実のため、教職員等に対し、道徳教育に関する研修会を実施します。 	継続	教育政策室
④体育授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「めあて学習」を推進するとともに、友だちのめあてを知り、ともに学習することで仲間意識の向上につなげます。 ○小・中学校教育研究会「体育部会」と連携し、体育授業の充実に向けた研究を推進します。 	継続	教育政策室
⑤クラブ・部活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校において、地域人材の活用を推進し、クラブ・部活動の活性化を図ります。 ○中学校では部活動指導員を配置し、効果的かつ効果的な指導をめざします。 	継続	教育政策室
⑥各中学校における職業体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校において職業体験学習を実施し、キャリア教育を推進します。 	継続	教育政策室
⑦労働観や自立心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。 	充実	教育政策室

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
⑧進学、就職等の適切な指導	○生徒および保護者へ適切な助言、指導が行えるよう、関係機関との連携を強化し、進路説明会および進路相談を行い、進路指導の充実を図ります。	継続	教育政策室
⑨子育て・家庭教育への関心の喚起	○各校のPTA活動を通じて、子育て・家庭教育に関する啓発を行います。	継続	教育政策室

(2) 総合的な学校力の向上

教員の資質向上を進めるとともに、小中連携教育の推進や放課後の学力向上に取り組む、総合的な学校力の底上げを図ります。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①学校支援事業	○小・中学生の学習意欲を高め、学校のニーズに応じた支援を行うために、地域人材を活用し学校の総合的な教育力の向上を図ります。	継続	教育政策室
②教員評価育成システム	○教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、個々の目標に基づき取り組みを進め、自身の資質向上を図りながら、子どもの教育・指導に活かします。	継続	教育政策室
③小中連携教育の推進	○全中学校区において、「情報教育」「特別支援教育の観点からの授業改善」「授業規律・生徒指導」等をテーマに小・中一貫した指導方法の工夫を図り、全市をあげて小中連携教育の推進に取り組みます。	継続	教育政策室
④大東・まなび舎事業	○中学校に、放課後等の自習教室を開設し、学習支援アドバイザーを配置し、生徒の学習意欲や学習習慣の向上や自学自習力の育成を図ります。	見直し・改善	教育政策室
⑤学力向上ゼミ	○小学校4年生から中学校3年生までを対象として、希望参加制（有料）の学力向上ゼミを開講し、土曜日の学習機会の拡充と確かな基礎学力の定着を図ります。	継続	教育政策室
⑥放課後子ども教室推進事業	○市内全校において、放課後子ども教室を実施し、地域の高齢者や育成者の協力を得て、放課後の安心・安全な子どもの居場所や学習環境を整備します。	継続	生涯学習課



3 学校・家庭・地域社会の連携

(1) 非行など問題行動の防止

警察や子ども家庭センター等の関係機関との連携を強化し、子どもの生活指導上の様々な問題行動について情報の共有を行います。

また、スマートフォンの普及に伴い、インターネットトラブルの低年齢化が進んでいることから、学校を通じた啓発活動の取り組みを行います。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①青少年健全育成市民大会	○本市の青少年に関わる関係機関、団体、地域住民が青少年健全育成に対して、共通の理解と認識を深める場とするために開催します。	見直し・改善	生涯学習課
②大東・四條畷学警連絡会	○月1回、大東市・四條畷市の中学校の生徒指導主事と四條畷警察、子ども家庭センター等の関係機関が集まり、校区を越えた生徒どうしのつながりからの問題行動について、情報交換を行います。	継続	教育政策室
③非行などの問題行動や有害環境についての啓発・研修会の開催	○子どもの生活指導・生徒指導上の様々な問題行動について関係機関等との連携を強化し、市民や団体などへの啓発を進めるとともに、薬物乱用防止教室、非行防止教室、エンパワメント研修等の充実と、日々の教育活動の中での継続的な指導につなげます。	継続	教育政策室
④メディアを活用する能力の向上	○子どもがメディアを有効活用できる能力を育成するため、学校のICT活用教育を充実させるとともに、ネット依存の予防等情報モラル教育を推進します。 ○スマートフォン等の所持率の高まりとインターネットトラブルの低年齢化が進んでいることから、家庭と連携してルールづくりや啓発活動を継続します。	充実	教育政策室

※ICT活用教育:学校教育の場に情報通信技術(ICT)を活用すること。

(2) 子どもの相談支援体制の充実

家庭児童相談事業では、保護者だけでなく子ども本人からの相談も受け付け、子どもや家族の問題解決を図ります。

また、不登校児童に対する訪問支援では、指導員を小・中学校に派遣し、児童生徒の支援を行います。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①家庭児童相談事業	○本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもおよび家族の問題解決を図ります。 ○家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。	継続	子ども室
②スクールカウンセラー配置事業	○学校指導體制の中に、スクールカウンセラーを効果的に位置付け、児童生徒、保護者、教職員に対して、有効な相談活動を展開します。	継続	教育政策室
③不登校児童に対する訪問支援	○不登校児童生徒に適応指導教室での支援および家庭訪問指導を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校指導員等による相談・支援活動を行います。	充実	教育政策室

(3) 遊び場や居場所づくりの推進

子どもの健全育成の観点から、学校・家庭・地域が連携を強化し、地域教育の活性化を図り、教育コミュニティづくりを推進しています。

また、子どもが放課後に安全に過ごすことのできる環境形成に向け、学校や地域における居場所の確保や、学習環境の整備を進めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①地域教育協議会活動の促進	○学校・家庭・地域等が相互に連携し、多くの人々が子どもに関わることで子どもの健全育成を図ります。	継続	教育政策室
②安心の子どもの遊び場調査・整備	○親子が安心して利用できるよう、都市公園の計画的な改修を進めます。	継続	みどり課
③放課後子ども教室推進事業（再掲）	○市内全校において、放課後子ども教室を実施し、地域の高齢者や育成者の協力を得て、放課後の安心・安全な子どもの居場所や学習環境を整備します。	継続	生涯学習課
④子ども食堂支援事業	○地域において子ども食堂の運営に取り組む団体に対し、必要経費の一部を補助します。	新規	子ども室



(4) 豊かな体験や交流機会の充実

大東市子ども会育成連絡協議会と協力し、子ども会活動を支援していきます。また、子どもたちが様々な体験の中で心身ともに健全に育っていけるよう、ソフトボール大会や駅伝大会等のスポーツ活動、フェスティバルや作文コンクール等の文化活動の活性化に取り組みます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①ふれあい水泳教室	○水泳を通して親と子、子ども同士、親同士の交流を図るとともに、楽しみながら水に慣れ親しみ、水泳の技術向上と参加者の健康の保持増進を図ります。	継続	スポーツ振興課
②総合型スポーツクラブ事業の推進	○地域で複数のスポーツを指導しながら、地域の子育てをともに考えたり、交流を深めるために実施します。	継続	スポーツ振興課
③地域ファミリースポーツ大会	○スポーツに親しみながら地域での交流を深められるように、市域を4つ(南郷・住道・四条・深野)に分け、スポーツ推進委員会を中心に、生涯スポーツの振興とニュースポーツを普及します。	継続	スポーツ振興課
④生涯学習活動の充実	○創意工夫や自由な表現力を養うとともに親子の交流、子ども同士の交流などを行うため、創作教室、料理教室、映画・人形劇鑑賞等様々な活動を実施します。	継続	生涯学習課
⑤学校施設の開放	○子ども会や市民団体・サークル活動の場の提供として学校施設を開放します。	継続	生涯学習課 学校管理課
⑥大東市子ども会育成連絡協議会の支援	○スポーツ(ソフトボール選手権大会、駅伝大会)、文化(子ども会フェスティバル)活動、育成者研修会等への支援を行います。	継続	生涯学習課
⑦小学生と市長との懇談会	○市長が次世代の大東市を担う子どもたち(小学生)と直接語り合うことで、市政やまちづくり活動への関心を醸成することを目的に実施します。	見直し・改善	戦略企画室 広報広聴G
⑧青少年リーダーの育成	○野外活動センターを活用し、小学生から大学生まで異年齢によるキャンプ等の活動を通して、リーダーを養成し、地域活動への参画を促進します。	継続	生涯学習課
⑨小・中学生のボランティア参画の促進	○各学校において、福祉教育の一環として、老人ホームや障害者施設等との交流・体験学習を通して、ボランティア参画の促進に努めます。	継続	教育政策室

4 地域の子育て力向上への支援

(1) 子どもを社会で育てる意識づくり

民生委員や校区福祉委員、学校支援コーディネーター等を通じ、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる環境を形成することにより、子育て家庭の孤立を防ぐ取り組みを進めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①社会で子育て・親育ち・子育てを支える意識啓発	○地域全体で子どもの育ちや親育ち、子育てを支えることの必要性や子どもが次代を担う自立した大人として成長できるよう支援することの大切さなどについて、様々な媒体や機会を活用して啓発を進めます。	継続	生涯学習課 教育政策室
②民生委員児童委員の見守り活動の推進	○地域での困りごとや生活に関する相談に応じ、助言その他の援助などを行います。	見直し・改善	福祉政策課
③校区（地区）福祉委員会活動の推進	○校区（地区）福祉委員会活動への支援を通じて、子育てサロンや小学校での給食交流会、世代間交流の実施など、身近な地域で住民同士の交流を促進します。	継続	福祉政策課
④公立小学校 1年生全家庭訪問	○小学校区単位で編成した相談・訪問チームが家庭を訪問し、地域とのつながりづくりや家庭教育に関する情報の提供、子育ての様子や困りごと等の話を聞き、保護者が安心して家庭教育を行えるようサポートする支援体制の充実を図ります。	新規	教育政策室
⑤いくカフェ	○学校や地域の公民館、公共施設など身近な場所で、保護者がお茶を飲みながら気軽に子育ての話などをしてほっと一息つける場所の提供を行いながら、地域や保護者同士のつながりづくりを支援しています。	新規	教育政策室



基本目標Ⅲ 子育てを支える体制づくり

1 妊娠期からの切れ目のない支援

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

子育て支援、母子保健、家庭教育支援の連携により、子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」を中心とした、妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援を進めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）	○妊娠・出産期から就学期に至る情報提供窓口において、教育・保育所等や地域子育て支援事業等の利用を始めとした、子育てに関する様々な悩みにアドバイスを行う支援員を配置することにより、切れ目のない相談支援を行います。	新規	子ども室 地域保健課 教育政策室
②母子保健相談支援事業	○妊産婦等の相談に対応し、妊産婦等が抱える悩み等を把握するとともに、母子の状態にあった支援計画を作成します。	継続	関係各課
③妊娠出産包括支援事業	○産後の体調不良や育児不安の軽減を図るため、心身のケアや休養などを要する人への支援を行います。	継続	地域保健課

(2) 妊産婦の健康の確保・増進に関わる連携事業

安心・安全な出産を迎えるために、父親・母親への両親教室の実施や、妊婦健康診査に係る費用の助成、助産師等による指導や助言等を実施します。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①母子・父子健康手帳の交付	○母子・父子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と情報の提供を行います。 ○全ての妊婦に専門職が面接・相談を行います。	継続	地域保健課
②両親教室（再掲）	○夫婦で安心して出産が迎えられるような情報提供や人形を使っての沐浴実習、アドバイスを行います。 ○出産後の健康や父親も参画する子育てについて楽しく学びます。平日コースや土日コースなど、夫婦で参加しやすい日程を設定し、父親も子育てに参加する意識を妊娠期から持てるように支援します。	継続	地域保健課

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
③妊婦健康診査事業	○安心・安全な出産を迎えるために、出産までに必要とされる健診を、費用の心配なく受診していただけるよう制度を整え、積極的に受診を促します。	継続	地域保健課
④妊産婦訪問指導	○健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、相談希望者やハイリスク妊婦に対して、助産師や保健師など専門職による指導・助言を実施し、安心した妊娠期から出産・産褥期の健康管理や子育て支援を行います。	継続	地域保健課
⑤妊婦歯科健康診査	○口の中の環境や歯肉などにも変化が現れやすい妊婦を対象に、歯科健診の費用を助成します。	継続	地域保健課
⑥妊婦およびその家族の喫煙と受動喫煙に関する啓発事業	○母子健康手帳交付時に妊婦とその家族、また、両親教室参加者に対して、妊婦の喫煙および受動喫煙が胎児や妊婦におよぼす影響や、喫煙による健康に対する影響について正しい知識を普及・啓発します。 ○母子健康手帳交付時に、喫煙者にはその場で禁煙相談に応じます。	継続	地域保健課
⑦不妊に関する周知	○府のドーンセンターで実施している専門的な不妊相談の周知・勧奨を図ります。また、府の特定不妊治療費助成制度の周知を行います。	継続	地域保健課
⑧産婦健康診査事業	○出産後間もない時期のお母さんのこころの健康状態の確認や検尿・診察などの健診費用を助成します。	新規	地域保健課

(3) 乳幼児の健康の確保・増進に関わる連携事業

乳幼児の健康を確保するため、定期的な健康診査や予防接種を実施し、健康状態の把握に努めます。

また、乳幼児健康診査の未受診児は、虐待につながるリスクも考えられるため、健康診査未受診者への対策を強化することにより、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①新生児聴覚検査	○聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、生後1か月以内の新生児を対象に、聴覚スクリーニング検査費用を助成します。	新規	地域保健課



取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
②乳児一般健康診査	○主に1か月児健康診査として、個別に医療機関で受診します。誕生日の前日まで健康診査として1回受診することができます。	新規	地域保健課
③4か月児健康診査	○身体計測をはじめ医師による診察、集団指導、個別相談、ベビーマッサージの指導を行います。 ○専門職が保護者の健康面や子育ての相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。 ○図書館職員によるブックスタート事業を同時実施します。	継続	地域保健課
④乳児後期健康診査	○生後10か月頃の健診で、個別に医療機関で受診します。	継続	地域保健課
⑤1歳10か月児健康診査	○身体計測をはじめ医師・歯科医師による診察、各専門職による個別相談を行います。 ○保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。	継続	地域保健課
⑥2歳6か月歯科教室	○フッ素塗布や口腔衛生指導、身体計測などを行います。	継続	地域保健課
⑦3歳6か月児健康診査	○身体計測をはじめ医師・歯科医師による診察・尿検査、各専門職による個別相談を行います。 ○保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。	継続	地域保健課
⑧医療機関等との連携	○乳幼児健診やすこやか健診において、必要時専門医療機関へ紹介し、その結果の把握、事後フォロー等を行います。 ○未熟児等、継続して医療を受ける児について、地域で安心して生活するために、出生直後から必要に応じて医療機関等との連携を行います。	継続	地域保健課
⑨予防接種	○感染症の予防および症状軽減を図るとともに、保護者への啓発や相談に応じます。	継続	地域保健課
⑩離乳食講習会	○子どもの月齢や離乳進行状況に応じた献立・食品の選択・調理法などについて具体的に指導し、正しい食習慣の形成・家庭の食生活の見直しにつなげます。	継続	地域保健課

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
⑪健診未受診者への対策強化	○乳幼児健康診査未受診者に対し、電話や訪問等により受診を進め、必要時は保護者の相談に応じます。 ○関係機関と連携し、子どもの所在の確認をします。	継続	地域保健課
⑫新生児・未熟児訪問	○赤ちゃんの発育発達・授乳・病気の予防や育児について、保護者の体調管理についてなど、保健師や助産師が訪問し相談や助言を行います。	継続	地域保健課
⑬乳幼児訪問	○乳幼児健診や保護者からの相談等から、保健師が訪問し相談や助言を行い、安心した乳幼児期の成長発達および子育て支援を行います。	継続	地域保健課
⑭健康増進事業	○保育所や認定こども園、幼稚園、家庭等との連携を強化し、インフルエンザ対策、衛生管理、食事等についての情報提供を行い、意識啓発を進めます。 ○保育士や幼稚園教諭、子ども発達支援センター職員に対する子どもの事故防止やアレルギー、心の健康問題等に対する研修の充実に努めます。 ○すべての乳幼児健診において、タバコ有害に関する啓発を行います。	継続	関係各課

2 子育て支援サービスの充実

(1) 地域の子育て支援サービスの提供

つどいの広場や子育て支援センター、保育関係施設における相談支援や地域交流活動に取り組み、地域の子育て家庭の孤立化や子育てに係る問題の深刻化の防止を図ります。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①子育て支援センター事業	○子育て家庭に対する育児不安等についての相談や指導および子育てサークルへの支援、親子同士の交流活動等を実施します。	継続	子ども室
②つどいの広場事業	○主に0～3歳の乳幼児を持つ子育て中の保護者の集いの場を設け、悩みや不安を取り除く手助けを行います。	継続	子ども室



取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
③保育所等地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の在宅親子に対し、園庭開放や遊び教室等で子ども同士の交流や子育て支援を行います。また、園の行事等で異年齢児との交流を行います。 ○老人クラブ等における高齢者との交流を促進します。 	継続	子ども室
④幼稚園における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園での園庭開放、未就園児との交流遊び、子育て講演会、親子や高齢者等とのふれあい交流などを行います。 ○私立幼稚園での入園前親子教室、地域子育て講演会、子育て相談、カウンセリング、幼稚園開放、地域小学校や高齢者との交流などを行います。 	継続	子ども室 教育政策室
⑤一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○概ね生後6か月以上の就学前児童を対象とし、保護者の疾病・就労等に伴う一時的な保育を希望される人を対象に保育を行います。 	継続	子ども室
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ・ トワイライトステイ)	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合や、保護者が平日の夜間または休日に仕事等により不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。 	継続	子ども室
⑦家庭支援推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮を必要とする在宅・在園の保護者・児童について、家庭訪問、出前相談等を行い、児童の健全育成を図り、虐待の予防に努めます。 	継続	子ども室
⑧ファミリー・サポート・ センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の多様なニーズに対応していくため、援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬で保育、一時預かり、送迎等のサービスを提供します。 	継続	子ども室
⑨託児付イベントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会や生涯学習講座等に参加しやすいように、ボランティア等の協力を得て、託児付き講座を充実します。 	継続	関係各課

(2) 子育て支援ネットワークの推進

子育て家庭に対する情報提供や相談支援などを効率的に進めるため、関連施設や団体がネットワークを構築し、効果的なサービスを提供できる体制を整備します。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①子育てサロン	○子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場を提供し、子育ての悩みを相談できる保護者どうしの仲間づくり等を促進します。校区（地区）福祉委員会や民生委員児童委員・主任児童委員の協力をもって実施します。	継続	子ども室 福祉政策課
②子育て支援連絡会の開催	○民生委員児童委員、主任児童委員、校区（地区）福祉委員、NPO、ボランティアグループ、子育てサークル、防犯連絡員、青少年協会、こども会等関係団体・機関によるテーマ別連絡会の開催を進めます。	未実施	関係各課
③子育て関連施設と地域・市の連携の促進	○保育所、認定こども園、幼稚園、学校、子育て支援センター、青少年教育センターなど子どもに関する関連施設がネットワークを構築し、地域の自主的な子育て支援活動や子育て家庭に対して、情報提供や相談支援などに努めます。 ○ボランティアグループへの積極的な活動の支援を行うとともに、子育て団体のネットワーク化を図り、子育て世帯に効果的なサービスを提供できる体制を検討します。	継続	関係各課

3 利用しやすいサービス体制

(1) 子育て情報提供体制の充実

スマートフォン普及率の高い子育て世代への広範な情報提供の取り組みとして、スマートフォン用アプリケーションを活用した情報発信を進めます。また、「ネウボランドだいとう」と連携し、妊娠期から出産、子どもが18歳になるまでの幅広い期間の子育て情報を提供します。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①情報提供事業	○各施設からのたより、ホームページ、広報誌、フェイスブック等を活用し、情報を提供します。	継続	子ども室



取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
②わかりやすい情報の提供	○情報が行き届きにくい人にもわかりやすいサービス情報の提供に努めます。	継続	関係各課
③子育てガイドブックの活用	○保育所、認定こども園、幼稚園をはじめ、他の公共機関や、こんにちは赤ちゃん訪問事業等を通じて、子育てガイドブックを配布し、子ども・子育て施策の周知を図り、育児の不安感の軽減につなげます。	充実	子ども室
④子育てサービスに関する出前講座の継続実施	○子育て支援センターやつどいの広場、子育てサークル等と協力し、母子向けの出前講座を今後も継続して実施します。	継続	関係各課
⑤子育て支援情報発信事業	○スマートフォン用アプリを活用して、妊娠・出産・子育てに関する情報を発信することで、より広範な家庭に対し子育て情報を提供します。	新規	子ども室

(2) サービス等の利用援助

外国籍の児童や保護者に対する利用援助として、公立学校園における日本語指導要員の派遣や、保育所等の懇談会や発達相談時に通訳者の派遣を行います。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①外国語の通訳支援	○海外からの帰国児童、外国籍の児童の保育所等の入所等に際しての懇談会などに通訳を依頼し支援します。	充実	関係各課
②コミュニティソーシャルワーカーによる支援	○地域住民が安心して暮らし続けられるよう、市内8か所で設置しているコミュニティソーシャルワーカーによる活動を通じて、制度の狭間にいる要援護者の支援の強化などに努めます。	継続	福祉政策課

4 子育ての悩みや不安への対応

(1) 子育て相談の充実

家庭児童相談室や子育て支援センター、保育所や認定こども園、子育てサロン等、子育て支援や母子保健に関わる様々な施設において育児相談等を実施し、専門性を生かした指導、助言を行います。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①家庭児童相談事業（再掲）	○本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもに対する発達検査、遊戯治療、保護者に対するカウンセリングなどを通じて問題解決を図ります。 ○家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。	継続	子ども室
②育児相談等事業	○保育所や認定こども園、子育て支援センター等において、育児不安等についての相談を行い、育児不安の解消や負担の軽減を図ります。	継続	子ども室
③育児相談	○乳幼児を対象とした市内各機関・団体の子育てサロン等に保健師・管理栄養士・看護師などを派遣し、子どもの成長・発達や子育て、予防接種などについて相談を受け、安心した子育てを行うことができるよう支援します。	継続	地域保健課
④健康相談	○妊産婦、乳幼児（新生児を含む）を持つ保護者に対して、保健師・管理栄養士・看護師などが、予防接種や離乳食、育児や発育・発達などについて、それぞれの専門性をいかし、相談に応じます。	継続	地域保健課
⑤各健診時における相談	○乳幼児健診において個別相談を行い、保健師・管理栄養士・看護師・発達相談員などが、予防接種や離乳食、育児や発育・発達など、それぞれの専門性をいかし、相談に応じます。	継続	地域保健課
⑥身近な地域での子育て相談等の実施	○保育所等における子育て講演会、育児相談会、健診時の相談等を実施するとともに、これら相談事業等の周知を広報誌や「子育てガイドブック」「暮らしのガイドブック」等を活用し進めます。	継続	子ども室

（2）養育・医療費の負担軽減

中学校終了までの児童に対する児童手当や、ひとり親家庭などの経済的不安の軽減を目的として支給する児童扶養手当等、家庭や児童の状況に応じて必要な手当の支給や医療費の助成を行い、子育て家庭への経済的な負担感の軽減に取り組みます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①児童手当の支給	○15歳到達後の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している保護者等に対し、手当を支給します。	継続	子ども室



取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
②児童扶養手当の支給	<p>○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行います。</p> <p>○児童の父親または母親に重度の障害がある場合、児童の父親または母親、父母代わりの養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します。</p>	継続	子ども室
③特別児童扶養手当の支給	<p>○日本国内に住所があつて、20歳未満で、中程度以上の障害のある児童を養護している保護者等に対し、経済的負担を軽減するため支給します。</p>	継続	子ども室
④子ども医療費助成	<p>○市内に住所を有する0歳～中学校卒業（15歳到達後の3月31日）までの通院・入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します。</p>	継続	福祉政策課
⑤ひとり親家庭医療費助成	<p>○児童と父親または母親、両親のいない児童と養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害者の世帯について、18歳到達後の3月31日までの児童、父親、母親、養育者の通院・入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します（支給要件や所得制限があります）。</p>	継続	福祉政策課
⑥障害児福祉手当の支給	<p>○重度障害のために、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の人に、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件や所得制限があります）。</p>	継続	障害福祉課
⑦大阪府重度障害者 在宅介護支援給付金	<p>○身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aを併せ持つ重度障害者（児）と同居する介護者に対し、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件があります）。</p>	継続	障害福祉課
⑧未熟児養育医療給付	<p>○身体の発育が未熟なままで生まれた乳児に対して、保険診療の範囲内で入院医療の給付を行います（支給要件や負担金の徴収がありますが、子ども医療費助成等との同時適用が可能です）。</p>	継続	福祉政策課
⑨大東市子育て スマイルサポート事業	<p>○満2歳までの子どものいる家庭を対象に、地域の子育てサービス、子育てに関する消耗品の購入、タクシー乗車に利用できる子育てスマイルサポート券を交付します。</p>	新規	子ども室

(3) 保育・教育費の負担軽減

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化制度が実施され、すべての3歳から5歳の子どもと、市町村民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの幼稚園・保育所・認定こども園等に係る費用が無償となりました。その他、保育・教育費の負担軽減として、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への就学援助費の支給や、学資の貸し付け等を実施します。

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
①保育料等適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○2人以上の児童が保育所、認定こども園、幼稚園、子ども発達支援センター等に同時に入所している場合に、保育料を軽減します。 ○失業等により収入が大幅に減少する世帯に対し、保育料等の減額制度を実施します。 ○保育料等の収納について、保護者負担の適正化を図ります。 	継続	子ども室
②私立幼稚園健康診断助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○園児の健康診断を実施した市内私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）に対し、支給します。 	継続	子ども室
③就学援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に援助を行います。 	継続	学校管理課
④大東市奨学貸付業務	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校等において修学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な人に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り社会有用の人材を育成します。 	継続	学校管理課
⑤特別支援教育就学奨励費	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級在籍等の児童・生徒の家庭に対し、「特別支援教育就学奨励費」による教育扶助を行います。 	継続	教育政策室



基本目標Ⅳ 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

1 子育てしやすい生活環境の整備

(1) 安心して外出等ができる環境整備

道路上の歩行者の安全確保のため、交通安全対策特別交付金の活用による、ガードレール等の交通安全施設の整備や維持を行います。また、コミュニティバスの老朽化に伴い、現バリアフリー法に適合したノンステップバスを順次導入するなど、利用環境の維持・改善に取り組みます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①バリアフリー推進事業	○大東市バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路および準生活関連経路に定められた路線について、計画的に整備を進めます。	継続	道路課
②道路整備	○市道における車両通行の円滑化や歩行者の安全確保を図るため、継続して整備を進めます。	継続	道路課
③交通安全施設の整備	○ガードレール等の交通安全施設の整備を行うとともに、維持を進めます。	継続	道路課
④利用しやすい移動手段の確保	○大東市コミュニティバス等の利用を促進するとともに、環境の維持・改善に努めます。	見直し・改善	交通政策課
⑤利用しやすい快適な施設づくり	○民間・公益施設についての改善を推進するため、大阪府の「福祉のまちづくり条例」の普及・啓発を進めます。	継続	開発指導課
⑥赤ちゃんの駅	○保育所、認定こども園、幼稚園などの公共施設や民間の登録施設に、授乳やおむつ替えができるスペースを設け、乳幼児のいる保護者が安心して外出できる環境づくりを行います。	継続	子ども室

(2) 良質な住宅・居住環境の確保

高齢者と子育て世帯が安心して暮らすことのできる居住地の選択支援を目的とした「三世代家族推進事業」を実施し、大東市への定住促進の取り組みを進めます。

環境の保全では、恩智川クリーンリバープロジェクトや環境フェア等のイベントを通じた啓発活動を行い、子どもたちが将来、快適で潤いのある豊かな環境で生活できるよう継続的な施策を推進します。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①公営住宅の整備・改修	○「市営住宅長寿化計画」に基づき、計画的な整備・改修を進め、良質な住宅・居住環境を提供します。	継続	建築課
②定住の促進	○「大東市住宅マスタープラン」に基づき、住宅政策の方針や施策の展開方向を定め、今後の住まい・まちづくり政策を総合的に進めます。	見直し・改善	住宅都市政策課
③環境の保全	○自然環境の保全に努めるとともに、地球温暖化防止、環境美化や公害防止の取り組みを進めます。	継続	環境課
④住宅改造助成事業	○住宅改造によって安全で自立した生活の確立、介護者の介護負担の軽減を目的に重度身体障害および重度知的障害児・者に対して改造にかかる費用を助成します（所得制限があります）。	継続	高齢介護室

2 子どもの安全・安心の確保

(1) 子どもを交通事故や不審者・犯罪等の被害から守るまちづくり

保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校等において、児童・生徒への啓発と日常的な安全指導を行うとともに、登下校の見守りや防犯設備等の整備により、子どもたちを事故や事件の被害から守るまちづくりを進めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①交通安全教室	○保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校で子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守や正しい交通マナーを実践する態度を育成し、交通事故防止を推進します。 ○小学校へ通う児童の交通安全を確保するため、通学路の交通安全対策と啓発事業を推進します。	継続	生活安全課 子ども室 教育政策室 学校管理課



取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
②登下校時の見守り	○不審者などから、登下校中の子どもの安全を確保するため、地域住民、PTA、団体等と連携し、見守り活動を継続して実施します。	継続	教育政策室 生涯学習課
③防犯意識の啓発強化 および防犯指導の推進	○各校において防犯教室や訓練の実施、校区安全マップの活用による安全指導を実施し、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。 ○保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、防犯教室や防犯訓練を実施し、子どもの防犯指導を推進します。	継続	生活安全課 教育政策室
④「子ども110番の家」 運動の推進	○「子ども110番の家」について、市民に周知を図ります。 ○地域の子どもたちの安全確保のために、「子ども110番の家」運動協力家庭・店舗の拡充を図ります。	継続	生涯学習課
⑤防犯ネットワークの確立	○子どもたちの安全対策を強化するため、地域安全センターを全市立小学校に設置し、各防犯関連団体の活動の促進と、情報ネットワークの構築を進めます。	継続	生活安全課 生涯学習課
⑥防犯設備等の整備	○大東市防犯カメラ設置補助金を活用し、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪の減少につなげます。	継続	生活安全課
⑦LED防犯灯の整備	○大東市LED防犯灯設置等補助金を活用し、LED防犯灯の整備を促進します。	継続	生活安全課
⑧デートDVの防止	○学校教育などを通じて、若年層を対象にデートDVの認知と、デートDVに対する正しい理解を促す学習機会を提供します。	新規	人権室 教育政策室

(2) 子どもを災害から守るまちづくり

市内保育施設や教育機関において、地震などの自然災害を想定した避難訓練等を行います。また、公共施設の防災対策の推進など、子どもを災害から守るまちづくりを進めます。

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
①防災教育・おおさか防災 ネットの推進	○子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所や認定こども園、幼稚園、学校、子ども発達支援センターにおける避難訓練や防災教育を進めます。	継続	消防署 危機管理室 子ども室 教育政策室

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
②地域における防災活動の促進	○地域での防災訓練や出前講座の開催を進め、自主防災組織への啓発を行い、組織の強化に努めます。	継続	危機管理室
③公共施設の防災対策の推進	○保育所や認定こども園、幼稚園、学校、子ども発達支援センター等において耐震設備の整備等を進めます。 ○緊急時に慌てることがないように、避難訓練を実施します。	継続	関係各課

3 医療体制の整備

(1) 小児医療サービスの充実

小児医療については、子どもが病気になったときに適切な医療が受けられるよう、医療体制の整備を進めていきます。また、休日等の病気やけがについては休日診療所や北河内夜間救急センターで対応を行います。

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
①医療体制の充実	○乳幼児が病気になったときに適切な対応と適切な医療が受けられるよう医療体制の整備を進めます。 ○医師会や大阪府内医療機関との連携を強化し、疾患に応じた医療機関の紹介ができるように努めます。	継続	地域保健課
②救急診療体制の充実	○休日や診療時間以外の突発的な子どもの病気・けがなどに対し、安心して医療が受けられる体制の維持に努めます。	継続	地域保健課
③応急手当法の普及	○子どもがかかりやすい病気や家庭内で起こりやすい事故等に関する知識や、応急手当法について、両親教室や4か月児健診、健康教育実施時に普及を図ります。	継続	地域保健課



4 親子の健康の保持・増進

(1) 児童・生徒の健康の確保・増進

健康診断の実施や「薬物乱用防止教室」、「ほけんだより」等、健康教育を通じて児童・生徒の健康の確保・増進を図ります。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①各校における健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校において「薬物乱用防止教室」を開催し、健康の確保への意識啓発を今後も行います。 ○教職員研修会を実施し、健康教育の充実を図ります。 	継続	教育政策室 学校管理課
②健康管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診断、健康教育を推進するとともに、健康相談や心の健康相談の充実に努めます。 ○養護教諭による健康相談を今後も実施します。 	継続	教育政策室 学校管理課
③予防接種（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の予防および症状軽減を図るとともに、保護者への啓発や相談に応じます。 	継続	地域保健課
④性教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各校において、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階を考慮するとともに、養護教諭とも連携しながら性教育を推進します。 	継続	教育政策室
⑤食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが生涯を通じて健康で心豊かな生活が送れるように、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域等関係機関が連携し、食に関する正しい知識等を普及し、実践へとつなげます。 	継続	関係各課

(2) 思春期の健康の確保・増進

思春期の子どもやその保護者に対し、保健指導を通じた正しい知識の普及により、自分の心や体を大切にできる態度を養います。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①中学生に対する保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ○各校において、保健の授業等を通じ、また、家庭との連携も十分図りながら、生徒が生涯を通じて自分の心や体を大切にできるような態度を養います。 	継続	教育政策室
②思春期ヘルスケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○思春期の子どもやその保護者等に対して、喫煙、飲酒、薬物、性感染症など心身に悪影響を及ぼす行動について、その影響についての正しい知識の普及・啓発を進めます。 	継続	教育政策室

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
③相談の実施	○教育相談室の相談員による相談や各校における教育相談担当者およびスクールカウンセラーによる相談を行うとともに、「ネウボランドだいとう」をはじめとする関係機関との連携を強化し、適切な対応が図れるよう相談体制の充実を図ります。	充実	関係各課

(3) 母親・父親等の健康の確保・増進

母親・父親等の健康の確保に向け、40歳未満健康診査や各種の検診を実施し、受診を促します。また、受診者に対し、個別結果の説明に加えて受診者個々の健康意識に合わせて保健指導も実施していきます。

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
①40歳未満健診	○15歳以上40歳未満の市民（障害者含む）で健診を受ける機会がない人（定員あり）を対象に、早期からの生活習慣病予防のための健康づくりを支援するため、身体計測や血圧・血液検査、医師の診察、健診結果の説明および指導を行います。	継続	地域保健課
②各種検診の実施	○対象年齢の市民に対し、「各種がん検診（胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん）」「成人歯科検診」「骨粗しょう症検診」等を実施し、受診率の向上とがんの早期発見・早期治療等に努めます。	見直し・改善	地域保健課
③健康教育・健康相談	○出前講座として生活習慣病予防などをテーマに行うとともに、育児相談会や乳幼児健診などの場を活用し、保護者に対して各種検診案内や予防活動を行います。	継続	地域保健課
④特定健診・特定保健指導	○40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対して、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施するとともに、メタボリックシンドローム該当者およびその予備群該当者への保健指導を実施します。	継続	地域保健課



基本目標Ⅴ 様々な家庭での子育てを支える体制づくり

1 児童虐待への対応

(1) 子どもの人権尊重の意識啓発

新1年生の保護者を対象とした「みんななかよし」や、小・中学生向けの「大東市子ども基本条例」の配布を通じ、市民に対する子どもの人権尊重の意識啓発に努めます。

また、教職員等に対しては、定期的に研修を実施するなど、子どもの人権意識の醸成を図ります。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①子どもの人権問題に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市立小学校の新1年生保護者に「みんななかよし」「こんにちは！」を配布し、子どもの人権尊重意識の啓発や学校園における人権教育を推進します。 ○「子どもの権利条約」や「大東市子ども基本条例」について市民への普及・啓発に努めます。 	継続	子ども室 教育政策室
②教職員、市職員等に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント、児童の買売春、生徒指導上の課題など、子どもの人権問題に関する研修を行い、子どもの権利の視点に立った施策・事業など、取り組みの推進に努めます。 	継続	関係各課

(2) 子どもの虐待防止対策の推進

子どもへの虐待の防止や早期発見の取り組みとして、子どものいる家庭へ訪問を行い、保護者に寄り添いながら子育てに対する不安や悩みを聞き、行政と地域が一体となって子育て家庭を見守る体制を作ります。また、支援の必要な家庭の早期把握によるハイリスク化の未然防止に努めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①児童虐待防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市民対象に予防や早期発見を促すため、啓発講座の開催やリーフレットによる周知に努めます。 ○通告受理後、関係機関とのネットワーク支援体制を組み早期対応を図ります。 	継続	子ども室

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
②関係機関等による虐待発見の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所、認定こども園、幼稚園、学校、子ども発達支援センター、医療機関等施設や関係機関、乳幼児健診時などでの虐待の早期発見に努め、未然防止を図ります。 ○乳幼児健診未受診者に対して、全数訪問等を行います。連絡がつかなかった場合は、関係機関と連携し、所在の確認を行います。 	継続	関係各課
③家庭支援推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮を必要とする在宅・在園の保護者・児童について、家庭訪問、出前相談等を行い、児童の健全育成を図り、虐待の予防に努めます。 	継続	子ども室
④家庭児童相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。 	継続	子ども室
⑤育児相談等事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所や認定こども園、子育て支援センター等において、育児不安等についての相談を行い、育児不安の解消や負担の軽減を図ります。 	継続	子ども室
⑥はろーベビィ訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供することにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 	継続	子ども室
⑦面接・訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待家庭について、虐待行為の防止、軽減を図るための面接、家庭訪問を行います。 	継続	子ども室
⑧研修の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○大東市児童虐待防止連絡会議において、児童虐待に関する発見・対応に関する研修を実施し、対応のスキルの向上に努めます。 	継続	関係各課
⑨養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ○出産後間もない時期に育児不安を抱える養育者や、その他不適切な養育状態にある家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭、また児童養護施設等の退所により児童の家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を実施します。 	継続	子ども室
⑩就学児童エンパワメント育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等の協力を得て、安全で安心して就学児童が自由に遊べる場所を設け、体験活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で就学児童が持つエンパワメントを育成します。 	見直し・改善	子ども室



取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
⑪にこにこ子育て訪問支援事業	<p>○生後6～8か月の第1子の乳児に対し、身近な地域で活動する民生委員児童委員・主任児童委員と子育て家庭とが訪問活動をきっかけに顔見知りになり、子育て家庭に寄り添い、不安や悩みを相談できる相手のいる安心感を提供し、孤立化の防止を目的としています。</p> <p>また、民生委員児童委員・主任児童委員の認知度を高め、地域全体で子育て家庭を支え見守る体制をつくり、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援を行います。</p>	新規	子ども室
⑫親支援事業	<p>○困難な課題を抱える保護者に対し、子育てに関する心理教育プログラムを実施し、保護者自身が養育の問題点に気づくことで、虐待の改善・未然防止へとつながることを目的とします。</p>	新規	子ども室

2 障害のある子どもやその家庭への支援

(1) 障害のある子どもや家庭に対する支援

障害のある子どもや家庭に対し、発達相談員、理学療法士等による巡回相談や訪問支援事業を実施します。就学前の児童に対しては、乳幼児健診等で支援の必要性を見極め、年齢・発達に応じた療育や訓練につなげます。また、保育職による通園療育、専門職による訓練や相談、親子療育や保護者学習会などの保護者支援を進めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①保育所等巡回相談、学校巡回相談	<p>○保育所等訪問支援事業や学校巡回相談を通じて、集団保育への支援や、障害児保育の実施などに対する専門職の派遣、学校への巡回相談を行います。</p> <p>○保護者のニーズの把握や施設への周知を行い、関係機関の連携を支援します。</p>	継続	子ども室 子ども発達支援センター
②乳幼児健診・すこやか健診	<p>○乳幼児健診やすこやか健診において支援の必要性を見極め、各機関と連携の上、速やかに療育につながるよう支援を行います。</p>	継続	地域保健課
③親子教室	<p>○乳幼児健診等で発達支援が必要とされた乳幼児に対し、親子で一緒に遊びながら育児の方法を学び、安心して子育てができるように支援します。</p>	継続	地域保健課

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
④療育・訓練・相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもとその家族の相談を随時受け付けるとともに、必要に応じて訪問または通所による療育支援につなげます。 ○子ども発達支援センターは事業所の指定を受け、保健医療、福祉、教育等の関連機関と緊密な連携を図りつつ利用者の障害の特性その他の事情に応じ適正かつ効果的な支援に努めます。 	継続	子ども室
⑤子ども発達支援センター・幼児発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障害のある乳幼児に対して、年齢・発達に応じて療育や訓練を行い、発達を促します。また、保護者への子育て支援もあわせて行います。 ○発達相談員による保育・授業観察および発達検査を実施し、保護者および関係者の相談に応じて助言を行います。 	継続	子ども室
⑥放課後活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学齢障害児に対し、集団的な遊びや生活を提供して、放課後支援を行います。 	新規	子ども室
⑦巡回発達相談	<ul style="list-style-type: none"> ○発達に配慮を要する幼児・児童・生徒および保護者や教職員に対し、発達相談員による保育・授業観察および発達検査を実施し、助言等を行います。 	継続	教育政策室
⑧保育所、認定こども園、幼稚園との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な就学が図られるよう、関係機関との連携を密にする中で就学相談を実施していきます。 ○現状の支援サービスを継続するとともに、相談窓口の周知に努めます。 	継続	子ども室 教育政策室
⑨在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児支援利用計画の策定の実施により、障害のある児童の在宅福祉サービスの充実を図ります。 	継続	障害福祉課
⑩関係各課の相互連携	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの成長に応じて療育が途切れることなく提供されるよう、関係機関および関係各課の連携を強化します。 	継続	関係各課
⑪障害児福祉手当の支給（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○重度障害のために、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人に、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件や所得制限があります）。 	継続	障害福祉課
⑫大阪府重度障害者在宅介護支援給付金（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aを併せ持つ重度障害者（児）と同居する介護者に対し、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件があります）。 	継続	障害福祉課



取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
⑬特別児童扶養手当の支給（再掲）	○日本国内に住所があって、20歳未満で、中程度以上の障害のある児童を養護している保護者等に対し、経済的負担を軽減するため支給します。	継続	子ども室
⑭公営住宅の確保	○障害のある子どもを持つ世帯の住宅を確保するため、障害のある方がいる世帯に対し、市営住宅の福祉世帯向け住宅の募集を行います。 ○障害のある子どもを含め、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯に対し、裁量世帯として収入基準の緩和を行います。	継続	建築課

（2）特別支援教育の推進

各校で支援を必要とする児童生徒の状況を適切に把握して「個別の指導計画」を作成し、より効果的な支援を実施していきます。

また、教職員に対する研修や学習会を実施し、特別支援教育に関する専門性を向上させるとともに、学校全体の支援教育の充実を図ります。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①就学相談・支援の充実	○関係機関との連携を強化し、障害の状況、発達段階、教育ニーズに応じた適切な教育・支援が受けられるよう相談体制の充実に努めます。	継続	教育政策室
②特別支援教育の充実	○障害のある子どもがその持てる可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな教育・支援の充実に努めます。	継続	教育政策室
③特別支援教育に関する教職員研修の実施	○障害の状況や発達の段階に応じて、一人ひとりの可能性を伸ばし、生きる力を育めるよう、特別支援教育に関する研修を実施します。	継続	教育政策室
④障害についての理解・認識の啓発	○多様化・複雑化する障害や心の健康について、学校等の保護者会活動や講演会等を通じて啓発を図ります。	継続	教育政策室
⑤自立に向けての総合的な教育の推進	○各学校において、将来の進路を展望したキャリア教育の推進に努めます。	継続	教育政策室
⑥学校施設・設備の改修	○施設・設備の改修は、必要に応じ、実施することに努めます。	継続	学校管理課

3 ひとり親家庭への自立支援

(1) ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭の自立のため、地域就労支援センターにて随時相談を行うほか、資格取得や教育訓練の受講費に対する支援等、多様な経済的支援を行います。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①ひとり親家庭等就労支援事業	○ひとり親家庭の保護者等を対象に就労相談から、就職、転職に至るまで、寄り添い型の支援を行います。	新規	子ども室
②地域就労支援事業	○地域就労支援センターにおいて、中途退学者や卒業後未就職の若年者・中高年齢者・ひとり親家庭の保護者・障害者等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。	継続	産業振興課
③母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	○ひとり親家庭の保護者が自立に向け職業能力の開発を行えるよう、事前相談を通じて教育訓練講座の指定・認定を行い、講座受講修了後に、受講のために支払った金額の20%に相当する額（4,001～100,000円の範囲内）を支給します。	継続	子ども室
④母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	○ひとり親家庭の保護者に対し、経済的に自立するための資格取得を促すため、経済的な支援を行います。 ○看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の養成機関において2年以上のカリキュラムを受講し対象資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者が対象となります。	継続	子ども室
⑤児童扶養手当の支給（再掲）	○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行います。 ○児童の父親または母親に重度の障害がある場合、児童の父親または母親、父母代替りの養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します。	継続	子ども室
⑥ひとり親家庭医療費助成（再掲）	○児童と父親または母親、両親のいない児童と養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害者の世帯について、18歳到達後の3月31日までの児童、父親、母親、養育者の通院・入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します（支給要件や所得制限があります）。	継続	福祉政策課
⑦府母子父子寡婦福祉資金貸付制度	○ひとり親家庭の保護者が新しく仕事を始めたり、子どもの高校・大学進学などに利用できるように、貸付を行います。	継続	子ども室



取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
⑧助産施設	○妊産婦が保健上必要にも関わらず、経済的理由で入院助産を受けることができないとき、助産施設への入所を支援します。	継続	子ども室
⑨母子生活支援施設	○母子家庭で、母親が自立できるまで母子が生活できるように、母子生活支援施設への入所を支援します。	継続	子ども室
⑩公営住宅の確保(再掲)	○ひとり親家庭の住宅を確保するため、市営住宅の福祉世帯向け住宅の募集を行います。 ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯に対し、裁量世帯として収入基準の緩和を行います。	継続	建築課

4 子どもの将来のための支援（子どもの貧困対策）

（1）子どもの貧困対策

子どもの将来が、子どもの生まれ育った環境によって左右されることのないよう、就学児童や家庭を対象とした相談事業や学力向上の取り組みを進めるほか、日常生活面における課題の解決に向けた、相談や経済的支援を展開し、貧困家庭の自立に取り組めます。

取り組み	内 容	第1期計画との関連性	担当課
①保育料等適正化事業(再掲)	○2人以上の児童が保育所、認定こども園、幼稚園、子ども発達支援センター等に同時に入所している場合に、保育料等を軽減します。 ○失業等により収入が大幅に減少する世帯に対し、保育料等の減額制度を実施します。 ○保育料等の収納について、保護者負担の適正化を図ります。	継続	子ども室
②教育・保育事業の充実(再掲)	○保護者が就労や病気により、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育します。 ○子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また社会性や主体性を育てるように教育・保育内容を充実します。	継続	子ども室
③スクールカウンセラー配置事業(再掲)	○学校指導體制の中に、スクールカウンセラーを効果的に位置付け、児童生徒、保護者、教職員に対して、有効な相談活動を展開します。	継続	教育政策室

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
④確かな学力の向上（再掲）	○確かな学力を育てるため、「だいたう教育ビジョン2019」に基づいて授業改善を進めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、学校の実情に応じた教育活動の充実を図ります。 ○校内での研修に授業力向上チームや指導主事を派遣し、授業改善に向けた指導、助言に努めます。	充実	教育政策室
⑤大東・まなび舎事業（再掲）	○中学校に、放課後等の自習教室を開設し、学習支援アドバイザーを配置し、生徒の学習意欲や学習習慣の向上や自学自習力の育成を図ります。	見直し・改善	教育政策室
⑥大東市奨学貸付業務（再掲）	○高等学校等において修学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な人に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り社会有用の人材を育成します。	継続	学校管理課
⑦大東市未来人材奨学金返還支援補助金	○貸与型奨学金を利用された方で、市内の中小企業等に就職し、市内に居住した場合、奨学金の返還額の一部を助成します。	新規	産業振興課
⑧特別支援教育就学奨励費（再掲）	○特別支援学級在籍等の児童・生徒の家庭に対し、「特別支援教育就学奨励費」による教育扶助を行います。	継続	教育政策室
⑨就学援助事業（再掲）	○義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に援助を行います。	継続	学校管理課
⑩地域教育協議会活動の促進（再掲）	○学校・家庭・地域等が相互に連携し、多くの人々が子どもに関わることで子どもの健全育成を図ります。	継続	教育政策室
⑪放課後子ども教室推進事業（再掲）	○市内全校において、放課後子ども教室を実施し、地域の高齢者や育成者の協力を得て、放課後の安心・安全な子どもの居場所や学習環境を整備します。	継続	生涯学習課
⑫総合型スポーツクラブ事業の推進（再掲）	○地域で複数のスポーツを指導しながら、地域の子育てをともに考えたり、交流を深めるために実施します。	継続	スポーツ振興課
⑬学力向上ゼミ（再掲）	○小学校4年生から中学校3年生までを対象として、希望参加制（有料）の学力向上ゼミを開講し、土曜日の学習機会の拡充と確かな基礎学力の定着を図ります。	継続	教育政策室
⑭各中学校における職業体験学習の充実（再掲）	○中学校において職業体験学習を実施し、キャリア教育を推進します。	継続	教育政策室

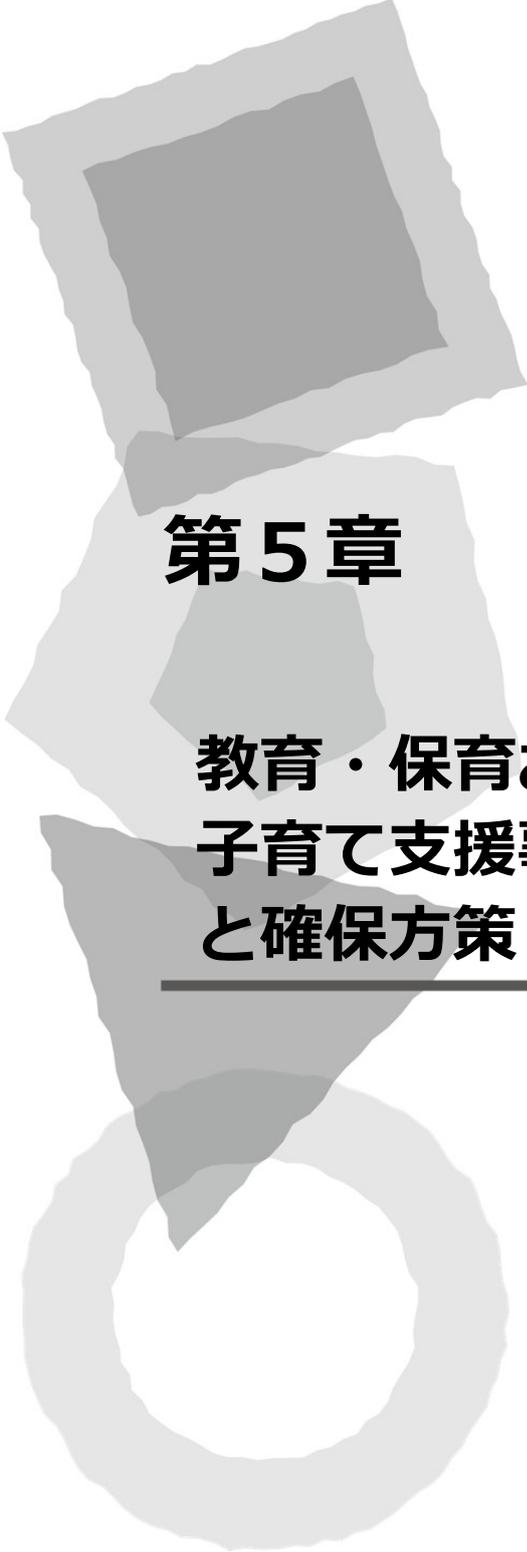


取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
⑮利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）（再掲）	○妊娠・出産期から就学期に至る情報提供窓口において、教育・保育所等や地域子育て支援事業等の利用を始めとした、子育てに関する様々な悩みにアドバイスを行う支援員を配置することにより、切れ目のない相談支援を行います。	新規	子ども室 地域保健課 教育政策室
⑯妊産婦訪問指導（再掲）	○健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、相談希望者やハイリスク妊婦に対して、助産師や保健師など専門職による指導・助言を実施し、安心した妊娠期から出産・産褥期の健康管理や子育て支援を行います。	継続	地域保健課
⑰生活困窮者自立支援制度	○相談支援員が生活上での困りごとや不安を抱えている方々の相談に応じます。また、支援プランの作成や他機関との連携により、解決に向けた支援を行います。	新規	福祉政策課
⑱一時預かり事業（再掲）	○概ね生後6か月以上の就学前児童を対象とし、保護者の疾病・就労等に伴う一時的な保育を希望される人を対象に保育を行います。	継続	子ども室
⑲ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	○保護者の多様なニーズに対応していくため、援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬で保育、一時預かり、送迎等のサービスを提供します。	充実	子ども室
⑳子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）	○保護者が疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合や、保護者が平日の夜間または休日に仕事等により不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合等に児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。	継続	子ども室
㉑子ども食堂支援事業（再掲）	○地域において子ども食堂の運営に取り組む団体に対し、必要経費の一部を補助します。	新規	子ども室
㉒養育支援訪問事業（再掲）	○出産後間もない時期に育児不安を抱える養育者や、その他不適切な養育状態にある家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭、また児童養護施設等の退所により児童の家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を実施します。	継続	子ども室
㉓就学児童エンパワメント育成事業（再掲）	○地域住民等の協力を得て、安全で安心して就学児童が自由に遊べる場所を設け、体験活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で就学児童が持つエンパワメントを育成します。	見直し・改善	子ども室

取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
②④食育推進事業（再掲）	○市民一人ひとりが生涯を通じて健康で心豊かな生活が送れるように、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域等関係機関が連携し、食に関する正しい知識等を普及し、実践へとつなげます。	継続	関係各課
②⑤進学、就職等の適切な指導（再掲）	○生徒および保護者へ適切な助言、指導が行えるよう、関係機関との連携を強化し、進路説明会および進路相談を行い、進路指導の充実を図ります。	継続	教育政策室
②⑥公営住宅の確保（再掲）	○ひとり親家庭の住宅を確保するため、市営住宅の福祉世帯向け住宅の募集を行います。 ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯に対し、裁量世帯として収入基準の緩和を行います。	継続	建築課
②⑦家庭児童相談事業（再掲）	○本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもおよび家族の問題解決を図ります。 ○家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。	継続	子ども室
②⑧母子・父子自立支援員	○ひとり親家庭の保護者等を対象に自立に向けた情報提供や相談のほか、離婚前の相談にも応じます。	新規	子ども室
②⑨ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発（再掲）	○一人ひとりが潤いのある生活の実現に向けて、今後も引き続き市民をはじめ事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を進めます。	継続	産業振興課 人権室
③⑩労働時間の短縮など労働形態についての要請（再掲）	○ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、また、ひとり親や高齢者、障害者が就労の拡大ができ、ゆとりある生活の確保などが行えるよう、在宅勤務、労働時間の短縮、ワークシェアリングやジョブシェアリングなど企業が導入しやすいよう、制度的な支援を国へ要請するとともに、事業主への働きかけを行います。	継続	産業振興課
③⑪ひとり親家庭等就労支援事業（再掲）	○ひとり親家庭の保護者等を対象に就労相談から、就職、転職に至るまで、寄り添い型の支援を行います。	新規	子ども室
③⑫母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	○ひとり親家庭の保護者が自立に向け職業能力の開発を行えるよう、事前相談を通じて教育訓練講座の指定・認定を行い、講座受講修了後に、受講のために支払った金額の20%に相当する額（4,001～100,000円の範囲内）を支給します。	継続	子ども室



取り組み	内 容	第1期 計画との 関連性	担当課
③③母子家庭等高等職業訓練 促進給付金等支給事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の保護者に対し、経済的に自立するための資格取得を促すため、経済的な支援を行います。 ○看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の養成機関において2年以上のカリキュラムを受講し対象資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者が対象となります。 	継続	子ども室
③④くらしサポート大東（大東市総合就労支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者、生活保護受給者を対象に、専門の就労支援員が一人ひとりに応じた就労相談や支援を行います。 	新規	福祉政策課
③⑤地域就労支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域就労支援センターにおいて、中途退学者や卒業後未就職の若年者・中高年齢者・ひとり親家庭の保護者・障害者等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。 	継続	産業振興課
③⑥児童手当の支給（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○15歳到達後の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している保護者等に対し、手当を支給します。 	継続	子ども室
③⑦児童扶養手当の支給 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行います。 ○児童の父親、または母親に重度の障害がある場合、児童の母親または父親、父母代わりに養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します。 	継続	子ども室



第5章

教育・保育および地域子ども・ 子育て支援事業の量の見込み と確保方策



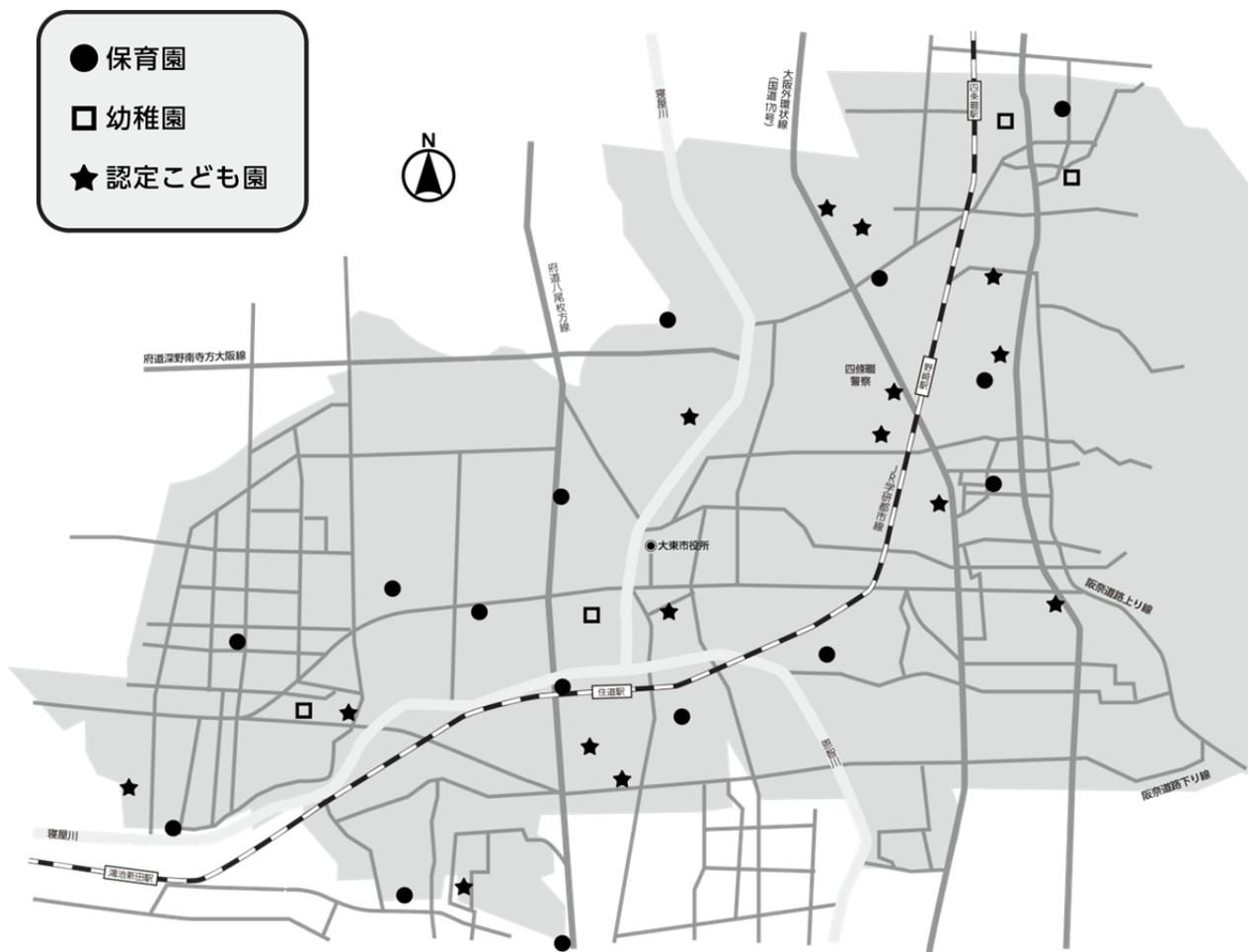
第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条第2項では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を設定するための施設の整備の状況その他の状況を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定するとされています。

本市では、市全体を1つの区域として設定します。

【教育・保育施設等の配置図】



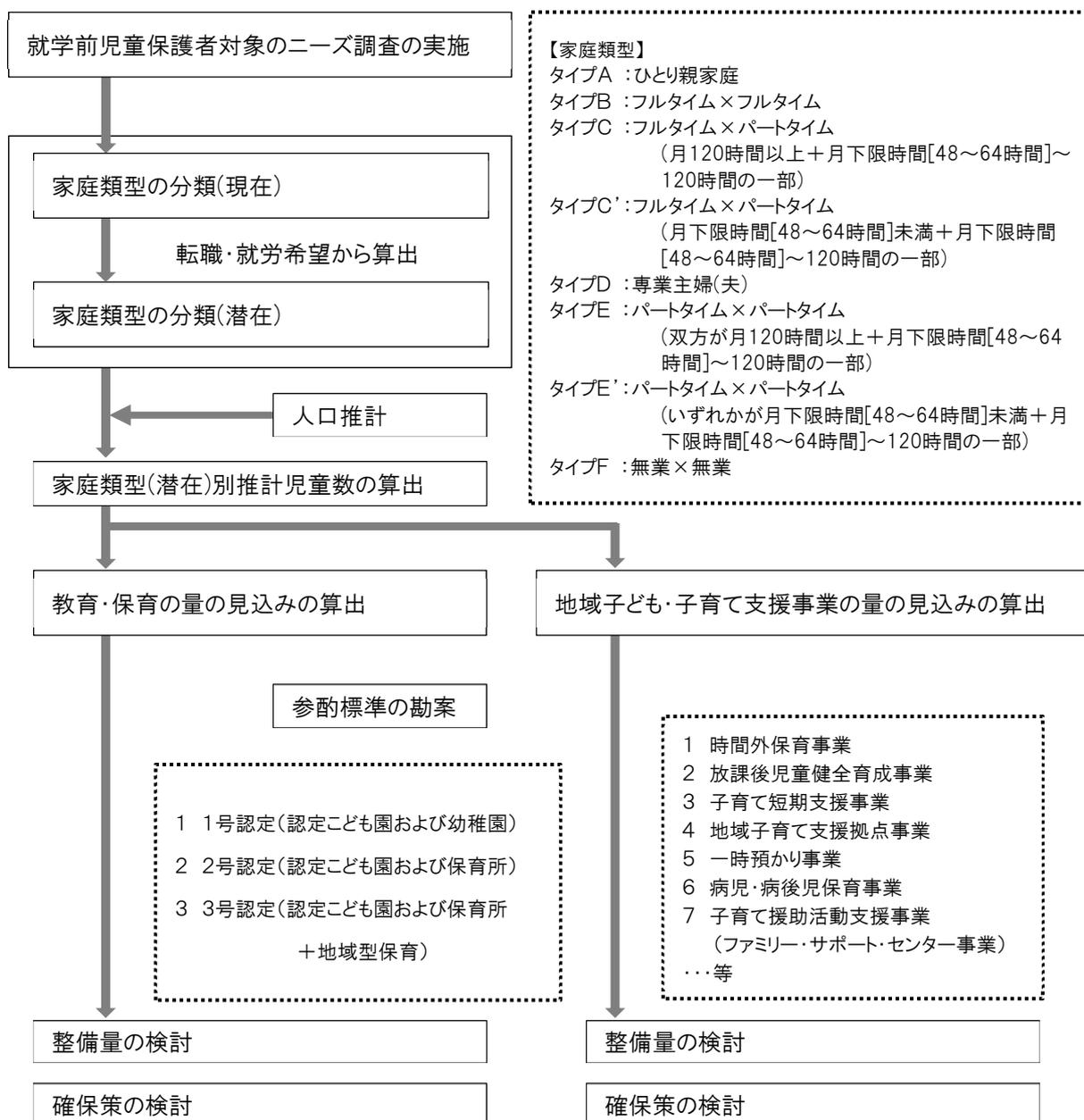


2 子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】



(2) 人口推計（推計児童数の算出）

人口推計については、国が提示するワークシートを活用し住民基本台帳の人口などを用いて、コーホート変化率法により算出しました。推計値については、第2期事業計画の計画期間において減少傾向となっていますが、将来的にバランスの取れた社会を維持するため、子ども・子育て支援施策に引き続き注力し、就学前人口の増加に取り組めます。

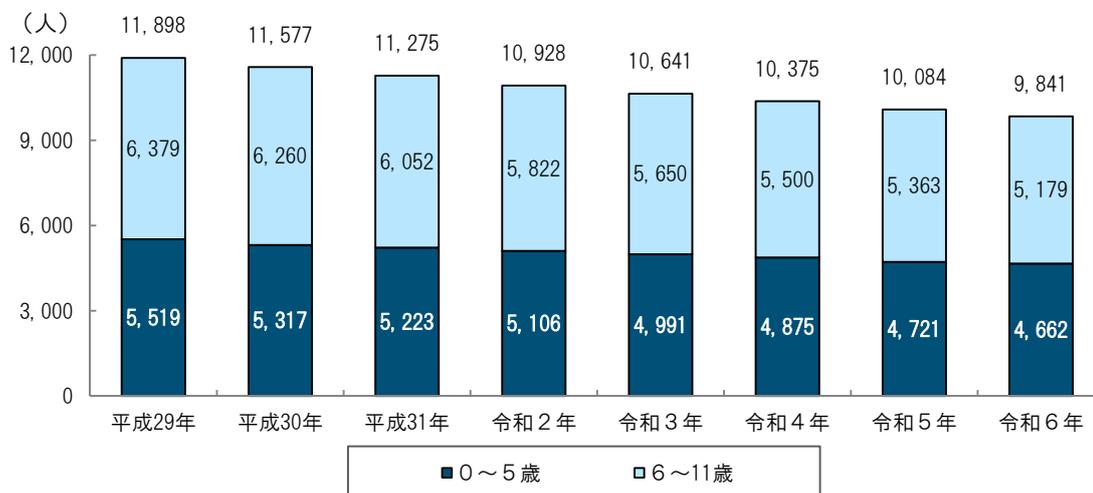
【子ども人口の推計】

単位：人

	実績			推計				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	11,898	11,577	11,275	10,928	10,641	10,375	10,084	9,841
0歳	886	819	830	807	791	775	760	750
1歳	905	904	820	841	818	802	786	771
2歳	918	885	914	807	828	805	789	773
3歳	916	888	880	903	797	818	795	779
4歳	927	904	883	869	892	787	808	785
5歳	967	917	896	879	865	888	783	804
0～5歳	5,519	5,317	5,223	5,106	4,991	4,875	4,721	4,662
6歳	1,022	955	920	889	872	858	881	777
7歳	1,003	1,015	959	918	887	870	856	879
8歳	1,051	1,002	1,017	960	919	888	871	857
9歳	1,113	1,047	1,006	1,016	959	918	887	870
10歳	1,129	1,109	1,037	1,001	1,011	954	913	882
11歳	1,061	1,132	1,113	1,038	1,002	1,012	955	914
6～11歳	6,379	6,260	6,052	5,822	5,650	5,500	5,363	5,179

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年3月31日）

【子ども人口の推計】





(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

【児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合】

家庭類型	説明	単位：%	
		現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	9.7	9.7
タイプB	フルタイム×フルタイム	34.7	38.4
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	23.8	23.3
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	9.7	13.4
タイプD	専業主婦（夫）	21.6	14.7
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.2	0.2
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.3	0.3
タイプF	無業×無業	0.2	0.0

【推計年度別の児童数（0～5歳）】

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	9.7	493	482	471	456	450
タイプB	38.4	1,963	1,919	1,874	1,815	1,792
タイプC	23.3	1,188	1,162	1,135	1,099	1,086
タイプC'	13.4	687	671	656	635	627
タイプD	14.7	748	731	714	692	683
タイプE	0.2	9	9	8	8	8
タイプE'	0.3	18	17	17	16	16
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	5,106	4,991	4,875	4,721	4,662

3 教育・保育に関する実績と量の見込みおよび提供体制の確保方策

(1) 教育・保育事業

① 幼稚園・認定こども園

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労に関わらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設として、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型があり、いずれも都道府県の認可・認定を受けた施設です。

【教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況】

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①園児数	1,390	1,284	1,199	1,103	1,029
②定員数	2,190	2,141	2,189	2,106	1,996
乖離（②－①）	800	857	990	1,003	967

【教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	999	969	941	908	896
1号認定	696	675	655	632	624
2号認定	303	294	286	276	272
②確保の内容	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
認定こども園・幼稚園	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
新制度に移行していない幼稚園	334	334	334	334	334
乖離（②－①）	437	467	495	528	540



確保方策	○幼児教育・保育の無償化等の社会的要因による保育ニーズの変動を注視しながら、必要な定員枠の確保に努めます。
------	---



② 保育所・認定こども園および地域型保育事業

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて都道府県の認可を受けた児童福祉施設です。また、地域型保育事業（小規模保育事業）は、主に0歳から2歳の保育を行う、比較的規模の小さな認可保育施設です。

【保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況】

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①園児数	2,260	2,374	2,383	2,400	2,464
2号認定	1,329	1,380	1,378	1,376	1,410
3号認定	931	994	1,005	1,024	1,054
②定員数	2,198	2,420	2,438	2,500	2,570
特定教育・保育施設	2,198	2,420	2,438	2,500	2,570
2号認定	1,321	1,445	1,440	1,452	1,502
3号認定	877	975	998	1,048	1,068
小規模保育	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	△62	46	55	100	106

【保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,548	2,541	2,514	2,478	2,472
2号認定	1,497	1,451	1,410	1,360	1,342
3号認定	1,051	1,090	1,104	1,118	1,130
②確保の内容	2,643	2,655	2,667	2,679	2,693
特定教育・保育施設	2,573	2,585	2,597	2,609	2,623
2号認定	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563
3号認定	1,010	1,022	1,034	1,046	1,060
小規模保育	70	70	70	70	70
乖離（②－①）	95	114	153	201	221



確保方策	<p>○保育利用枠の不足する地域においては、施設改修と連動した定員増員の働きかけを行うなど、利用枠確保の取り組みを推進します。</p> <p>○公立保育所・幼稚園についても、地域的な保育ニーズの変化に対応するため、北条地域における公立施設の認定こども園化等、あり方の検討を進めます。</p>
------	---

4 地域子ども・子育て支援事業に関する実績と量の見込みおよび提供体制の確保方策

(1) 時間外保育事業

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

【延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況】

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
①総利用者数	753	725	829	889	905
②提供量	731	736	744	765	821
乖離(②-①)	△22	11	△85	△124	△84

【延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	921	945	966	991	1,002
②確保の内容	921	945	966	991	1,002
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○時間外保育は全園で提供体制が整っているため、これまでどおり希望に対応していきます。
------	--

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況】

単位：人

実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①総利用者数	低学年	953	978	951	992	968
	高学年	180	215	212	239	259
②提供量	低学年	1,017	1,048	1,086	1,112	1,151
	高学年	192	197	205	219	217
乖離(②-①)	低学年	64	70	135	120	183
	高学年	12	△18	△7	△20	△42



① 低学年の場合

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	972	971	977	973	974
1年生	406	405	407	406	406
2年生	311	310	313	311	312
3年生	255	256	257	256	256
②確保の内容	972	971	977	973	974
1年生	406	405	407	406	406
2年生	311	310	313	311	312
3年生	255	256	257	256	256
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 高学年の場合

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	284	305	335	364	396
4年生	200	214	236	256	279
5年生	52	57	62	67	72
6年生	32	34	37	41	45
②確保の内容	284	305	335	364	396
4年生	200	214	236	256	279
5年生	52	57	62	67	72
6年生	32	34	37	41	45
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



確保方策	<p>○実際の入所者数の推移を見ながら、必要な施設整備や運営体制を検討していきます。実施箇所については、各小学校に1か所としています。</p> <p>○量の見込みと確保の内容については、特に高学年でかい離が激しく、②確保の内容については、平成27年度～平成31年度の推移から予想を立てたものであり、『待機児童』は発生させず、希望者すべてを受け入れると仮定した上での人数となっています。</p>
------	--

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難となった場合などに、施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

平成28年度まで、実績値が見込量を大きく下回っていましたが、平成29年度以降は利用が増大しています。

【子育て短期支援事業の利用状況】

単位：人日

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
①総利用者数	8	7	31	23	27
②提供量	30	30	30	30	30
乖離(②-①)	22	23	△1	7	3

【子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○制度の認知度を高めることで利用拡大を図り令和2年度以降は年間30人日程度の制度利用をめざします。
------	---

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、親子で参加できる講座・教室を開催するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

単位：人回

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
①総利用者数	93,863	124,190	118,386	118,301	118,308
②提供量	61,391	61,827	124,190	124,190	124,190
乖離(②-①)	△32,472	△62,363	5,804	5,889	5,882

【地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

単位：人回

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	118,312	118,325	118,334	118,346	118,360
②確保の内容	118,312	118,325	118,334	118,346	118,360
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○「地域子育て支援センター」の3か所および「つどいの広場」の5か所で充足が可能と思われませんが、今後の状況を勘案しながら、運営体制や内容を検討します。
------	---

(5) 一時預かり事業

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に預かる事業および幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育事業です。

① 幼稚園・認定こども園における一時預かり事業（預かり保育）

【幼稚園・認定こども園における一時預かり事業の利用状況】

単位：人日

実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
①利用者数	3～5歳1号	56,230	56,120	54,816	53,908	53,633
	3～5歳2号	54,400	51,850	50,000	49,167	49,142
②提供量	3～5歳1号	15,484	15,579	56,120	56,120	56,120
	3～5歳2号	12,924	13,003	51,850	51,850	51,850
乖離 (②-①)	3～5歳1号	△40,746	△40,541	1,304	2,212	2,487
	3～5歳2号	△41,476	△38,847	1,850	2,683	2,708

【幼稚園・認定こども園における一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		102,025	99,176	96,472	93,809	91,235
	1号認定	53,359	51,869	50,455	49,062	47,716
	2号認定	48,666	47,307	46,017	44,747	43,519
確保の内容	②延べ人数	102,025	99,176	96,472	93,809	91,235
	施設数	20	20	20	20	20
乖離(②-①)		0	0	0	0	0



確保方策	○幼稚園型預かり保育については、十分な利用枠を確保できる体制が整っており、これまでどおり利用希望に対してサービスの提供を図っていきます。
------	--

② 幼稚園以外における一時預かり事業

【幼稚園以外における一時預かり事業の利用状況】

単位：人日

実績値		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
①実績値	0～5 歳	2,617	3,512	3,353	3,305	3,502
②量の見込み	0～5 歳	3,500	3,556	3,671	3,908	4,286
乖離(②-①)	0～5 歳	883	44	318	603	784

【幼稚園以外における一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,616	3,658	3,769	3,940	3,859
②確保の内容	3,616	3,658	3,769	3,940	3,859
保育所実施分	1,620	1,639	1,689	1,766	1,729
その他施設分	1,996	2,019	2,080	2,174	2,130
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○保育所3か所で一時預かりを実施し、キッズプラザにおいて休日保育を実施しています。ファミリー・サポート・センターでも提供体制が整備され、充足は可能となっていますが、利便性向上のためニーズの拡大に応じた実施箇所数の増加を検討します。
------	---

(6) 病児・病後児保育事業

児童が病気や病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間に、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

【病児病後児保育事業の利用状況】

単位：人日

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
①総利用者数	923	823	549	617	650
②提供量	1,500	1,510	1,526	1,569	1,684
乖離(②-①)	577	687	977	952	1,034



【病児病後児保育事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	689	777	852	949	1,003
②確保の内容	689	777	852	949	1,003
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	<p>○「あすなる病児・病後児保育室」と「野崎徳洲会病院病児保育室」の、市内2か所体制により、定員12名の受け入れ態勢を整えています。</p> <p>○積極的な事業周知を図ることにより受入拡大をめざします。</p>
------	---

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

家族に乳幼児や小学生等の児童のいる人が会員となり、児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業の利用状況】

単位：人日

実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
①総利用者数	1～3年生	399	383	399	417	420
	4～6年生	201	193	150	200	200
②提供量	1～3年生	51	51	399	399	399
	4～6年生	150	151	201	201	201
乖離(②-①)	1～3年生	△348	△332	0	△18	△21
	4～6年生	△51	△42	51	1	1

【ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	629	652	694	723	708
小学校低学年	424	438	452	464	461
小学校高学年	205	214	242	259	247
②確保の内容	629	652	694	723	708
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○提供体制は整備されているため、市民への広報を積極的に行い、量の確保を図ります。
------	--

(8) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等の必要な支援を行う事業です。

【利用者支援事業の利用状況】

単位：か所

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①設置箇所数	0	0	0	1	1
②提供量	1	2	3	1	1
乖離(②-①)	1	2	3	0	0

【利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：か所

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」に専門知識のある職員を配置し、包括的な情報提供事業を進めます。
------	---

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児およびその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行うことで子育ての孤立化を防ぐ事業です。

【乳児家庭全戸訪問事業の利用状況】

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
①総利用者数	919	935	885	859	849
②提供量	960	967	979	1,010	1,092
乖離(②-①)	41	32	94	151	243

【乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	840	811	788	765	771
②確保の内容	840	811	788	765	771
乖離(②-①)	0	0	0	0	0





確保方策	○事業については、対象者全員に対して行われるものであり、令和2年度以降についても引き続き取り組みを進めます。
------	--

(10) 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯など対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

【養育支援訪問事業の利用状況】

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
①総利用者数	6	5	6	12	14
②提供量	15	15	15	15	15
乖離(②-①)	9	10	9	3	1

【養育支援家庭訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	16	17	18	19
②確保の内容	15	16	17	18	19
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○現在は、支援を必要としている家庭に対して実施していますが、今後は対象を拡大し、制度の周知を行うことにより、利用の増加を図ります。
------	---

(11) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

平成 28 年度の児童福祉法改正に伴い、要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修を受講した者を必ず配置することが努力義務とされたことから、ネットワークの機能強化を進めます。

児童虐待防止月間である 11 月には街頭キャンペーンや市民向けの啓発講座を実施し、要保護児童対策地域協議会の取り組みや児童虐待に関する啓発活動に取り組みます。

確保方策	○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制等を検討します。
------	--

(12) 妊婦健康診査

安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康増進、妊婦の生活改善を目的として健康診査を行う事業です。

【妊婦健康診査の利用状況】

単位：人、人回

実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
①実績値	実人数	1,490	1,439	1,386	1,354	1,331
	延べ回数	11,464	11,128	10,426	10,430	10,273
②提供量	実人数	1,610	1,640	1,660	1,680	1,700
	延べ回数	12,100	12,900	13,700	14,600	15,300
乖離(②-①)	実人数	120	201	274	326	369
	延べ回数	636	1,772	3,274	4,170	5,027

【妊婦健康診査の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	実人数	1,312	1,272	1,236	1,198	1,163
	延べ回数	10,111	9,780	9,575	9,306	9,053
②確保の 内容	実人数	1,312	1,272	1,236	1,198	1,163
	延べ回数	10,111	9,780	9,575	9,306	9,053
乖離(②-①)	実人数	0	0	0	0	0
	延べ回数	0	0	0	0	0



確保方策	○妊婦健診については、1人につき14回、最大12万円の助成を保障しているものであり、最大限の利用を啓発します。
------	---

(13) 多様な主体の参入促進事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、認定こども園、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域住民との信頼関係が欠かせません。

本事業は新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施するものです。

確保方策	○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。
------	---



(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における幼児期の教育・保育については、国が定める公定価格をもとに、市町村が利用者負担額を設定しますが、保育施設の利用に当たっては、利用者負担額とは別に日用品等の購入費用や、食材料費に係る実費の支払いが必要となる場合があります。

本事業は、この実費により支払う費用の一部について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

確保方策	○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。
------	---

5 任意記載事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保育ニーズの拡大に対応するため、事業者の意向を尊重しつつ、認定こども園の移行や、小規模保育の整備、送迎保育ステーションの利用拡大等を進めます。
- 地域型保育の質の確保に向け、保育士の研修を行うとともに、府や関係機関と連携しながら、保育士の雇用・確保に努めます。
- 新制度に係る事業について、継続した周知に努め、サービス利用の促進を図ります。

(2) 子どもに関する専門的な知識、および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

「基本目標Ⅴ 様々な家庭での子育てを支える体制づくり」に関わる施策を通じて、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援促進、障害児など特別支援が必要な子どもの支援を進めます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

「基本目標Ⅰ 子育てと仕事を両立できる社会づくり」に関わる施策を展開するとともに、府、地域の企業、子育て支援活動などと連携しながら、職業生活と家庭生活の両立の実現に取り組みます。

(4) 子どもの安全と保育の質の確保に向けた認可外保育施設の運営等に関する基準の制定

「基本目標Ⅰ 子育てと仕事を両立できる社会づくり」において、認可外保育施設についても、幼児教育・保育の無償化の対象となっていますが、令和6年10月までは必要とされる基準を満たさない施設であっても無償化の対象となります。

このため、大東市では認可外保育施設においても、就学前児童の健全な育成が図られるよう一定の水準を確保するため、経過措置期間中における認可外保育施設の運営等の基準を定めています。



第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等が役割を持って、主体的に取り組んでいく必要があります。

また、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

1 それぞれの主体に期待する役割

(1) 家庭

子育ての基本は家庭であり、家庭は基本的な生活習慣、社会的な礼儀作法、善悪の判断、他人に対する思いやりを教える重要な役割があります。また、子どもにとって最も安らげる場でもあります。

しっかりとした家庭教育の実践と、父親も積極的に家事・育児に参加し、家族が協力し合い親子のふれあいや家族の絆を深めていくことが期待されます。

(2) 教育・保育機関

幼稚園、学校、保育所や認定こども園は同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。専門機関として、子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう、教育・保育の充実に努めることが期待されます。また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割も期待されます。

(3) 地域

地域における教育力や子育て力を高めるため、その主導的な役割を担う市内の主な各種団体・機関等が連携しながら、地域において教育や子育てを行う環境や推進体制の充実に努めることが期待されます。

(4) 企業

共働き家庭が増加する中、仕事と家庭生活が両立できるよう、育児休業制度の利用促進、労働環境の短縮や弾力化等、就労に関する条件を整備することが期待されます。

(5) 行政

本計画の実現をめざし、子ども・子育て支援策を積極的に推進し、教育・子育て環境の充実に努めるとともに、社会全体に対して、子育ての大切さ、楽しさなどについて広く周知・啓発します。

また、行政が中心となり、この計画を推進していく必要があることから、庁内関係各課が連携し、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に計画を推進します。

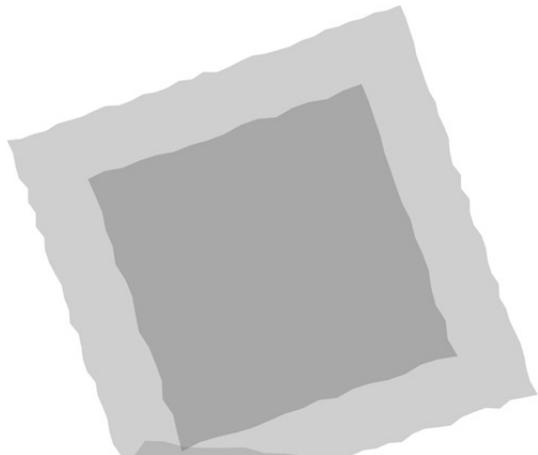


2 計画の進行管理

この計画で定めた教育・保育、および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについては定期的な進捗管理および評価を行います。

また、庁内の推進体制や「大東市子ども・子育て会議」などにおいて、P D C Aサイクル【P l a n（計画）—D o（実施・実行）—C h e c k（検証・評価）—A c t i o n（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

計画の進捗および評価結果については、ホームページや広報などの媒体や機会を通じて、積極的に市民に周知します。



資料編



資料編

1 大東市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 35 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務等について調査審議等をするため、大東市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、または審査する。

- (1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項
- (3) 次世代育成支援対策に関する事項

(委員)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 子ども・子育て支援および次世代育成支援に関し学識経験のある者
- (2) 関係機関または関係団体から推薦された者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援または次世代育成支援に関する事業に従事する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長および副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項に関する調査審議等をさせるために必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議等が終了したときは、



解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、子ども・子育て会議の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員および臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議等の状況および結果を子ども・子育て会議に報告する。
- 5 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉・子ども部において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する

2 大東市子ども・子育て会議委員名簿

◎：会長 ○：副会長（敬称略）

氏名	所属団体等	区分
◎合田 誠	四條畷学園短期大学 教授	学識経験者
○長谷 範子	花園大学 准教授	
永田 久史	大東市民間保育連絡協議会 会長	関係機関から 推薦されたもの
前田 泉	大東市私立幼稚園連合会	
宮田 典子	大東市公立小学校長会	
守屋 寿文	大東市区長会 会計	
中村 朋子	大東商工会議所	
河村 彰則	大東市こども会育成連絡協議会 副会長	
土砂 政徳	特定非営利活動法人地域協働保育所 理事長、キッズプラザ	子ども・子育て 支援事業に従事 する者
山本 早苗	大東市社会福祉協議会 指定管理者G主査	
中田 順子	大東市民生委員児童委員協議会	
榎沢 弘樹	合寝大畷地区協幹事 パナソニックデバイス労働組合大東支部委員長	関係機関から 推薦されたもの
久保 友宏	公募委員	子どもの保護者
岩崎 貴子	公募委員	



3 計画の策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
平成30年7月18日	平成30年度 第1回 大東市子ども・子育て会議	○大東市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○大東市版ネウボラについて
11月5日	平成30年度 第2回 大東市子ども・子育て会議	○第2期大東市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査について ○ネウボランドだいたいの事業状況について
平成31年1月7日～ 1月21日	子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査	就学前児童調査：1,800 就学児童調査：900
2月20日	平成30年度 第3回 大東市子ども・子育て会議	○大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告について ○幼児教育・保育の無償化について
6月21日	令和元年度 第1回 大東市子ども・子育て会議	○第2期大東市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
8月26日	令和元年度 第2回 大東市子ども・子育て会議	○第2期大東市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
10月30日	令和元年度 第3回 大東市子ども・子育て会議	○第2期大東市子ども・子育て支援事業計画の素案について
12月23日	令和元年度 第4回 大東市子ども・子育て会議	○第2期大東市子ども・子育て支援事業計画案について ○北条幼稚園および北条保育所の統合について
令和2年2月10日	令和元年度 第5回 大東市子ども・子育て会議	○第2期大東市子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの結果について ○第2期大東市子ども・子育て支援事業計画概要版について ○教育・保育施設の利用定員の設定について



第2期大東市 子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：大東市

編集：大東市 福祉・子ども部 子ども室

〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号

TEL072-872-2181（代表） FAX：072-872-2189

URL <http://www.city.daito.lg.jp>

E-mail kodomoseisaku@city.daito.lg.jp

